



始





日奉時代史

第 十 卷





德川時代史

池田晃淵 著

下

早稻田大學出版部藏版



徳川綱吉筆観世音像

護國寺の寶物なり、今同寺の承認を得て茲に之を掲ぐることを得たるを多謝す。同寺の寶物目錄に曰く、

観音重 坐岩上、觀海、水、圖、有、讚、絹、地、彩色、中幅、壹幅、常憲院御筆、内大臣綱吉筆、御印アリ、桂昌院殿遺物、綾裝、瀧茶中、綠、薄茶、一文字、扇、黃、葵、紋、金、圖、水晶、軸

讚文に訓點を附すれば左の如し。

願承_ニ加持力衆生悉清淨、以此大願故、自他獲_ニ無垢_一、

本圖の事は本書第二十五頁に在り、就て見るべし。

弘道館記

(弘道館の事は本書第四百二十三頁に記したれば、茲にはたゞ調點を掲ぐ)

弘道者何、人能弘道也、道者何、天地之大經而生民不可須臾離者也、弘道之館、何爲而設也、恭惟、上古神聖立極垂統、天地位焉、萬物育焉、其所以昭臨六合統御萬民者、未嘗不由新道也、實詳以之無窮、國體以之尊嚴、蒼生以之安寧、變夷戎狄以之率服、而聖子神孫尙不肯自足、樂取於人以爲善、乃若西土唐虞三代之治教、實以贊皇獻、於是新道愈大愈明、而無復尙焉、中世以降、異端邪說誣惑民惑世、俗儒曲學、舍此從彼、皇化陵夷、禍亂相踵、大道之不明於世也、蓋亦久矣、我東照宮、撥亂反正、尊王廣業、允武允文、以開太平之基、吾祖威公、實受封於東土、夙慕日本武尊之爲人、尊神道、繕武備、義公繼述、嘗發感於夷齊、更崇儒教、明倫正名、以藩屏於國家、爾來百數十年、世承遺緒、沐浴恩澤、以至今日、則布爲臣子者、豈可弗思所以推弘新道、發揚先德乎、此則館之所以爲設也、抑夫祀建御雷神者何、以其亮天功於草昧、留威靈於茲土、欲原其始、報其本、使民知新道之所繇來也、其誓孔子廟者何、以唐虞三代之道折衷於此、欲欽其德、實其教、使人知新道之所由益大且明、不偶然也、嗚呼我國中士民、夙夜匪懈、出入斯館、奉神州之道、資西土之教、忠孝無二、文武不歧、學問事業、不殊其效、敬神崇儒、無有偏黨、集衆思、宣群力、以報國家無窮之恩、則豈徒祖宗之志弗墜、神皇在天之靈、亦將降鑒焉、設斯館以統其治教者誰、權中納言從三位源朝臣齊昭也、天保九年、歲次戊戌、春三月、

徳川時代史下 目次

第五章 革新時代

- 網吉の嗣立と酒井忠清の譴責、越後家の取潰し……………一
- 網吉繼統、酒井忠清を黜け堀田正俊を擢んづ——越後藩臣証争事件の御前覆審——越後家の破封と酒井忠清の處罰……………一
- 諸役人の増俸、貞享諸家書上、貞享曆の頒行……………七
- 諸役人の増俸——大成記、大阪軍記、東武實錄——改正服忌令、天文方、貞享曆……………七
- 堀田正俊の横死と側用人の増員 附柳澤保明立身の端緒……………二一
- 堀田正俊の横死——側用人の増員と柳澤保明……………二一
- 網吉の好學と學問の流行……………一九
- 網吉の經學主尙——孔廟、釋典、儒者蓄髮、學問所、歌學方——土佐派繪所——俳句、戯作、浮世繪……………一九
- 朝廷に對しての網吉及び諸大名に對しての將軍……………二六
- 小倉大納言の配流——大嘗會の再興、山陵修築、慶典復舊——外様大名の登庸、善行旌表……………二六

綱吉の三大弊政と柳澤保明……………三

護國寺及び護持院、僧亮賢及び隆光——犬族保護の令——祈禱の競争——生類憐みの令——水戸光圀の皮肉と犬族保護の周密——悪貨の鑄造、萩原重秀——柳澤保明の寵用……………

不受不施竝に高野山行人方の處罰と僧侶の優遇……………六九

日蓮宗悲田派を禁ず——高野山一件の落着——僧侶の優遇……………

能樂の流行と士氣の衰廢……………七四

能樂の流行——士氣の頹廢と風俗の淫靡……………

朝鮮の外交及び蘭人の待遇……………七八

竹島の還附——和蘭甲必丹……………

赤穂義士復讐……………八一

發端——復讐の徑路と其實況——幕府の處置——世論……………

元祿寶永の震災……………一〇三

元祿の大震及び江戸大火——寶永震災及び富士山噴火——京畿の變災……………

甲府綱豊の養君及び綱吉の薨去……………一〇〇

甲府綱豊を嗣とす——綱吉の薨去と吉保の退職——増上寺の將軍葬送抗議……………

家宣の初政、新井君美林信篤の衝突……………一三二

家宣の生立ち——弊政の釐革——林家對新井白石……………

家宣の學問、近衛大闇の東下と家宣の朝廷尊崇竝に禮服改正……………一三三

治亂興亡と故實典故——太閤基盤の東下——文治改修——閑院宮——君美の京師見學……………

朝鮮信使の待遇改定と國書の王號復行……………一四二

受聘の禮節改定——王號復行……………

財政整理と勘定吟味役再置……………一四九

府庫空乏の眞相——家宣晩年の施設——問部詮房と新井君美……………

家宣の薨去と遺戒……………一五八

後事の詰問——遺戒——増上寺に葬る……………

家繼……………一六四

幕府の堂上化——君美信篤軋轢の再演——貨幣改革——外國貿易の檢束——分知家祿の改正、評定所の戒筋——家繼の薨去と紀伊吉宗……………

第六章 革新の修正時代

吉宗の繼統と其初政……………一八五

吉宗襲職、権現様被成置候通り——官路の洞開

諸役人新舊二派の軋轢、御定百箇條……………一九二

享保の修正政治——刑律の修定

吉宗の文武奨励と對朝廷……………一〇〇

旗本士の取締——經學並に實學の奨励——武技の奨励——朝廷尊崇

財政緊縮、聖田及び通船の奨励……………二二四

八木差上、足高、節儉——聖田及び通船

米價維持と貨幣改鑄……………二二八

米價の調節——文字金銀

吉宗の祖宗尊崇と大名懇遇……………二三三

日光參拜及び法華八講——對諸侯策

三卿の取立及び吉宗の退老……………二六六

御三卿——吉宗退老

家重の初政、財政の紊亂と料所農民の嗽訴……………二三三

松平乗邑の襲職——大岡忠光、風紀の廢弛——財政の紊亂と農民の嗽訴

王政復古論の勃興、山縣大貳一件と國學者の船悔、家重の隱居……………二四四

竹内式部——山縣大貳の獄——國學者の船悔——家重隱居

第七章 無爲時代

家治の初政……………二六一

政務の釐正——武技の奨励

田沼意次の專權……………二六三

田沼意次——藝者寄合

新貨鑄造と儉約沙汰……………二六八

通貨の増鑄——儉約の令

聚斂と暴動……………二七三

凶荒と百姓一揆——運上取消の強訴、夷人の蜂起——淺間山噴火、融通金の令

江戸の繁昌及び上方の文運隆盛……………二七九

學者と僧侶——江戸の繁昌——關西の文運

家治の薨去と田沼の嚴譴……………二八四

徳川時代史下 目次

田沼意知研らる——家治薨じ意次斥けらる

第八章 全盛時代

家齊の初政と松平定信……………二九〇

意次等の處罰——風教の振興

儉約の厲行、札差の舊債棄捐、地主積立金……………二九七

儉約の厲行、運上の廢止、舊債の棄捐——七分積金、人足寄場

學者の輩出と異學排斥……………三〇一

聖堂の三助、異學の禁——林子平——心學——小野蘭山、伊能忠敬、塙保己一——編修及び武事

一橋治濟松平定信の軋轢、尊號事件……………三〇三

大御所問題——兩殿應規矩四門總權鬼——尊號の紛議

定信の海防沙汰と其罷職、外國關涉事件……………三〇九

海防の令、定信の退職——石川忠房等の露使との會見——蝦夷經營、露使レサノツトの來朝、松前家の臣調——露人の北海亂妨——英船の長崎圍入——受聘地の變更

家齊の親政と政綱の漸弛……………三六一

家齊の親政と一橋治濟——江戸の奢靡、永代橋の墜落

公武和融と水野忠成……………三六五

所司代の廢置、水野忠成——朝暮の和融、將軍の任相國

將軍子女の大名との縁組と大名の格上げ……………三七〇

將軍子女の縁組、大奥の跋扈、錢廻りよき江戸——諸侯の格上げ熱中、有司の驕奢、親藩の反抗

財政の作略、家齊の隱居……………三七九

用度の奢麗と惡貨の濫造——大久保忠真、家齊の讓職

大鹽の亂、西城罹災、家齊の薨去……………三八五

大鹽の變と越後柏崎の亂——西の丸失火と水野忠邦——家齊の薨去

家慶の初政、權臣の處罰……………三九七

大御所政治の一端——前代朝臣等の處罰

閣老權威の失墜及び水野越前の改政……………四〇一

忠邦と水戸齊昭、眞田幸貫堀田正篤等の登庸——政事の刷新、風俗の矯正——御學習所——シーボルト高橋作左衛門、筆山長英秋帆の奇禍、蘭學の取締——黒船打拂令の廢止、忠邦の罷職

水戸齊昭の譴責及び幕府本城の燒失……………四三三

土井利位、齊昭の隱居謹慎——本丸の燒失と其遺囑

○ 外交問題と水野忠邦の復職…………… 四六
 和蘭の忠告と忠邦の復職——後藤三右衛門の獻

徳川時代史下

池田 晃 淵 著

第五章 革新時代



網吉の嗣立と酒井忠清の譴責、越後家の取潰し

網吉繼統・酒井忠清を黜け堀田正俊を擢んづ——越後藩臣訂争事件の御前覆審——越後家の嚴封と酒井忠清の處罰

太郎兵衛某が女。(初名於玉、後秋野と稱す、家光薨後桂昌院と稱せり)承應二年八月元服して、從四位下右近衛權中將に叙任し、右馬頭を兼ね、寛文元年閏八月、上野館林城三十萬石を賜はり、參議に進む、是より館林右馬頭と稱す、時に兄綱重も、甲府城三十萬石を賜はり、從三位參議に叙任し、左馬頭を兼ね、甲府左馬頭と稱せり、依て世人、此兩人を御兩典様と呼べり、典とは、馬頭の

唐官名、典廩といふを以て、略して斯く呼びしなり。延寶八年、兄家綱病ひ大漸に及び、次兄綱重先に卒せるを以て、綱吉入りて宗家を嗣ぎ、八月二十三日將軍職宣下あり、其儀總べて先例の如し。茲に於て大老酒井忠清の職を罷め、其息男河内守忠舉と共に、御目通り差控へを命じ、且つ大手前なる住居邸、俗に上邸といふを召上げられ、堀田正俊を老中上座に陞せ、其息下總守正仲に、是まで酒井忠舉の勤め方即ち溜間詰となし、且つ酒井家より取上げたる大手前の邸を住居邸に賜はりたり、こは言ふまでもなく、忠清は當時專横なりしを謹められ、正俊は綱吉擁立の功を賞せられたるなり。

〔越後藩臣証争事件の御前覆審〕 是より先き延寶七年に、越後高田城主松平光長（越前忠直の嫡子）の家老小栗美作は、其妻、光長の妹なる縁を以て家老の上首となりしより、追ひ／＼權勢に募り、遂に一藩の賞罰は己が意のまゝに執行ひしより、諸事不當の事のみにて、諸人難儀するを見て、光長の異母弟永見大藏之を憂へ、家老萩田主馬と共に、光長に美作を斥けん事を申せしも、光長元來暗愚なる上に、常に美作に欺弄せられつゝ、ある事として、こは大藏が美作を妬むものとなして取上げざりしに、此事忽ち美作に泄れしかば、美作反りて大藏、主馬らを以て、讒言する者として之を罰せんとしける程に、大藏ら今は是非に及ばず、幕府へ書を上りて美作が非義を訴へしに、大老酒井忠

清は、大目付渡邊大隅守綱貞に命じて、此訴へを聴かせしに、此者、小栗美作はかね／＼酒井忠清と惡意なるを憚りてか、一も二もなく、大藏らが訴へは畢竟美作が威を妬めるなり、吾人共に仕置き（政事）に携はる者は、大小にあれ同様の事なりと、自己に比較しての忠清が一言を信じて取扱ひし事なれば、いかで大藏らが訴旨貫徹すべき、反りて雜説ども申し觸れ、越後家々中の人心を惑はせ、不埒の至りといふ罪狀にて御預けとなり、美作は、是までの通り諸事遠慮なく申付くべしとありて、片手落の裁許ありしかば、世上にても、とやかくと非難せしを、綱吉も兼て此儀を不審に思ひ居りしに、家綱薨去の際の繼統に關しての一言（前章末項參看）を聞きては、偕は忠清が依怙の裁許なる事明白なりとて、天和元年、（綱吉繼統の翌年）自身に再び此争訟を裁斷あるべしとて、小栗美作を、奉書を以て高田より江戸に呼上せ、永見大藏、萩田主馬は、御預り大名の許より江戸に呼出し、六月二十一日、綱吉自身大廣間下段に出座あり、大藏、主馬、美作三人を同所三の間板縁に召出し、三家溜間詰を始め、譜代大名及び諸有司左右に列座し、老中堀田正俊は總奉行として、三の間中央に坐して、御不審の上意を三人に申渡し、又三人の御答へを大目付の取次にて承る役目なり、乃ち御尋ねの上意を三人に申渡すや、大藏、主馬の二人と美作と二三の間答ありしを、正俊聞取りて言上せしに、綱吉、大藏、主馬の二人へ御不審ありしは、美作事、兩人申す如く我曲非義の取計

らひのみ致すならば、何故に一度も美作へ直に意見を申さずして、上裁を仰ぎしぞと仰下されしに、
兩人の御請けは、憚りながら御尤もの御不審、とかく申上ぐべき様も御座なく候、勿論私共も、初
めは左様にも仕るべしと存じ候へども、常々主人越後守申す事をだに取用ひざる美作にて候へば、
私共式が意見仕り候とて、何條聞入れ候べき、夫故恐多き事ながら御訴へ申上げ、御裁許を願ひ奉
りたるにて候と、恐る／＼申述べたるを、正俊言上するを聞くより、綱吉大聲にて、夫にて此儀分
明したり、下がれと申したる音聲、殿中に響き渡りてければ、御前伺候の三家を始め、一同思はず
平伏したりと。即日、綱吉命じて、美作事罪科重疊せり、依て死罪申付くべしと雖も、越後家姻戚
の故を以て、一等を宥めて切腹に、其他の者は、輕重に従ひ遠島、追放等に申付くべしとありて、
翌二十二日、美作及び忤大六は切腹に、大藏、主馬は八丈島へ、岡島壹岐、本多七左衛門は三宅島
へ、小栗兵部、同十藏、安藤治左衛門は大島へ流罪に處せられ、其他御預け、追放等數人ありて、
數年紛争したる越後家の内訌を、僅か二日にて其局を結びたるは、眞に果斷といふべし。

〔越後家の禮封と酒井忠清の處罰〕

尋で越後中將光長は、常々仕置き宜しからず、先年來家老共
申し分の儀、今度御直に聞し召され候處、小栗美作事、數年の罪科分明に付、御仕置き仰付けられ
候、此儀前以て心付きもこれなく、其上常々身持宜しからず、重々不埒に思召さるとありて城地召

上げられ、松平隱岐守定直へ御預けとなり、合力として一萬俵を賜はり、子息三河守綱國は、水野
美作守勝種へ御預け、合力として三千俵を賜はりたり。(後ち元祿十年に御預け御免となりて、新規
五萬石を賜はり、後年加恩ありて十萬石となる)又酒井忠清は、先年の取計らひ思召しに應ぜずとあ
りて、父子共に逼塞申付けられ、渡邊貞綱は、大目付勤役中、此儀に就て酒井雅樂頭等申す旨に任
せ、不法の裁許に及び候段不埒とありて、八丈島へ流罪に處せられ、子の半左衛門は、父の科に依
て相馬彈正少弼昌胤へ御預けとなれり。又其頃岡島壹岐の家來にて、主家の暇を取り、浪人して虚
無僧となり、後又黄檗宗の僧となり、一言と號せし者、越後記と題せる書を著して、小栗美作等が
事を、虚説を加へて世に出せし事露はれて、八丈島へ流罪に處せられたり。又酒井忠清の弟日向守
忠能は、家綱代に新地二萬石を賜はり、其後病中にも加増ありて、駿河田中城四萬石を賜はりしが、
此度酒井雅樂頭父子逼塞仰付けられ候に付ては、早速參府仕り、遠慮罷在り、御沙汰を相待つべき
處、其儀なく在所に罷在り、其上常々身持宜しからざる趣、旁々不埒とありて城地召上げられ、井
伊兵部少輔直興へ御預け、息万千代は、父の科に依て松平伊豆守信輝へ御預けとなれり。(後ち御預
け御免ありて新規二千石を下さる)然るに忠清は、之を面目なく思ひし故にや、俄かに病を得て卒
去ありしかば、世上にては切腹して果てたりと言ひ囁せし程に、幕府にては、御咎め中の死去とい

ひ、且つは變死の噂もあればにや、大名に例なき死骸檢使として、使番を酒井家へ遣はし、忠清の叔母聲なる藤堂大學頭高次、檢使に對面して、最早入棺したり、勿論病死に相違なきは、大學證人と罷成るべければ、後日上より此儀に付御咎めこれありとも、某に於て急度引請け、各々方へ御迷惑掛け申さざる間、御引取りあるべしと申されたれば、流石三十萬石の大名が、身に引受けて檢使を申拒む上は、強ひても申されざるまゝに、一先づ歸城して斯くと言上せしに、綱吉大に怒り、假令ひ何者が申拒むとも、予が申付けたる上は、棺を踏破りても見届け歸るべきに、以ての外の越度なり、此上は葬送の途中にても、用捨なく急度見届け來れとありしかば、引返して酒井家へ至りしに、既に出棺の後なりしかば、さらばとて菩提寺に赴きしに、此所も疾くに式畢りて、火葬に附せし時なれば、今は棺を取出すべくもあらざれば、其儘に歸城して委細言上せしかば、其後何の沙汰もなかりしと、蓋し綱吉の意は、此時忠清愈々自殺せるに於ては、必ず嚴重の所罰せんとの事なるべし、さるは是より酒井家の家格は、再び雁の間に貶されしにても知られたり。既に一門家たる越後家の取潰しといひ、酒井家へ對しての所置といひ、偕は怖ろしき將軍と世間に思はれたるは、諸家隨筆、老士語録等に、

嚴有院様の御時は、諸事雅樂頭殿の計らひとして(中略)世上も何となく寝入りたる様なりしに、常

憲院様御代となりて、昨日とは打つて變りたる様子にて、町中も少しの油斷もなく、譬へば市中に落し物あるとも、誰拾ひ取るといふ事もなく、若し拾ひ取るに於ては、何所に隠し目付のありて、いかなる御咎めに逢ふも知れざれば、諸人申合せたる如く、手前の用心を第一となしたり、夫故市中に盜賊の沙汰はすきとなく、又其以前は、大名の惡所通ひも多くありしが、御代になりてはこれもすきと止み云々、と見えたり、以て綱吉の初政の、いかに嚴肅なりしかは察するに餘りあり。

諸役人の増俸、貞享諸家書上、貞享曆の頒行

諸役人の増俸——大成記、大阪軍記東武實錄——改正服忌令、天文方、貞享曆

〔諸役人の増俸〕 右の如く綱吉は諸事に嚴格なると同時に、亦恩惠も格別なり。今其一を述べんに、天和二年八月、諸役人一般に、從來の役料高を以て加増高として賜はれり、其略は、二千俵大番頭、千俵書院番頭、七百俵同組頭、千俵小性組番頭、五百俵同組頭、七百俵宛旗奉行、百人組の頭、五百俵宛鎗奉行、持弓頭、持筒頭、目付、使番、先手頭、徒頭、小十人頭、四百俵宛納戸頭、腰物奉行、船手頭、二千俵留守居、千俵宛大目付、町奉行、七百俵宛新番頭、作事奉行、勘定頭、

五百俵宛普請奉行、留守居番等を始め、其他の小吏に至るまで悉く加増を賜はりたり。是れ蓋し先きに堀田正信が、諸役人以下旗本士一般困弊の状見るに忍びず、依て之が救済の用途に供せんとして領知を返上せしを、幕府は當時に於て、さらばとて之を旗本士に分ち與ふるは、なし得べからざる事なれば、遂に領知は没收のまゝになりしを以て、今此恩典ありしなるべし。

〔大成記、大阪軍記、東武實錄〕 是より先き家光の時、諸大名、旗本士の系圖編纂の事ありしも、肝腎なる徳川氏の系譜、別して家康の事蹟に於ては、所謂憚り多しとてか、編纂の事もなきまゝに、綱吉は、今にして之が編纂をなさざれば、子孫何に因りてか祖宗の功績を知るを得んと、急に命じて三河記を呈覽せしめしに、其書數種ありて、當否決し難きを以て、儒官林信篤、人見友元、木下順庵に命じ、其異同を校正して定本を撰ばしめ、老中阿部正武に堀田正俊の子正伸を差副へて、其奉行となし、大名、旗本士には「三河以來御當家の儀書記候書物、并自分之家々之書留等有之候はば可差出」と令し、尋で又「御威狀并御書御褒美先祖へ被下候趣、并家來之者にも於有之は、其品委細可書出」と令したり、是れ幕府に於て古文書類徵集の初めなり。されば大名、旗本士各々家々の名譽を録上する事なれば、數月にして漸く書上げ濟みとなる、之を貞享諸家書上といふ。さて此材料に依て三河記の誤謬及び脱落を補正し、貞享二年に其稿成る、綱吉命じて武徳大成記と題し、

以て子孫必讀の書となせり。然るに八代將軍吉宗の時、此書を見て、大阪陣の條は毎條數行若くは虚飾に失し、疑ふべきもの多きを以て、更に儒官に命じて之を訂正せしむ、依て別文の著撰をなさず、毎條尾州家にて著はせる神君御年譜を綱文とし、其下に古文書類、覺書等を排列せるのみにて、御撰大阪軍記と題して、大成記と共に將軍必讀の書となせり、是れ幕府に於て、現今行はる、史料編纂の嚆矢たり。又是の年綱吉は、側衆松平隼人正忠冬は、幼年より秀忠の左右に近侍し、爾來勘定頭、町奉行等の要職に居りしを以て、命じて秀忠一代の事蹟を録上せしむ、忠冬乃ち家康一代の事は、既に其宗家に家忠日記といふものあるを以て、之を増補し、更に元和二年より秀忠の薨去までの視聽の日記を編して上る、東武實錄と題して今に傳ふるものは是なり。

〔改正服忌令、天文方、貞享曆〕 是より先き、服忌の制に神道服忌令、又は公家服忌の制等ありて各々其向き／＼に依て之を用ひ來りしが、是の年綱吉命じて、服忌は人倫の本なれば、區々なるべからずとありて、一般服忌の制を定め、是を改正服忌令と題して頒布せり、こは現今も猶費用する制なり。又是より先き、碁打安井算知が子算哲、家業の碁を好まず、若年より天文曆術に熱心にして殆んど寢食を廢して之に従事せるより、父算知大に之を憂へ、窃かに保科正之に内訴する所ありしも、正之これを却け、反りて曆術を奨励せしかば、算哲益々其學に勉め、遂に本邦用ふる所の宣明

曆に推歩の缺點あるを見出し、元の郭守敬が授時曆に因り、新たに曆書を撰じて幕府に上り、改曆を建議せしも、大老酒井忠清は、算哲の曆とても誤りあるべしとて採用せざりしが、綱吉嗣立に及び算哲は、天和三年の曆に十一月十六日月蝕とあるを、是れ推歩の誤りなりとて、即ち授時曆に因り、曆書を撰じて幕府へ上りしに、果して同日に月蝕なかりしかば、綱吉之を賞して、算哲に蓄髪を命じて天文方となす、即ち澁川助左衛門と更む、是れ幕府に於て天文方の初めなり。依て奏請して改曆を舉行し、貞享二年より新曆を頒布せり、是れ明治四十二年の曆まで記載せられし陰曆なり。其頒行當時の曆本の首めに左の記あり、「貞享二年乙丑曆、貞觀以降、用宣明曆、既及數百年、推歩與天度之差、方今停舊曆、頒新曆於天下、因改正而刊行焉、貞享元年、止舊曆、用新曆、十月二十九日詔、賜名曰「貞享曆」と。蓋し往昔安倍氏天文道を掌ると雖も、曆術に至りては之を加茂氏に傳ふ、既にして其家絶えたるより、幸徳井氏、加茂末流といふを以て、奈良春日の社人より曆官となりしも、後世其術精しからざるを以て、更に土御門家は安倍氏なるを以て、之を掌りしに、茲に至り曆本は、幕府天文方、即ち澁川氏よりの撰著を用ふる事となれり。

因みに云、往昔諸國に私撰の曆本あり、其大概を述べんに京都には土御門、幸徳井の外、禁裏御經師菊澤氏の曆あり、伊勢宇治山田の伊勢曆あり、伊豆三島河合氏の三島曆、大和の奈良曆、陸

奥會津諏訪社家の會津曆、薩摩の薩摩曆等の類なり。蓋し是等は戰國交通不便の時代に、各々一時の便にとて私撰せしもの、永續したるなるべし。茲に於て是等亦宣明曆に因れるを以て之を停め、一般に貞享曆に據らしめたり。

堀田正俊の横死と側用人の増員附柳澤保明立身の端緒

堀田正俊の横死——側用人の増員と柳澤保明

〔堀田正俊の横死〕 綱吉嗣立後、諸般の政績は最も老中上座たる堀田正俊の輔佐に依れりとなし、天和二年左近衛權少將に進め、大老職となせり。(祿は漸次加恩あり、下總古河城十二萬石)夫のみならず、弟對馬守正英は西丸若年寄若君の傅役となり、季弟伊豆守正虎は側衆となる等、一門權職に居り、旭日の如き威勢なりしに、貞享元年八月二十八日に、其從兄弟なる若年寄稻葉石見守正休(美濃加納二萬五千石)のために、殿中にて刺殺されたり。其日は式日なれば、諸大名も出仕あり、やがて將軍表座敷へ出座あるべしと、大老、老中打揃ひ、御用部屋に列座せしを、正休用事ありとて、正俊を次の廊下、俗に琴基書畫の御入側といふ所へ呼出し、近々と側近く寄るより、脇指(兼房の新身なりと)を抜くより早く、天下の御爲尋常に御覺悟あるべしと申して、右の脇の下より左の肩先へ

突き貫きたり。正俊は、石見亂心と言ひしのみにて息絶えたり。斯くと見るより老中大久保忠朝一番に驅付け、狼藉者と聲を掛けて正休に切付け、續きて老中戸田忠昌、阿部正武驅來り、二三の太刀打して、正休も即時に息絶えたり。茲に於て老中より出仕の大名へ、「稻葉石見守儀致し亂心、堀田筑前守討果候、石見守儀、即時に何れも討留申候、筑前守儀突疵深手に候間、存命難計候、依之御禮（式日將軍への謁見）無之候間、何れも退出可有之、御機嫌被爲替候儀無之候、」と達したり。さて正俊をば未だ存生の體になし、幕府より本道、外科の醫師各々一人づゝを差添へ、息正伸に同乗せさせて下城せしめ、正休の死骸も其儘駕に乗せ、下城せしめたり。此時正休が懷中に、

私親伊勢守、先年駿府に於て不慮なる横死（家來安藤甚五左衛門、松永喜内のために殺さる）仕候處に、家督無相違被仰付、御厚恩被成下、且御當代に罷成、猶御加増御役儀等被仰付、生々世々難有仕合、御高恩難報奉存候、依之筑前守と討果申候以上、

右の書面ありしも、態と老中は取上げずといふ。此時の状況は、

稻葉石見守殿が堀田筑前守殿を殺害致され候は、餘程久しき以前より思立たれしと見え、石見殿に一人の老母ありしが、一日其方へ參られ、石見守殿申す様は、私儀追ひ々結構に仰付けられ、又々近々の内御加増成下され候御内意を伺ひ候、さ候は、此屋敷より一層手廣き屋敷をも下さるべく、

然らば引移りの砌、とかく女共が調度取片付けに暇入り、延引仕り候もの、世間に多く御座候、そののみならず見苦しき雜具など取散らし候を、私も度々見掛けて候が、何卒左様の儀これなき様、唯今より御付け置かれ候様にも申しければ、老母も尤もの事なりとて、夫より自身差圖ありて、今にも引移るべきまでに用意致され、又石見守殿、家老用人中へも右の内意を申され、引移りの際は公儀より夫々請取りの役々參るべければ、諸人見苦しからぬ様、唯今にも引渡すべき支度調へ置くべしと申付けられ、是れ亦形の如く用意致せしとなり、さて二十七日の夜は、例より早く奥へ入られ、夜半過ぐるまで唯一人起き居られたる様子にて、時々筆を下に置く音の聞えしは、書物を認められしなるべしと、さて二十八日登城の前、例の如く老母の方へ參られ、今晩夢見惡しき由噂致され、人間は老少不定と申し候へば、今にも私身に何事ぞ候とも、必ず御歎きあるまじと申して、玄關に出で駕籠に乗る時、家老中を見返り、若し御城より急に使を以て、書物を取りに遣はす事あるべくも計り難し、其時は、我等居間の机の上に白紙にて封じたる一巻あり、それを渡すべしと申付け、其儘登城ありしに、果して殿中にて筑前守殿を殺害し、其身も即座に斫斃されたり、家來共死骸を受取り來り、居間にかき入れ、さて何れも打寄りて見るに、太刀痕七箇所、皆後ろより切りたる疵なり、脇指の切先きは、五分程折れてなし、是は筑前守殿を杉戸

に突付けて、ゑぐられしにより折れたるなるべし、家老共死骸へ向ひ、當時筑前守殿と申せば、誰ありて指をも差すべくも御座なく候に、御忠義の御志に御身を捨てられ御殺害候事、古今稀なる成され方、恐乍ら感心仕り候、併し御爲めと申し乍ら、斯くの仕合はせ、申上ぐべき様も御座なく候と落涙に咽びしとなり、頓て屋敷は御役宅の事故、早々明け退くべき由にて、役人中來り、表門、裏門を固め、出入を改められしが、兼々石見守殿申付け置かれたれば、支度整ひ居りて早速引拂はれしは、尤も見事なりき、又堀田家は、流石御大老職の事とて、諸家より見舞ひ引きも切らず、門前市をなせしが、稲葉家は誰ありて訪ふ人もあらざりしに、水戸殿(光圀)御一人は、御自身に御行向あり、老母を御呼出しありて、今日石見守、一命を捨て、の御奉公だて、さりとては威じ入りたり、必ず愁傷あるべからずと、懇ろに仰せ置かれたりと、又此朝筑前守殿を石見守殿殺害と聞くや、奥も表も一同に嘆き立てしかば、御側御用人牧野備後守殿、御前の様子心許なしとて、奥の御休息の方へ入らんとせし時、柳澤出羽守、未だ彌太郎とて御小性なりしが、走り寄りて備後守殿の前へ立塞り、何故奥へ走り入るやと咎めたり、備後守殿、御前心許なく存じ罷り通るなり、何故遮るぞと叱り付けしに、彌太郎、それは何事ぞと、備後守殿腰のあたりを指ざしけるまゝ、心付きて見れば脇指を帯し居たり、備後守殿、ふと心付かず誤り申したりと、脇指を取りて

遙か後ろの方へ投げやりしかば、彌太郎、さらばとて先に立ちて御前に導きたり、將軍遙かに此體を御覽じ、彌太郎、闇がしき中に落付きたる仕方、神妙の由上意あり、備後守殿も、誠に負うた子に淺瀬を教へられて候、末々御用に立つべきものに候と御取合せ申上げたり、是れ彌太郎立身の糸口なりし、(槐記、老士
語録等取意)

右の如く正休が此舉は、一朝一夕の思立ちにあらず、そは二萬五千石を領し、若年寄の權職に在りながら、家をも身をも投捨て、の事なれば、必ず深き子細ありしに相違なし。さればこそ、或部分よりは奇僻家と評せらるゝにせよ、當時賢者の聞え高く、且つは三家の一人たる水戸光圀が駕を枉げて、其死を弔せられたるなれ。殊に家康の命として造り立てたる軍船、俗に安宅船アサヅネといふを、其番人等を置き、無用の費用ありとて、之を毀ちしは正俊の處置にて、又四月十七日は東照宮忌辰なるを以て、將軍家にも固く謹慎あるに、正俊は大川に船を泛べて網を打たせし等は、生前既に世人の非難を受けたり、(此他種々の俗説あれど採るに足らず)是等に據りて考ふるも、正俊既に君寵に誇り漸く増長したるに相違なし。されば正俊横死後、子正伸は忽ち將軍家の不興を蒙り、家格を貶されし上に、貞享二年出羽山形へ轉封せられたり。此事を武家秘笈に、

堀田下總守正伸、綱吉公の台命専ら不快の事は、父筑前守兼日不行跡達ニ公開、依て如シ此と云へり、

尤も然り、乍去夫計りにも非ず、正仲臆心の儀に依てなり、既に筑前守、稻葉石見守に害せられはや眠せらるゝと雖も、御城中穢の事を憚り、息の通へる由にて、下總守と同駕になして退出となり、其時正仲、筑前守の體を見て肝を消し、わななく振ひ、腰の抜けたる如く、立つ事能はず、皆々之を見て、餘りに側耻かしく思ひ、取て引立て、介抱して退かしむと、此儀綱吉公被三聞召、父の死を見て驚きたるは勿論の儀なれど、何とて左様にうろたへるや、武門に生れし身、右の如くにて何の用にか立つべきと宣ひけるよし、是より甚だ不首尾なり、云々、

とあり。確説とは信じ難しと雖も、綱吉は是より正仲に不興せるは事實にして、既に溜の間の格たりしを歴の間に貶したる上に、年頭の参賀登城も、元日、二日は大名の登城日なるを、故らに無位無官の輩と同様に三日となし、又山形の地は古河に比すれば甚だ悪しく、家中の住居さへも不足して、何れも商家などに賃居し、頗る艱難なりしといふ。然るに堀田方の記録といふべき書に此一件の事を、

稻葉石見守は、元來年若の僻として、常々些細の事をも氣に掛けて、何かと一人にて取捌かんとせられける程に、筑前守、一族の好みとて、毎度然るべからざる由意見せられしが、石見守、後には之を不快に思ひてか、何となく不和の様になりたり、然る處貞享元年上方筋洪水にて、諸所

破損夥しきに付、石見守、右見分仰付けられ、罷越し候處、歸府の上、右川々堤防破損修繕の儀、餘程の様子に言上に及び候處、重ねて御代官川村久太夫(こは瑞賢とて名高き人なり)差遣はされ、目論見仰付けられ候處に、存じの外御手輕に御修繕相届き候由に、御老中方まで言上致し候に付八月二十八日久太夫歸府、御目見え申上げ候後、右の段上聞に達すべく御評議の處、石見守、其前夜堀田方へ參られ、此度久太夫目論見の通り御聽きに達し候ては、先達て私差遣はされ、見分之儀不行届きと相成り、何共迷惑仕候間、是非此儀は當分上聽に達せざる様と、相頼まれしが、元來天下の御仕置きには私を挟むべきにあらず、勿論其元を不行届きと思召され候共、其段は氣の毒ながら、是非に及ばず、殊に久太夫は普請向き巧者のもの、憚りながら其元は、我等同様、か様の儀不知案内の事は、上にも御存じの事なれば、假令ひ不行届きとありても、さしたる御咎めもあるべからずと存すれば、先づ其分に致し然るべしと申されしを、石見守不興げに座を立ちて早々歸宅せられしが、此事を餘りに心配せられしと見え、遂に取りのぼせて、二十八日、久太夫御目見え以前に此大變に及びたり、云々、(夜話集、堀田家土愛香取意)

右の説は、予輩疑ふものなり。何となれば上方筋洪水にて、川村瑞賢を遣はしたるは、元祿三年にて、貞享元年よりは七年以後なればなり。

〔側用人の増員と柳澤保明〕　そも大老職たる人が若年寄たる人に、しかも式日殿中にて殺害せられたるは、古今未曾有の大椿事たる上に、其殺害の意趣に於ては、茫乎として知るべからず、茲に於て綱吉は、前代の酒井忠清と、今此堀田の横死とに鑑みて、是れ畢竟大老職なるものを老中の上に置くよりして、自然に威權此者に歸するより、斯る變事も起るなれば、自今は成るべく執權者を制肘して、權威の付かざる様になすを得策とすといふを以て、俄かに側用人を増員して、萬事は老中の伺ひを待たず、將軍親から命令して之を奉行せしむる事となせり。依て牧野成貞の外に、松平伊賀守忠周、喜多見若狹守重政を側用人となす。且つ側用人は、向後老中の如く、上野及び増上寺靈屋代參等も相勤むべく、又從來將軍より諸大名への内書は、大老職の奉る所なるを、自今は月番老中を以て之に充てたり。尋で酒井左衛門尉忠真、太田攝津守資直を以て側用人となす、茲に至り其員數、老中に比して一人多し、是れ實は將軍の左右に一の御用部屋を新設せるなり。後牧野成貞の常務を免じて、柳澤出羽守保明を以て之に代へ、酒井忠真の跡に、松平右京大夫輝貞を命じたり。中にも柳澤保明は、綱吉より少きこと十二歳、其父安忠は、綱吉幼年よりの近侍たるを以て、保明七歳にして始て綱吉の左右に近侍し、親しく句讀を授かり、御學問御弟子の最初と稱せられ、長ずるに従ひ倍々寵用せられ、茲に至り側用人となり、一萬二千五百石を賜はりしが、續きて老中格となり、更に大老職格まで登庸せられたり、委しくは次條に述ぶべし。

綱吉の好學と學問の流行

綱吉の經學主尙——孔廟、釋典、儒者著述、學問所、歌學方——土佐派繪所——俳句、戲作、浮世繪

〔綱吉の經學主尙〕　徳川將軍十五代の中に、讀書に熱心なりしは綱吉を以て第一となす、蓋し天性の然らしむる所ならんも、亦幼少よりの素養に依れり。そは常憲院殿御實紀に「公御幼稚の御時より萬づ御發明にわたらせ給ひしにぞ、御父公、(家光)常に御母公桂昌院殿に向はせたまひ、吾は幼年より武藝を好み、且つは少壯にして大統を受繼ぎ、萬づ心入の多端なるに任せ、讀書の暇なかりければ、文藝に於ては力をも入れず、今に至り、まゝ悔ゆる事あり、此兒は萬事にさとく、生先き心にく、見ゆ、善師を選び、今より書を讀ませ、聖賢の道に心を用ひしめば、行々は用に立ちなんものぞ、汝構へて心を入れ、文讀ませよと宣ひしかば、母公涙をうかべてかしくみたまひ、御幼稚の程より、何事よりも先づ文よむ道を勧め」云々とありて、所謂習ひ性となりしと、一は父公の命といふより、格別に勵精せるに依れるなるべし。さるからに繼統の初め、正月儀式の中に前代に例なき御講釋始といふを行はれ、即ち學問弟子の初めなる柳澤保明に、大學の三綱領を御講進せしむるを

年々の例となせり。又是より先き延寶八年、將軍宣下相濟むや、九月十一日始て林信篤、人見友元を召して經義を討論せしめ、後例月三回と定め、同十七日に、信篤に大學を進講せしめ、亦月に三回を例となす。乃ち有司に面命して、専ら學問に勵精せしめ、信篤の大學の進講舉るや、續きて四書、五經に及ぶ。天和元年、信篤に命じて、四書、五經、小學等の訓點を正さしめ、功成るに及び、之を刊行せしむ、所謂道春點本是なり、是よりして四書、五經の書籍、偏阪僻地までも行はれたり。元祿三年、信篤に命じ、殿中墨書院に於て四書を講せしめ、出仕の面々に聽聞せしむ、是より月一回を例となし、續きて五經に及ぶ。同四年二月、諸有司を召して、綱吉、論語を親講す、爾後毎月一回若くは二三次を以て例となす。續きて學、庸、詩、書、周易に及ぶ。其間或は三家始の諸大名を召して聽聞せしめ、或は神官、僧侶、醫師等を召して聽聞せしむること例月にして、晩年に至るまで怠らず。殊に毎歲參向の勅使、若くは親王、公卿、門跡等の東下の際は、必ず綱吉經書を親講して聽聞せしむるを以て、響應の一となせる等は、徳川氏に於て綱吉の外曾てなき所なり。將軍既に右の如くなれば、一般に學問の流行せるは言ふまでもなく、全國寒村僻里に至るまで、學問てふ事の大小はあれども、行届きたるは、實に綱吉の恩澤なり。されば其自身がいかに勵精せしかは、故老夜談等に、桂昌院殿、或時増上寺へ御參詣遊ばされ候節、住持詮應大僧正(一本には祐天とあり)申上げ候は、

上様には先頃より經書の御講釋を遊ばされ候段、憚りながら感心奉り候、さりながら講釋と申す事は、其道の者に於ても中々むづかしき事にて、先づ一座の講釋を仕候にも、下見と申して數部の書を繕き、古人の論斷を、記憶仕り、夫にても猶心に落居申さず候へば、様々工夫考案を費すなど、一方ならざる辛勞に候、然るに上様は、晝夜御政事に御苦勞遊ばされ候上に、御學問に御精を入れさせられ、學者達、諸出家なども召寄せられ、其道の者に御向ひ遊ばされ候て、御講釋遊ばされ候事、大體の御辛勞にては御座あるまじと、恐れながら私身に引比べ候て察し奉る事に候、然れば萬一御根氣に障り、御病身ともならせたまはんかと、御案じ申上げ候、何卒今少し御學問御控へ遊ばされ候様にと存じ奉る由、由上げられけるに、桂昌院殿、今の僧正の申し様にては、此尼が了簡とは違ひて候、上様の御學問に御精を入れさせらるゝは、天下を捉させらるるに、よきが上にもよかれかしと思召さるゝ上に、いかにもして下々をよき教に導きたまはんと御事にて、天下のために、私の事にあらず、さる上は、將軍家が、天下のために命のちやまりたまふとも、更に憂ふべきにあらず、僧正は一宗の司として、諸國に末寺、徒弟も數多あれば、それらに逢はん時に、今の將軍家、元館林殿と申し、方、御先代の御養君として天下を捉させられ、天下のためには命のちやまら給はんも本望なり、いかにもして下々に善事を勤めんとて學を

勵み給へば、まして其道の人々は、晝夜學問を勵み、諸人に善き事を勸むること肝要なりとありたけれど、仰せられしかば、僧正、誠に御尤もの仰せ、畏り入り候と赤面したり、と見えたるにて、綱吉が勤勉、且つ其講演所説の明確なりし一斑を察すべし。殊に元祿五年以後は毎月八回づゝの親講にて、其度々に、大名、諸有司、其他神官、僧侶、醫師等まで、或は經書又は神書、佛典、醫書等の講義を命じ、不審の箇所は十分に質問して、其所説を明確ならしむ。されば何れも何時仰せを蒙りて、進講すべきも計られざれば、各々競ひて學問に心を傾けしは察するに餘りあり。

〔孔廟釋奠、儒者蓄髮、學問所、歌學方〕 又元祿元年に、始て林家私塾の釋奠に、昨こころを獻せしめ、此冬其孔子堂へ參詣ありて、信篤に向書堯典を講せしめ、明年重ねて參詣ありて先聖を崇敬ありしより、大名、有司も擧つて先聖を崇敬するに至れるを以て、此年命じて、神田臺に大聖殿造營あり、側用人松平輝貞を以て其工を督せしめ、蜂須賀飛騨守隆重に其工を助けしむ。明年工就りて、林氏私塾に奉祀の聖像、及び四配の像を之に遷し、十哲の神主を新設し、七十二賢及び先儒の像は、狩野洞雲に畫かしめ、大成殿の額は、綱吉之を書して掲げ、茲に於て儒官は從來僧體にて、法印、法眼、法橋等の僧官に任せられ來りしを改めて、悉く蓄髮せしむ、依て林信篤を從五位下大學頭に叙任す、

乃ち其私塾を大成殿の傍に移して、學校を新建し、聖堂學問所と稱し、以て諸士就學の官校となす、此歳(元祿四年)二月、始て法成殿に釋菜しやくさいを行ふに當り、綱吉親しく之に臨み、幣物を呈供し、且つ肥料千石を寄せ、爾後毎年釋菜、釋奠には、必ず親臨あり、若し事故ありて親臨し難き時は、老中、側用人、高家の中を以て代拜せしむ、是れ幕府に於て官校設立の初めなり。

綱吉の好學は獨り漢學のみにあらず、亦皇朝の古典にも熱心にして、元祿二年、北村季吟、其子春潮の二人を召出し、季吟に祿二百俵、春潮に二十人扶持を賜ひ、歌學方となす、是れ幕府に於て國學開講の初めなり。尋で季吟を法印に叙し、五百石を賜ふ。

因みに云、季吟は通稱久助、拾穗軒又湖月亭の號あり、近江野澤郡の産。初め京師に至り、今大路家の門に入り醫を學ひ、廣菴と稱せり。後ち皇朝の學に心を寄せ、傍ら中院通茂公等に就て和歌を學び、尤も連歌に巧みなり。幕府に召出され、法印に叙せらるゝに及び、再昌院と號す。寶永二年、八十二歳にて歿せり。著書十數種、中にも枕草紙春曙抄、源氏物語湖月抄、伊勢物語拾穗抄、萬葉集拾穗抄、土佐日記抄、徒然草吟和抄、和漢朗詠集註等は、尤も學者に益する所多し。されば儒者蓄髮の事を憲廟實錄に「近古武家と成りて文學廢頽し、室町家の時、五山の僧徒を請じて經籍を講せしめしより、弊俗相及び、却て儒士皆剃髮の形となり、豪傑の士も改むることを得ざ

りしに、崇文の制、斯に及べり、相繼ぎて林門の徒には、和田春堅は傳藏、大河内春龍は新助、林春益は又右衛門、人見沂は又兵衛、坂井伯隆は三右衛門、伊庭春貞は正大夫、深尾春庵は權右衛門と改稱し、非家の儒者には、木下順菴は平之丈、同寅亮は平三郎と改稱せり、其外經を諸侯の門に携へ、或は郷黨の間に書を挟む類まで、皆舊俗の陋習を變じて濟々の風をなす、誠に五百年來の盛事なり、とあるは決して溢美に非ざるなり。又同書元祿十三年十一月二十一日周易講畢の條に「去る六年四月二十一日御開筵より今日に至りて、二百四十座にて御竟宴なり、御家門衆、譜代、外様諸大名、旗本の諸士、外に諸宗の貴僧碩德、社人、山伏、下は柳澤出羽守保明、松平右京大夫輝貞が家の儒生に至るまで、志ある者は、拜聴を許して登城する事、毎月六度なりき、(略)このみならず、毎日毎夜に限らず、燕暇の時は、林大學頭信篤、并に伊庭五太夫、大河内新助、和田傳藏、安見文平、中村新兵衛、松浦藤十郎、木下半三郎、荻生小次郎等の儒臣を集め給ひ、經義を問答し給ふに、英辯泉の如く湧き、精義綺テイギキの如く榮アツカにて、奉問奉對する輩、汗流れ神奪はれ、敬服せずといふ事なし、(略)或は御家門衆、執政、并に牧野備後守成貞、松平右京大夫輝貞、及び保明が亭に成らせ給ふとも、必ず先づ經書を講じ給ひ、次に亭主に命じて進講せしめ、次に其家の儒生をして、或は進講或は問答せしめ、親自ら尊貴を降し、御上段を下り、進講の士と間を同じくし給ひて、討

論講究をなし給ひきなり、云々とあり、實に學問の爲めには、古今になき將軍家といふべし。

〔土佐派繪所〕 こののみならず、綱吉幼少より狩野洞雲等を召して畫を學び、尤も水墨畫に巧みに、間々施彩の作もありて、其技、一趣の風格あり。其兩三は、音羽護國寺に現存せり。されば美術上にも亦心を傾け、殊に畫は其好む所なれば、専ら之を奨勵し、當時幕府の繪所は狩野一派なりしに、本邦の故實典章の圖は、一に土佐派に在るを以て、元祿三年、禁裏御繪所エテコノミヤノカキ預ヨク土佐光起ツクサミツキの高足たる住吉具慶、廣澄を江戸に召し、十五人扶持を賜はり、後ち二百俵に加増ありて、土佐派の繪所となしたり、是れ幕府に於て土佐派繪所の始めなり。

〔俳句、戯作、浮世繪〕 右の如く天文、曆術及び國學、歌學より、繪畫に至るまで悉く江戸に充備せるより、當時府下の文運一時に隆興せしに従ひ、從來京都に於て堂上といはず、地下といはず、各其學藝を以て家元と稱し、祕事口訣を種として世に輝きたる人々は、漸次其家職を失へる如く成行くに従ひ、凡べての學藝は一家の専有を離れて、汎く一般に行渡れるより、奇才の士は各々一新機軸を出して、門戸を張るもの亦少なからず。中にも松尾桃青(ばせを翁)は、俳句を以て尤も名あり。元來俳句は連歌より出でたり、和歌の俳諧歌に擬し、卑近の俗語を綴り、之を俳諧連歌と稱せしに、後ち其連歌の發句のみを以て景物を諷詠せるより、遂に發句といひ、又俳句とも稱す。桃青

の門下に秀才數輩ありて、元祿七年桃青歿すと雖も其技益々行はれ、以て今に及ぶ。其他伊勢、源氏、榮花等の物語類も、今は遙か京都に師家を仰ぐに及ばず、府下に於て其講究十分に成れるより好事の徒之を真似て、目下の世態を筆に寫して世に出すもの、所謂戯作者輩出し、勿論其著書の或は淫猥、若くは卑陋に渉るものは、幕府悉く其梓行を禁じ、所謂絶版に處せしと雖も、從て制止すれば從て出づるといふ有様にて、此頃の江戸町觸に、無益の作物語の版行、取留めざる書物の版行の禁令年々にして、中には之がため其作者の遠島又は追放に處せられしもの數人あり、是れ今も或る一部に珍重する元祿文學なるものなり。又畫道に於ても、狩野派の佛畫と土佐派の故實畫とを折衷して、種々の世態を畫き出すもの出でたり。こは其畫の何派といふにあらざるを以て、其家元より留筆(畫くを禁ずるをいふ)の咎めなからん用意に、其初めはかき出し、漸次技能を進め、一種の風格を顯はし、世に浮世繪と稱して、賞賛せらるゝに至れり。凡そ是等の類は、實に綱吉好學の餘澤に出でたるなり。

朝廷に對しての綱吉及び諸大名に對しての將軍

小倉大納言の配流——大嘗會の再興、山陵修築、廢典復舊——外様大名の登庸、善行旌表

〔小倉大納言の配流〕 前述の如く、綱吉經學に熱心なるより、自ら忠孝を以て天下の標準となるべしとの決心を以て、屢々講筵に當り、之を大名以下一般に面諭し、以て自身の行動を體認せしめんとは、憲廟實錄に見ゆる所にて、是れ好學の結果、固より然るべき事なり。されば朝廷に對し奉りては、從來の如く檢束を専らにせずして、或る程度までは一意叡慮に任せ奉りしを以て、左の如き事もありたり。そは東山天皇御立坊の時の出來事とす。當時畏くも靈元天皇の皇后宮(但し當時立後の御事なしと雖も今敬して斯く言ふ)は鷹司前攝政房輔の御女にて、綱吉の御臺所とは御連枝にておはせしが、皇子御降誕なくて、第一皇子は小倉大納言實起の女の御所生にて、一の宮と稱し奉りしかど、御庶腹の御事なればにや、御降誕の始めより、御外戚たる實起の許にて御養育申上げたり、續きて第二第三第四と皇子御降誕ありしが、何れも御庶腹なるを以て、皇后の御所生を待たせられしも、其御事なきより、御庶腹の皇子より御繼體を選び奉る事となりしが、一の宮は、御順序より申す時は當然立坊あらせらるべきなるに、皇后宮の御旨として、第四の宮御繼體と御内定あらせられたり、依て延寶六年三月、年頭の勅使として武家傳奏衆東下の序でを以て、御内意を幕府に下し給ひて、近々の内、立坊の御沙汰あらせられたき叡慮に候、夫に付御順序より申す時は、一の宮は御當然の御事なれども、日食の日に降誕あらせられたれば、御繼體には備へ難し、依て皇子の御

中より御選びあらせらるゝ處、第四の宮こそ、御器量と申し、御母も松木大納言宗條の女なれば、旁々然るべく思召す所なりとありしに、是より先き、或る部分より内密に幕府へ申す旨もありしより、幕府の御受けには、此儀元より叡慮次第の御事に候へども、同じくは第一の宮の御立場然るべからんか、子細は、上御一人よりして長次の御順を替へさせ給ひなば、自然下々も之に倣ふ様に罷成り候はゞ然るべからざる事に候、(これは幕府に於ても、自然かゝる事の出で來りては、大亂の基ゐと危みしといふ、さもあるべし)又日食の日に御降誕あらせられしを以て、御繼體に備へ難しとならば、御先例を確と仰下されたし、さりながら斯る御事は何事か候べき、若し准后(皇后宮)の御所生にあらせ候はゞ、夫にても御繼體に備へ難かるべきか、ともかくにも御順序を以て御沙汰あらせられたしとの事なりしかば、朝廷に於ても、其後は此御沙汰もなき内に家綱薨去等の凶事ありて、御沙汰止みしに綱吉繼統ありて、其御臺所は皇后宮と御連枝の御中なるより、萬づ便りよきま、天和元年三月、年頭勅使として武家傳奏衆東下の序で、重ねて右の御内旨を下し、且つ皇子は何れも御庶腹の御事なれば、同じくは御器量と申し、後難なからん(日食に降誕の事)御方をこそと思召す所なりとありしに、幕府は、仰下され候御内慮の趣、御尤もに存じ奉り候との御受けにて、彌々第四の宮御立場と御内定あり。其頃大覺寺御門主性眞法親王より、皇子第一人御附弟に申下し

たしと御願ひありしを幸ひと、一の宮を大覺寺御入室と御定めあり、即ち其旨を小倉實起の許に仰下されしに、先年關東より、立場は一の宮へと勅答ありしを聞知り、密かに悦び居たりしに、今俄かに大覺寺御入室と承りては、無念の餘り、前後忘却して、一の宮參内の儀を、とやかくと辭を設けて延引に及びしかば、傳奏衆を以て所司代戸田越前守忠昌に、小倉大納言事、一の宮御養育仰付け置かれ候處、今度同宮大覺寺御入室あるべきに付參内あるべき由、度々仰下さると雖も、御受け難溢に及び、御不快に思召さるゝ所なり、依て關東へ申達し、嚴重御咎めこれあるべく、御内慮候事と仰下されしかば、忠昌之を拜承し、速かに言上に及ぶべし、但し一の宮御入室の儀は、既に關東へも御沙汰済みの處、度々御受け難溢に及ぶとて、其まゝに致置き候ては、御威光に對し其恐れあり、此儀に付ては關東へ伺ひに及ばず、私一分としていか様にも申付くべき間、速かに一の宮御參内の御催しありて然るべしと申上げしかば、やがて實起の名代として、一族中園前參議季定を宮中に召され、議奏高倉大納言永敦を以て、一の宮參内の儀度々仰下さると雖も、御受け難溢に及び、毎々勅諭違背の罪輕からず、依て關東へ仰下され、急度典刑を正さるべきに付、謹慎罷在るべき旨御沙汰候事と仰出され、即日一の宮御參内の御迎として、永敦を上首として公卿、殿上人數人を遣はされ、且つ所司代忠昌の命として、禁裏御附の與力同心一隊を差副へ、威儀嚴重に罷向ひしかば、

實起今は恐懼して、事なく御參内あらせられたり。此時の情況は京官手翰といふ書に、

大覺寺へ御入寺遊ばされ候一の宮は、小倉大納言殿女の産み奉りたる御由緒を以て、大納言殿預り奉り居候處、御十一歳の時大覺寺へ御入寺あるべしと、御所より御迎への人々、大納言殿亭へ參られ候處に、大納言殿を始め、御乳母人以下御附の女房達まで、御果報拙く生れさせ給ひたれば、一の宮におはし乍ら、御出家を遂げさせ給ふたまはしと歎き悲しみ、宮も歎きを見そなはしてか、麻呂はいつまでも斯くてこそあるべきぞ、外へはえ參るまじとむづからせ給ふを見て、御迎への人々思はず落涙せしと、さていつまで斯くて御座候べき、とくく々と勸め奉り候へども、とかく御座を立たせ給はざりしかば、やがて抱き奉りて御輿へ乗せ奉りしに、猶もえ參らじとて御座敷の御縁の障子にひしと取付き、むづからせ給ひしを、人々つとよりて、心強くも御手を取離し、やうくにして御輿へ入れ奉りしが、道すがらもむづからせ給へば、御供の人々も涙に咽ばれ候、

とあり、實に恐れ多き御事ならずや。後ち御得度ありて、濟眞法親王と申し奉る。斯る御事情あれば、後年大覺寺に例なき一品に叙したまへり。又實起は、此年十一月二十一日、右の科に依て、其子息前參議公連、次男竹淵刑部大輔公種と共に佐渡が島に流罪せられたり。其實況は越後志に、

天和元年辛酉冬、正二位大納言小倉實起卿、及び嫡子正三位宰相公連卿、二子竹淵刑部大輔季伴（公種の初名）父子三人佐州に配流せらる、中仙道木曾路を経て、出雲崎岩崎町山城屋五郎左衛門が家を旅邸とし給ひて、出船別れの時、實起卿「古里を出でにしよりも悲しきは馴れにし人の波の別路」季伴卿「頼みなき波にうかる、身のうきは人の情けに思ひ忘れて」十一月晦日出船の時、山城屋が家より船場まで、道に荒薦を敷き左右に石をたたみ、崇敬を爲す、即日佐州小木浦に着岸、一宿、十二月朔日、新町村に宿、二日、相川に着き給ひ、羽田町常德寺（寺末寺）二宿、四日、同地市兵衛なる者の家を借りて居住し給ふ、一人に五人扶持づつ將軍家より賜はる、春秋四年を經、貞享元年甲子三月十八日卒し給ふ、同年九月二十三日、公連卿卒し給ふ、季伴卿は、十二年を經、元祿八年亥五月十二日、赦免にて歸洛し給ふ、

〔大嘗會の再興、山陵修築、慶典復舊〕 さて第四の宮御繼體とならせられ、貞享四年三月御受禪あり、四月二十八日御即位あらせられしに、此冬綱吉奏上して、絶えて久して大嘗會を再興し奉れり。そも大嘗會は天皇御一代一度の大典なるも、近古中絶してより、僅かに神宮例幣を家綱の時再興ありしかば、これにて新嘗の典を形式のみながらも行はれしに、此大典再興は、實に稀有の奉公といふべし。

又御代々の山陵は、武家政治となりてよりは、絶えて修繕等の事なきを以て殆んど荒廢に屬し、戰國時代には、或時は武將の陣營を陵上に設け、又は盜賊等の御陵の崩壞せるを見て、之を發掘して珠玉の類を取るなど、實に恐れ多き事のみなりしに、綱吉は、元祿三年に京都所司代に命じ、關白、傳奏に就て、其御所在の國所を舊記に據りて調査せしめ、以て訪搜の便となし、其事就るに及び、上奏して山陵修繕に着手し、其御陵毎に、方一町を限り竹柵を設けて、人馬の入るを禁じたるより世人始て山陵の貴ぶべきを知れり。一説に、此事の起りは、柳澤保明が臣細井廣澤が保明に勧めしを以て、保明言上して此舉ありしといふ。そはともかく、武將政權を執りてより、空前の大忠功といふべし。

又京都賀茂社の葵祭は、往古欽明天皇の御時より行はれ、四月中の酉の日に行ふ、京都第一の祭典といはれしが、是れ亦應仁以來久しく廢絶せしを、元祿七年綱吉奏上して之を再興し、新たに賀茂社に祭田七百石を寄進せり。依て御蔭神事、上下兩社の葵祭、五月五日の競馬に至るまで、悉く再興ありたり。又當時主上には、春秋二季、若くは一季の外、能樂御覽の事なく、又舞樂の天覽は、定りて正月中旬一日御催しあるのみなりしを、綱吉繼統の後には、春秋の能樂は必ず御催しあるべく、又臨時御覽ありたしと思召さるゝに於ては、事の煩ひなき限りは、年月中旬日を限らず御催しあるべし。

し、依て御料として、内々にて年々黄金二百枚を獻じたり。又當時上皇は後西院天皇にて、此御方は御即位はあらせられしも、御内實は、靈元天皇御幼齡の間、畏れど御後見と俗にいふ如く、暫時御位を預からせ給ふといふ御事なりしをもて、御脱履の後には、新院御所と稱し奉ると雖も、並みの親王家の如く、公卿、大名等官位昇進御禮の獻品等も、御辭退あらせられしを、綱吉上奏して、仙洞の御例になし奉り、元祿三年には、従前仙洞御料七千石なりしを一萬石に、女院の御料四千石なりしを七千石に増獻し、同七年には、禁裡御料二萬二千石なりしを三萬石に、女御の御料三千石を五千石に増獻したり。又修學寺御山莊は、後水尾上皇御經營ありて、時々御遊覽ありしが、崩御の後には、後西院上皇御幸の事もなし、こは御費用の上よりして、關東を憚らせ給ひしなれば、靈元上皇に綱吉上奏して、春秋二季の御幸を勧め奉れり。されば朝廷に於ても、此等の忠勤を寂感ありて、綱吉四十初度の賀に、上皇の御製を賜はり、五十、六十の賀には、畏くも禁裏、仙洞御所に於て、特に祝ひのために御歌會を御催しありて、御製を始め、關白、大臣、親王、公卿、時の歌仙の方々、詠進の懷紙を賜はり、特に上皇よりは、當日當座の短冊を、屏風一双に押して賜はりたるなどは、前代曾て例なき所。且つ官位昇進の内勅度々なるも、綱吉固く辭し奉り、年六十に及び、寶永二年に始て右大臣に陞りたり。蓋し兄家綱は年四十、正二位内大臣にて終りたれば、六十歳未滿の間は、

兄の官位を超えずとの意に出でたりといふ。されば以前は、堂上家と京都所司代とは、常々相反目といふ程にはあらざるも、其間圓滑ならず、別けて所司代は將軍の目代といふを以て、肩肘を張りて堂上方を白眼み付けしが、此時代にはさる事なく、實に相親睦せりといふ。蓋し綱吉既に忠孝を下に奨勵す、故に窃かに自ら顧みる所あり、且つ大義名分は、元より明らむる所なるを以て、從來の如く、將軍の御威光を以て自ら居らず、私に唐土の監國に擬す、そは朝鮮國王への復書に、源監國の朱印を捺せるにても知るべし。

〔外様大名の登庸善行旌表〕 既に天子を奉じて、監國の位に居るとなれば、彼の東照宮御掟なる武將的精神に悖るも自然の情勢にて、其結果として、諸大名に臨むに外様、譜代の區別なく、各々平等に見做し、先づ加州家は、豊臣時代には内府、(徳川)大納言(前田)とて並立したる家柄なればとて、其待遇を三家の次として、官位も水戸家に亞ぎ、即ち前田綱紀を從三位參議に陞せ、其家老の當主附二人及び若殿附一人を從五位下に叙す。外様大名にも、其材に依て有司に擧用す、其一二をいへば、南部遠江守直政、(盛岡南部の分家)金森出雲守頼首を側用人、加藤越中守明英、松浦壹岐守棟等を寺社奉行としたる類にて、其他昵近衆又は奥詰衆の名を以て、將軍の左右に奉仕せしむる人數人あり。又從來越後守は松平家、(津山)薩摩守は島津家、陸奥守は伊達家に限り、自餘の大名

は之に任ずるを得ざる例なるを、綱吉は是れ朝廷の官爵を私に制するものとして之を廢し、何人とも之に任ずるを得しむ。又代替り巡見使の諸國に派せらるゝや、其視察は多く形式的に失し、或は一二實際を按檢する者あるも、唯其國政風俗の缺點のみを擧げ、美風善政は之を言はず、是れ尤も不當の事なり、今後は宜しく善惡共に、實際を按檢して言上すべしと面命せり。されば此時の巡檢使は、此意を體して諸國に向ひしより、諸大名何れも大に畏敬せりといふ。さるからに駿河富士郡今泉村の農民五郎右衛門といふ者、平素父母に孝に兄弟に友に、且つ郷黨にも厚く、凶年飢饉に、近郷までも貧民の餓に迫るを見聞する毎に、自家の貯蓄を散じて之を賑救すること多年にして、爲めに再生の幸を得たる者數十家に上れり、されど當時誰ありて此義舉を上申する者なく、埋もれ居たりしを、巡檢使の聞く所となり、具さに按檢して言上せしかば、幕府は其巡檢使を褒美し、即ち天和二年二月、五郎右衛門には多年の義舉を褒賞して、所持の田地九十石は、永代賦稅徭役免除の朱印を賜はれり、且つ林信篤に命じて其傳を作り、刊行して一般に頒布し、以て奨勵に資せり、徳川幕府に於て孝義の者を褒賞せるは、之を初めとなす。

綱吉の三大弊政と柳澤保明

護國寺及び護持院、増亮賢及び隆光——大族保護の令——祈禱の競争——生類憐みの令——水戸光圀の皮肉と大族保護の周密——悪貨の鑄造、萩原重秀——柳澤保明の寵用

〔護國寺及び護持院、僧亮賢及び隆光〕 綱吉繼統以來、銳意政績を擧ぐる所、前述の如くなるに引替へて、亦空前絶後ともいふべき弊政ありて、晩年に至りて彌甚しく、四民其苛酷に哭するに至れり。其略を述べんに、眞言新義派僧侶の跋扈は其一なり。こは初め綱吉の生母桂昌院、未だ微賤にて京都に在りし時、母に従ひ仁和寺に參詣せしに、同寺の伴僧に亮賢といふもの、桂昌院を相して、此女子他日大に尊貴を極むべしと言ひしが、程なく江戸に召され、遂に家光に寵せられ、やがて懐胎ありしかば、幕府の例として諸寺社に平産の祈願ありしに、此亮賢、江戸神田の知足院（眞言宗）に住持たりしかば、兼ての一言もあれば、之に祈禱を頼みしに、亮賢、此度の御懐胎こそ、實に柳營の御慶事、正しく大將軍に備はり給ふべしと内々申したりといふ。其後綱吉出産ありて、成長の後上野館林城三十萬石を賜はるに及び、驗者なるを以て、封内碓氷八幡宮別當大聖護國寺へ此亮賢を住持に招請し、第一の祈願所となし、に、果して先きに亮賢が申し、如く、五代將軍となられし

より、桂昌院深く亮賢に歸依し、此上は更に府下に一寺を建立し、亮賢を住持として、御代長久、長日の祈願所となすべしとて、先づ亮賢を上野より神田の知足院へ招き、幕府城中殿舎の安鎮等、従前は東叡山寛永寺の所役なりしを、悉く亮賢に申付けたり。さて高田樂園の地に一寺を建立し、其經營、日夜にかけて工を急ぎ、天和二年工竣りて、桂昌院持念佛なる唐土傳來の觀世音を以て本尊となし、寺號を護國寺と賜ひ、祈願所として寺領三百石を寄せ、京都仁和寺の末寺として、關東眞言宗の大檀林と定められ、其入佛供養を七箇日執行ひ、幕府より白銀千枚、白米三百俵を賜りて、其費用に充てしめたり、以て其盛大なるを察知すべし。殊に翌天和三年二月十一日に、桂昌院參詣ありて、亮賢へ白銀五百枚、時服三十、衆僧に白銀千枚を賜ふ。此日老中戸田忠昌、若年寄内藤重種等、桂昌院の駕に従ひたり、幕府に於て庶母たる人の出行に、老中、若年寄の供奉したるは、前後に綱吉の一代のみなり。是より屢參詣ありて、當時第一の祈願所たり。然るに貞享三年に、知足院住持惠賢大病に依て、後住の人選を亮賢に内命ありしに、亮賢より大和長谷寺塔中慈心院隆光を推薦し、依て幕府は直ちに隆光を江戸に召し、知足院住職として權僧正に任せり。此隆光は大和添下郡二條村の産、慶安二年に生れ、幼にして同國招提寺に入り、朝意律師に従て得度し、後ち亮賢長谷寺に在るの日、之に隨從したる縁を以て、今推薦せられたるなり。然るに是より先き天和三年

五月二十八日、綱吉の世子徳松早世(五歳)せしより、他に男子なく、殊に綱吉齡ひ漸く不惑に達せるを以て、嗣を求むるの切なるより、隆光に右の祈願を命じたりしに、隆光、こは大修法の事なれば、同じくは清淨の地に東照宮を勸請し、右御寶前に於て、長日別異の修法仕りたしと内請せるより、綱吉、尤もの事なりとありて、即ち江戸の鬼門に當れる神田橋外に、五萬餘坪の邸宅を引拂ひ、茲に東照宮を新建し、裝束所、御供所等より瑞籬、唐門に至るまで、總べて上野の東照宮と同一になし、此所に知足院を右別當として新造ありて、本地堂、經堂、護摩堂、鐘樓、御成御殿まで、是れ亦總べてを寛永寺と同一になし、元祿元年三月工竣り、七月朔日綱吉參詣ありて、寺中残らず見物ありしに、知足院本坊の普請は、他の諸堂に比して木材粗末なりとありて、其普請總奉行たりし側用人格若年寄上座たる大久保佐渡守忠高は、勤め方思召しに應せずとありて職を罷はれ、普請奉行堀田甚右衛門、材木方山角權兵衛、大工棟梁小澤筑後の三人は、常々御奉公向き念入れざる仕方不埒とありて、三宅島へ流罪となり、堀田が子二人は西尾隱岐守忠成へ、山角が子三人は中川佐渡守久恒へ預けとなり、小澤が子は追放せられたり。借知足院本坊の改造を命じ、側用人柳澤保明を以て其總奉行となす。是に於て保明は一意普請の結構に盡瘁せしかば、其觀善美を盡し、上野御本坊と雖も、之には遠く及ばずと、諸人言ひ囃せり。十一月十八日綱吉參詣あり、知足院を改めて筑

波山護持院元祿寺と稱し、寺領五百石を寄せ、住持隆光を大僧正に陞せ、且つ寺格は無本寺として、關東新義真言宗の大本山と定めたり。此時上野宮天眞法親王は、知足院本坊普請粗末なりとありて、總奉行を始め數人罪蒙りし由聞し召され、左右の人に仰せられしは、借も歎かはしき事かな、そも佛は衆生濟度を本とし、濟度は慈悲を以て第一とす、されば此度の普請に掛りたる者共、假令ひ將軍の怒り強くとも、隆光は出家の事なれば、いか様にも申しなして御慈悲を願ふべきに、さはなくて餘所に見なしたるうたてさよ、殊に如來樹下石上の御事を思ひ奉らば、普請の粗末何かあらん、よし己が寺ならずとも、精舎造營の事に付て罪蒙る者ありと聞かば、自ら進みても歎き申すこそ出家の本意なれ、看よ此寺のために、後々罪蒙る者出で來つらんぞと宣ひしに、果して此隆光が勸めに依て生類御憐みの事より、數多の人命を害ひたりと、古老夜談に見ゆ。是よりして護國寺、護持院の住持、日々の様に登城して綱吉及び桂昌院に種々の事を申したり、實に此奸僧等は、當時の政局の惡魔なり。

〔犬族保護の令〕 右の如く子孫繁榮の祈願のため護持院を建立ありて、長日の修法執行に付て、生類御憐みといふ事を奸僧等勸め立て、遂に大虐政となれり。其初めは犬のみなりしが、此犬に付ては、元來幕府の本丸、西丸とも、吹上を始めとして樹木繁茂し、恰も森林の如き園庭なるより、

鳥兎狐狸の類棲息し、中にも大奥向きは常に出入の人すら制限ある事なれば、局々の床下に狐狸の類棲みて、白晝と雖も種々の害をなしけるより、或人の考へにて、犬を飼養して是等の防ぎとなししを、奸僧等之を見て、そも犬は上様の御生年なれば、尤も御憐みあるべし、殊に御子孫繁榮の御修法に付て、別して御憐みあるべしと言上せしより、綱吉も尤もとありて、忽ち古今に例なき犬保護の令を布き、所謂犬の戸籍ともいふべきか、「犬の事、是までの如く無慈悲なる取扱致すべからず、随分不慙を加へ、大切に飼置申すべし、萬一右に違背の者於有之は、急度可處嚴科候事、一、武家を始め、寺社、町方、在々まで飼犬有之向は、牡牝、毛色、年の程迄委細書記し、早々其筋々（即ち武家は目付、寺社は寺社奉行、町方は町奉行、在方は代官）へ可届出事」と令したるに、重ねて「犬の毛色、牝牡、年齢等届出之儀、最前は飼犬と申觸れ候え共、右は御意旨を伺ひ誤り候にて、飼犬は不_レ及_レ申、假令主なき犬に候とも、其町其村に居付候は元より、他所より紛れ來り候犬にて、も、其町其村に於て大切に飼立置、諸事飼犬同様相心得可_レ申事」と觸れ渡したりしに、又重ねて「犬見えざる時は、何方よりか他の犬つれ來り、數を合せ置候由相聞え候、右にては、生類御憐みの御主意に相背き、不埒の至に候、向後犬見えざる時は早々訴出、可_レ成_レ尋求_レ候様可_レ致、彌不_レ相知に於ては、其趣訴出可_レ申、萬一等閑に心得候者於有之は、急度曲事に可_レ申付_レ事、一、市中には荷車、

大八車、牛車等にて犬をひき、傷つけ候者有_レ之由、兼て被_レ仰出_レ候御旨意に相背き、不埒の至に候、向後必率領一人相添、右様の儀無_レ之様堅く可_レ相守_レ事」と觸れ渡したり。是より主なき犬は其町其村飼付けの犬となりて、毛色、年齢等まで其筋へ届出でたる上に、出生あれば直ちに右の例に従て其筋へ届出で、又死亡すれば、急に其筋へ届出で、檢使を受け、病死に相違なしとの檢使の一言を聞きて、始て安堵するといふ有様にて、既に元祿十四年四月、播磨赤穂城主淺野内匠頭長矩が領知召上げられし時、城引渡しに際し、家老大石内藏助良雄が計らひとして、城中の片隅に一區を設け、犬置場となし、飼置きたる犬五疋の毛色、年齢等より、病氣の有無まで委細に帳面に記して、城受取りの役たる脇坂家へ引渡したるを、幕府より目付として遣はしたる榊原采女、荒木十左衛門の二人、殊に褒美したりと、元來城地の受取り渡しは、領地目録に添へて、城附き武器類などの現在品を記したる、城附き道具目録を以て授受する例なるに、此道具目録中に、犬何疋、但牝何毛何歳、牝何毛何歳など、城附き犬として城地に犬を添へて授受せるは、此代に限れり。大名の城地すら右の如くなれば、民間の困却は察するに餘りあり。されば犬共は武士、町人の差別なく、人々一般に畏怖して、うかと手をも指さざれば、折々人に吠掛り或は噛付くなど、迷惑をかくる事日に幾度といふ數も知れぬ程なりしが、斯る時にも一種異風の者出で來るものにて、彼の男伊達と自稱する無

頼の悪少年等之を見て、借も愚かなる人々の有様かな、何と上より仰せありとも、高が犬の事なるに、餘りに人々大切にすればこそ、人々に怪我などさするなれ、我々は軽くとも天下御百姓の一人なり、若しも嚙付くなどあらば、忽ちに踏殺すべしと言ひ廻りけるを、疾くも町同心の聞く所となりて召捕られ、其黨類十一人の内、二人は全く犬を殺し、により、元祿二年十一月、兼々觸れ示す所の御法度を背き、犬を殺害に及び候段、公儀を恐れず、不届の至りとありて斬罪に處せられ、餘は悉く新島へ遠島申付けられたり。又武家にては、桐の間番永井主水といふもの、下城の途中犬に吠掛けられ、難儀に及びしかば、童僕等、威しのため木刀にて追拂ひしに、其内の一疋死亡せしかば、其事疾くも町廻りの者に見咎られ、元祿元年十月、右の僕は斬罪に處せられ、主水は之に坐して、八丈島に配流せられたり。是等に依て幕府は「犬共往來の者に吠付候を見受候は、飼主罷出、早々取鎮め可申、若飼主無之、他所より紛れ來候犬に候は、其近邊の者共、又は辻番人共罷出、早々水を洒ぎ追拂可申、決而無慈悲なる儀致すべからざる事、一、犬共互にかみ合候節は、早々互の飼主ども罷出、引分け連歸り候様可致、若飼主無之、他所より來り候犬共に候は、其近邊の者共、又は辻番人ども早々罷出、水を洒ぎ追拂可申、成べき丈犬共怪我無之様取扱、決而無慈悲の儀不可致事」と、武家、寺社、町村一般へ觸れ示したり、實に此時は、犬こそ百獸の王といふべき

勢なれ。

〔祈禱の競争〕 右の如く護持院隆光、祈願に丹精を凝すと雖も、幕府大奥の女流に懐胎の者なきより、京都に於て、關東にて隆光を當時眞言宗第一の高僧と賞翫すと雖も、彼の僧未だ密法を悉く相傳せず、當時密家に於て第一の高僧とは、醍醐報恩院寛順の上に出づる者あらずとの噂、幕府に聞えしかば、さらば彼の僧を召下すべしとて、三寶院門主へ、老中連署を以て寛順東下の事を申入れ、寛順へは、寺社奉行連署を以て三寶院御門主へ申斷り、早々出府あるべき由を命じ、さて寛順參府ありしかば、即日使番松平求馬を上使として、白銀五百枚を賜はりて滯府の手當とし、翌日寛順登城せしに、白書院に於て謁見せしめ、畢りて波の間に於て老中列座にて、報恩院事、大小の密法悉く相承の由御聽きに達し、奇特の儀に思召され、今度召寄せられ、御目見え仰付けられ候、追々御修法も仰付けらるべきに付、當分滯府致すべき由申渡し、其後柳澤保明の宅に寛順を呼寄せ、護持院事、御祈願所住職仰付けられ候へ共、未だ密法悉く相承これなし、依りて滯府中日々護持院へ罷出で、御修法相勤め、其序でを以て護持院へ密法悉く相傳致すべき旨、上意の趣申渡し、かば、寛順は、護持院に於て大法の修法を相勤む。依て柳澤保明諸事を督し、寺社奉行加藤明英を法會奉行となし、元祿五年七月に始り、八月十九日に終る。其間護持院の四方は、徒頭、組下を率ゐて警

固し、敢て諸人の近寄るを許さず、是れ一は秘密の大法相傳の道場たると、一は不淨の參入を禁ずるが爲めなり。(此事を元寶莊子、日光郎郟枕、護國女太平記等の俗書共に甲府殿呪咀の修法となせるは非なり)やがて修法畢るを以て、右の賞として報恩院へ寺領百石を寄せ、且つ寛順に白銀千枚、時服五十を賜はり、其外御臺所、桂昌院よりも白銀、紗綾等を下されて歸寺せしめたり。是より先き大奥の女流等は、隆光が修法のみに安んぜず、京都へ申遣はして、有驗高德の僧を求めしに、仁和寺御門主覺深法親王の下に覺彦といふ僧、學力法徳共に高く、都鄙に其隠れなしと雖も、此僧若年より世俗の交りを厭ひ、獨り戒愼して名利を抛ち、末世に稀有の者なりとの噂、綱吉の聴きに達せしより、柳澤保明に命じて之を迎へしむ、保明は乃ち特に家臣を遣はし、同道して着府あるべしと申送りたり。やがて覺彦江戸に下り、柳澤家に落着きしかば、元祿四年七月二十二日、保明と共に登城せしめ、謁見を賜はり、且つ在府致し、御祈禱相勸むべしと命せられ、本郷湯島臺に於て三千五百坪の地を相し、保明之を奉行して一寺を建立あり。工竣りて寶林山靈雲寺と號し、寺領百石を賜はりて祈願所となせり。又此年八月、府下芝愛宕山圓福寺住持惠戒を柳澤保明の邸に呼寄せ、御子孫繁榮のため、例月大百味祈禱修行仰付けられ、依りて毎年御祈禱料として、白銀三百枚下さると申渡したり。又此後京都石清水八幡宮別當豐藏坊は、高僧の聞え高き事綱吉の聞きに達し、則

ち柳澤保明に命じて之を江戸に呼下さしめ、八幡宮は源家の氏神なればとて、淺草に於て地を相し、新たに社殿を造營し、石清水より神體を分ち、其實前に於て御子孫繁榮の祈禱を修すべしとて、傍らに一寺を建立し、元祿七年七月工竣るを以て、社領百石を寄附し、豐藏坊を右別當職として江戸に永住せしめ、依て寺號を大護院と賜はり、僧正に任じたり。是に至り、僅々十年を出でざるに新たに取立てたる重き祈禱所は、護國寺、護持院、靈雲寺、大護院にて、之に圓福寺の祈禱を加ふれば、五箇寺なり、是等が將軍の子孫繁榮の修法に各々丹精を凝したれば、實に眞言坊主が修法の競争ともいふべきか。

〔生類憐みの令〕 中にも護持院隆光は第一の歸依僧なれば、彼れがいふ所は忽ち實際に行はれて、虐政となれり。そは隆光より、御子孫に御縁薄きは(徳松は早世し、鶴姫とて紀伊家へ嫁せられし方一人のみ)前世多殺の應報なれば、上様には堅く殺生を御憐みありて、廣く生類御憐み(普く群生慈愍と彼れが傳にあり)ありたき由内々言上せしに、此頃綱吉周易に心を入れ、氣運循環の數理を研究の最中なれば、忽ち感動して、元祿四年よりは、飼養の鷹を殘らず放ち、鷹匠を廢し、例年禁裡、仙洞へ御拳とて、將軍自身に鷹にて獲たる鶴雁等を獻上せるを、鯛に改め、對馬の宗家、松前家より獻上の鷹を止め、又獵師狩人の如きは、鳥獸を殺すとて其職業を禁止すると同時に、鳥獸肉及び

鶏卵鰻鮓の類の賣買食用を禁止したり。されば是等の輩一時其家業を失ひ、糊口に窮せるより、親子夫妻離散するもの少なからずといふ。夫のみならず、馬の毛をふり、(剪むをいふ)爪を剪るをも不仁の所爲なりとて、堅く禁ぜしかば、將軍家を始め、大名、旗本土の乗馬も、田舎馬の如くむさくろしきを、反りて褒美せられたりといふ。此殺生禁制のため、江戸市中は勿論、在々まで鳶鳥雀など、年々に多くなり、諸人の害をなして、何れも歎き訴ふるにより、さらばとて、元の鷹匠、餌差の輩に命じて之をとらせ、元鷹部屋の地に飼立て置き、毎年四度づつ、八丈、三宅、新島等へ放させ、且つ鳶鳥の巢見當り候は、早々訴出づべしと、年々に命を下して、其訴出づる毎に、右の鷹匠、餌差の輩罷向ひ、樹上に登り、鄭重に其巢を取下ろして、飼養所にて飼置く事となせり、若し此際に彼等誤りて雛を損する時は、忽ち嚴科に處せらるゝを以て、恰も金玉の珍器を取扱ふ如くなりしといふ。されば田舎にては、俄かに獵師狩人の業を禁ぜられしにより、猪狼狐狸等年々に蕃息して、人民の害をなす事屢々なるも、幕府は決して之を殺す事を許さずして、「猪狼の類、假令人を害し候共、鳴物にて追拂申すべし、若夫にても猶防ぎ兼候由申すに於ては、堅く打殺す間敷由誓紙致させ候上にて、空砲にて追拂候様申付くべし、萬一右にても害止み不申由申すに於ては、篤と實地見分之上、御勘定所へ申達し、差圖を受くべき事、一、免許の上打殺し候獸類於有之は、其儘

埋置申すべし、決して肉は不_レ及_レ申、皮にても手を付間敷、右相背者於有之は、嚴重に申付くべき事、」と一般に觸れ示せり、弊政も茲に至りて極れりといふべし。さるからに諸人の難儀は實に前古未曾有の事にて、今是の年(元祿四年)にありし一二を述べんに、五月廿八日に、中の門番たりし持筒頭水野藤右衛門元政が組下の同心、門の上に雀の群がり居たるを、徒然の餘り、小石を以て追拂ひし事露はれ、元政は勤め方思召しに應せずとありて、即日役儀を召放され、組下の者一同は扶持方を召離され、是を見て訴人せし廣敷の下男は、奇特の心掛とありて譜代に取立てられたり。六月二十六日に、中奥小性秋田季久の用人の子の十三歳なるが、同家來茶坊主の十八歳なると遊戯の際、彼の茶坊主、吹矢にて雀を殺し、かば、季久驚きて訴へしに、茶坊主は斬罪に處せられ、用人の子は神津島へ遠流になり、季久は早速言上せしを以て構ひなしと申渡されたり。十二月には、病犬を荒地へ捨て、又は馬の毛をふるへたる等にて、召捕られたる武士、百姓二十五人を遠島に處したり。然るに幕府小普請組士小石奎之助といふ者、是等を見聞する毎に黙止し難くて、時事を慷慨し、弊政二十四條を開陳し、中に生類御憐みのため、夫又は父は大辟に處せられ、其妻子は四方に流離し、溝壑に餓死せる數百人の情況十一條ある書面(世に石川奎之助と題せるもの三種あり、何れも大同小異なるも、後人の僞作と思はる)を其筋に呈供せしは、當時三家の歴々と雖も口を箝す

る中に、天晴れの仕方といふべきも、幕府は之を以て亂心となし、扶持を召離して親類預けとなせり、是れ元祿五年八月五日なり。されば幕府は、是より一層苛察を用ひ、酷刑を施せり。其二は、元祿六年八月に、本所相生町々人孫太郎といふ者、夜中犬を傷けしを、町内の者に訴へられて、孫太郎は獄門に處せられ、訴人へは金三十兩を賜はり、寄合佐野内藏丞家來、主家の采地に於て私に狼を打殺し、其まゝ埋置きし事露はれて、獄門に處せられ、小納戸若藤李右衛門は馬の毛をふるへ、牛田三郎左衛門は馬の飼養宜しからずとありて、共に改易せられたり。畢竟此暴政は、綱吉嗣を求るに切なるより、奸僧等の欺言に迷信せしに因れるも、當時政局の第一として威を振ふ柳澤保明が、己れ君寵を厚くせんため、故らに厲行したるなり。されば後年吉宗の代に至り、命に依て綱吉一代の事實を録し、憲廟實錄と題して上れるに當り、其末尾に「公御一代の御過失は、生類御憐みの事はなり、是實に吉保(保明の後名)も、諫議を上らずして遵行したる罪は免れず、」と認めたるを、吉宗見て大に不興し、今に於ては遁辭なり、削るべしと命せられしかば「生類御憐みの事は、元より深き思召のあらせられしなるべし、」と修正したりと、吉保が傳記に見えたり。

〔水戸光圀の皮肉と犬族保護の周密〕 此時水戸光圀は元祿四年に、國元隱居を願ひ、封内久慈郡西山の別墅に閑居し、國史編纂の外餘念なかりしも、水戸領内も生類御憐みの法度厳しく、ために

犬猪狼等の人の害をなすと雖も、其まゝに過すと聞かれ、一日家老を召し、予は隱居なれば國政に口入れするにあらざるも、近年生類御憐みといふ事より、年々に人間に害をなす事多く成行くと聞く、若し其通りならば、數年の後は如何とも手に餘るべし、元來生類御憐みとは無益の殺生を禁ずることならんに、人を苦しめても鳥獸を大切にせよとは、國家の仁政に非ず、殊に殺しこも其まゝ埋置くとは何事ぞ、皮の用ふべきは、剥取りても然るべしと申されしに、家老中も、一應宰相様へ申上げて御受申上ぐべしとて、此旨當主綱條に申し、ともかくもこの事なりしかば、其後光圀鷹野として領内を巡見あるに、いかにも惡獸の害甚しければ大に怒り、斯くまで害をなすを捨置くとは不仁なりと、夫より領内に人を出して惡獸を狩立てしかば、之に追立てられし惡獸は、近傍他領の地へ逃込みしを以て大に困じたりと。偕光圀狩立てたる獸の中より、いかにも勝れたる犬の皮二十枚を選び、精製させて箱に納れ、側用人柳澤保明へ宛てたる直書を添へて家來に渡し、其方早々之を江戸に持參し、江戸着の上は邸へ立寄らず、旅服のまゝにて直ちに柳澤出羽守方へ持參し、口上には、前中納言追ひ／＼老年に及び候に付、何かと養生に心を用ひ候處寒氣の折柄には此品宜しく存じ候へば、憚りながら上様にも、追ひ／＼御年も召させられ候間、此節より御養生遊ばされ然るべしと存じ奉り、些少ながら内獻上致したし、宜し、御披露たまはるべしと申述べ、此箱と直

書とは儘かに出羽守に相渡すべしと申付けられしかば、右の如く柳澤家へ参りて相渡せしは、元祿六年十二月なり。依て保明より直に披露せしに、犬の皮なれば、君臣共に興をさまし、茲に於て水戸殿亂心と、内々申す者もありし程に、とにかく江戸へ召寄せ、親しく様子を見るべしと、久々御對顔在られざるに付、参府これあるべく上意の趣、柳澤保明よりの奉書に、老中連署にて水戸家老中へ宛てたる奉書を以て、使を水戸に遣はせしかば、元祿七年三月光圀参府ありたり。こは光圀としては甚だ疎暴に失したる仕方なるも、綱吉の迷信と、近臣等が聰明を蔽ふとを警醒せんためにて、元來人意の外に出づる行動ある性質とて、諸人の難儀坐視するに忍びず、先づ此一事を以て幕府の君臣を驚かし、之に依て咎めの尋ねもあらば、其時滿腔の忠志を吐露せんと意なるべし。借光圀参府後の概況は、

元祿生類御憐みの事には、世上の難儀筆にも及ばぬ程なりしに、公御領内犬狩申付けられ候て、右の皮數十枚献上ありしに依て、常憲院様御不審立てられ、内々御穿鑿ありしに、以ての外なる様子どもにて、彌、亂心の體と聞召され、江戸へ召寄せられ、篤と様子御覽あるべき由にて召寄せられ、公御参府ありしに、阿部豊後守殿は、兼々水戸殿御取次の事なればとて、上使仰付けられ、猶追々聞し召され候様子これあるに付、篤と見届け参り候様との御内意あり、依りて豊後守殿御

邸へ参られ、態とゆるくと居られ候て、公の様子を見られ候に、別段にかはりたる御様子もこれなきに付、罷歸り候て、柳澤保山、其頃は出羽守殿とて、御側御用人まで右の通り申述べられしに、保山は眞實に聞かれざる體なりしと、其後三月十五日に公御登城ありしに、御前へ召され、先づ御講釋仰付けられ、依て大學の三綱領を講義申されしに、義理明白に辯舌もさはやかにて、一坐感じ入りたり、續きて能仰付けられ、公へも御所望に付、一番御所作ありしに、少しも滞りなく濟されたり、此日は尾張殿、紀伊殿、松平加賀守なども一座にて、各々講釋、能仰付けられ候に、公のは別して見事なる由、一座の衆御挨拶ありしと、之に依て亂心との取り沙汰は偽事と相分り、云々、(天寶年記、西山遺事等取意)

因みに云、彼の藤井紋太夫手討の事は此時にて、其詳細は、彼の近臣井上玄桐が筆記及び西山遺事等にも見えたり。左に概略を述べんに、此紋太夫は幼年より光圀の左右に奉仕し、中々忠勤の者なりしかば、光圀殊に目をかけられ、追ひつゝに取立てありて、光圀隠居の後は、當主綱條に附けられ、側頭格に擧げ、重立ちたる公儀向きの使など勤めさせけるが、大奸は忠の如しとの諺の如く、此奴中々の曲者にて此時柳澤保明が、僅か五百三十石の身上より、數萬石の大祿を賜はり、世に時めくを見て、己れも之を眞似て、一廉の立身せんと企て、常に光圀父子の中に立ちて種々

の奸計を廻らし、之を疎隔せしめ、一面柳澤家に便りて光圀を悪し様に吹聴し、幕府の手を借り光圀を蟄居ともなし、綱條政務を専らにするに至らば、此時こそ柳澤等の後援を借りて、われ家老職ともならんとの野心を懐きしを、疾くも光圀に看破され、さて光圀今度久々にて參府し、御對顔も滞りなく濟みたる悦びに、自身能樂を演じて、一門及び家中の面々にも見物を許し、尤も妻子同道苦しからずとありければ、各々悦びて罷り出でたり、其日は三月十八日にて、光圀自身能を舞はれ、畢りて鏡の間に入られ、其所へ紋太夫を召出し、側近く招き、彼れが平伏し居たる背より、脇指を以て深く差貫き、其まゝになし置き、能樂はて、後、老中阿部豊後守の許へ使者を以て、家來藤井紋太夫事、不届きの所業重疊致し候に付、前中納言自身成敗致され候、此者儀は公儀に名前も御存じの事に付、御届申達すと申されしに、豊後守承り、御老體御怪我もなく、一段の御事、委細御序でを以て上聞に達すべしとて事濟みたり、

右の如く、水戸にて犬殺生の上、剩へ其皮を献上せしも、何の御咎めもなきとありては、世上に追ひ々々心得違ひの者も出で來らんとてか、又は水戸家への所謂面當フラアテなるか、是より一層犬を大切に飼養すべしと觸れ渡し、此年四月二十三日に、市中にて飼主なき犬共は、公儀に於て御飼立てあるべしと觸れ示し、大久保の用屋敷二萬五千坪を劃して、犬小屋を取立て、此工事手傳ひは越中富山

城主前田利直へ、總奉行は側衆米倉丹後守昌尹、藤堂伊豫守良直へ申付けたり、一城主たる大名に、犬小屋取立ての課役を申付くるは、實に馬鹿々々しき事ならずや。其工竣るに及び、元鷹匠尾關甚左衛門、野邊庄八に申付け、普く府下を搜索して主なき犬を集めしめしに、忽ちにして十萬疋を超えたり。依て此所にては狭しとて、翌八年九月、更に中野に於て十萬坪の地を劃し、再び犬小屋を取立て、工事手傳ひは美作津山城主森長成、讃岐多度津邑主京極高或の兩家へ、總奉行は米倉昌尹に申付けたり。工竣るに及び、昌尹が兩度犬小屋取立ての總奉行を勤めたる功を賞して、六千石を加恩あり、一萬五千石となし、且つ若年寄に陞せ、犬小屋番支配を命じ、又犬小屋奉行四人を新置し、一人に役扶持三百俵に同心十五人づゝを付けられ、犬一疋一日の食料、下白米三合、十疋に付一日味噌五百目に干鰯一升づゝと定められたり。されば元祿八年十二月の勘定書上に、犬一日の食料總計、三百三十石六升、味噌十樽、干鰯十俵、薪五十六束云々とあり、以て其大數を知るべし。然るに其中に往々病犬あるも、醫藥の施す様もなく、死に至るもありしより、不便の事なりとて、普く犬醫者を求めしに、柳澤保明が抱へ醫師丸岡某、幕府小普請組醫師林宗久の二人は、犬の療治巧者なりとて召出され、各々役扶持十人扶持を賜はり、犬小屋附を命じたり。斯く犬を大切にせしは、獨り綱吉の生年なるのみならず、柳澤保明も萬治元年の生れにて、同じく戌年なれば、故らに之を

厲行したるなり。

〔悪貨の鑄造、荻原重秀〕 右に續きての弊政は悪貨幣の濫造となす。元來綱吉は口に勤儉を唱へながら、行爲は之に反して諸事華麗を好み、又性濫予の癖あり。加ふるに繼統以來無用の寺院などを新建し、或は城中に、三の丸には桂昌院、其他五の丸、北の丸等に侍妾の住居を造營し、其外近臣の邸宅には、御成御殿を新造する等、不時の失費年々に嵩み行くに、天和三年正月は江戸大雨洪水、四月は日光山大地震より、元祿六年畿内の洪水まで、年々の天災打續き、從て料所の歳入酷く減じ、是等のため財政上非常に困迫を來し、終に荻原重秀が建議を採用し、金銀貨の吹替を斷行したり。其料にとて、家康、秀忠の遺制を破り、大阪城貯藏の竹流し分銅を以て先づ之に充てたり。そも此分銅といふは、其長さ一尺一寸、厚さ七寸、幅九寸八分、目方四十一貫ありて、之を小判の價ひに換算すれば、一枚凡そ金一萬三千六百兩餘に當るといふ。こは元和元年大阪落城の際、豊臣氏の金藏より、此金分銅五十八枚と、銀の竹流し分銅四百枚餘とを分捕りせしを、家康其内より、金分銅一枚づゝを、手自ら井伊直孝と藤堂高虎とに賜ひて當日の功を賞し、餘は悉く駿府城へ持歸りしを、家康の薨去後、本多正純命を受けて江戸城へ移せしが、元和八年四月、始て大阪城代を置かれ、内藤紀伊守信照に此職を命せし時、深き思召ありとの内命にて、之を城附き軍用金として、再

び悉く大阪城へ移され、其時金地院崇傳は命に依て「行軍守城用、莫爲尋常費」との銘を撰じ、奥右筆大橋長左衛門隆慶之を書して納められ、其後大阪城代交替ある時は、第一に之を改めて受取り渡しをなし、前城代、新城代兩判の封印を付置き、其後の交替あるまでは、決して之を開かず、殊に此受取り渡しの席には、在番目付の外に、餘人の列なるを許さざる程の極秘の品なり。然るに貞享四年、上方筋料所見分として勘定頭差添役（後世の勘定吟味役の類）佐野六右衛門正周、勘定組頭荻原查次郎重秀等を遣はせしに、歸府の後二人より、大坂城中に巨萬の分銅御秘封ありて、其御役向き（勘定方をいふ）にあらざる御城代に御預け置かるゝは然るべからず、殊に當時太平の御世、遠隔の地に御差置きこれあるよりは、江戸表へ御取寄せ然るべしと言上して、既に勘定奉行へ其沙汰ありしに、時の奉行は大岡越前守清重、彦坂伯耆守重治、仙石和泉守政勝の三人なりしが、大に之を不可とし、台徳院殿深き思召しあらせられたればこそ、時の御勘定頭へ御預けありしを、再び遙々大阪へ御登せありて、御城代に御預け成されたるなれば、其後御代々其儘に成し置かれ、殊に寛文五年正月、大阪城天守雷火のために炎上の節、此御金の儀御不安心なれば、江戸へ御移しあるべきかと御評議の節も、台徳院様深き思召しとの御事を以て、御沙汰止みと相成り候へば、旁々元の如く差置かれ然るべしと言上して、一時其沙汰は止みしが、やがて此年八月、右三人は、勤め方思召

しに應せずとありて、役を取放され、逼塞を申付けられて、其跡役として右の佐野正周と、小普請奉行小曾根猪右衛門正武とを命じ、萩原重秀は勘定頭差添役に擧げられ、三百石の加増ありて五百石となりしが、茲に至り更に勘定奉行に擧げられ、五百石加増ありて、近江守と任官せり。依て大阪の分銅を始め、悉皆金銀吹替とありて、柳澤保明を總奉行に、若年寄稻垣對馬守重富と萩原重秀とを其掛りに命じ、元祿八年に之を斷行したり。其萩原が建議の大略は左の如し。

御勝手御手詰り(財政困難)とは、畢竟金銀不足仕り候事にて、金銀を澤山に成され候へば、御用途は申上ぐるに及ばず、自然世間にも行渡り、下々も相甘ツツぎ申すべく、御仁政此上なく有り難き御事に存じ奉り候、(略中)前申上げ候通り、諸國金銀山出高のみにては、何とも成さるべき様もこれなく候間、一日々々と打過ツツぎ(略中)依りて御藏を始め世上流通の金銀まで、悉皆御吹直し仰出され、追々御新吹の金銀を以て、世間通用の分残らず御引替へ下され候は、世上一般に行渡り申すべし、右御吹直しの義は、金には銀を加へ、銀には錫銅を差加へ、半々(一に追々)量目等手加減仕り候て、大凡そ是迄の金一枚を二枚に、銀も同様に、仕り候は、一兩年中には金銀澤山に罷成り申すべく、實以て御仁政此上なき御事と存じ奉り候、(略上下)

實以て無謀至極と謂ふべし。新井白石の寶貨事略に據れば、慶長金は重さ四匁八分、金八五六、銀

一四二にて、其鑄造數は、金七千萬兩餘、銀八十貫目程の積なりと、然るに此改鑄貨幣は、小判、一分判共に、目方は慶長金に同じくして、其質は金五六四、銀四三一にて、古金二千萬兩を以て造出せりといふ、又銀は、其質銀六四、銅三六なり、之を俗に元祿金銀、又は元金といふ。

然るに世間にては舊貨を重んじ、輒く此令を奉じて、所持の貨幣引替へを申出づる者なきより、一計を回らし、從來通用の大判、小判、分判等、手摺れ目減りの分は、民間通用不便なりとの事を以て吹替の口實となし、且つ諸上納若くは幕府進呈の黄金等に、此新鑄貨幣を用ふる時は、役人より、是は世上に金銀澤山に罷成り候様と、御仁政にて吹替へられ候なれば、之を上差上げ候ては御趣意に相背き、且つは手摺れ目減りの分は新たに吹替へ、世間通用、らくに成さるべき御趣意に付、古金銀にて差上げ申すべしとて、悉く舊貨幣引上げの事を斷行したり。

右の如く幕府は、新貨幣を民間に通用せしめて、舊貨幣を取上げんと計畫なりしも、民間にては新貨幣を厭ひて、舊貨幣を重んずるより、物價の上に非常の差異を生じ、慶長金と新貨幣との間、約二割以上に及べりといふ。依て幕府は、一般に舊貨幣の通用を禁じ、同時に粗悪なる二朱判金を鑄造したり、元祿九年八月の令に「今度新に二朱判出來、世間へ相渡候、通用自由のために候間、其旨を存、商賈請取渡無、滯相用可、申候、二朱判は、一分判半分のつもりたるべく候、大判、小判、

一分判は、勿論有來通可_レ致_二通用_一事、一、前々相觸候通、似せ金銀仕者有_レ之ば、訴出べし、假令同類たりといふ共、其科をゆるし、急度御褒美下され、仇をなさざる様可_二申付_一云々。茲に於て慶長金銀は、全く市場に跡を絶てり、中には之を秘藏して出さ_レりしもあらん。さて幕府が之に依て得たる所の利益五百萬兩餘に及べりといへば、總奉行より、掛りの輩が占めたる私利も、亦尠少ならざるべし。然るに財政再び窮迫せしかば、重秀は保明と計りて、(幕府の制度に、一旦委任を受けし事は、隨時に專斷するを得)又銀貨を改造し、寶永三年六月より之を發行せり、元祿八年を距ること、僅かに十年餘なり、其質は銀五銅五なりといふ、寶字の極印あり、世に之を寶字銀と稱す。蓋し重秀の建議に年々量目等手加減とは、斯くするをいふならん。されば元祿金の中にも此手加減のものありたりと見え、人々取扱ふ間に折れ裂け等ありとて、寶永七年に之を改鑄し、尋で銀貨に及べり。其時の事情は新井白石の折たく柴の記に、

其明けの年_{庚寅}(寶永七)より、金改造らるべきの議起れり、これは其春の祿として給はりし所の金、裂け折れしもの多くして、小給の輩は、殊に難儀苦しめりといふ事を聞き召されて、其事を問はしめられしに、重秀議し申して、前代(綱吉)に改造られし所は、凡そ金一兩の重さは古の定の如くなれば、(略中)金少く銀多く、其性こわくなりたれば、物に觸るゝ時、或は折れ或は裂く、

(略中)されど今に至りてまた古の製の如く改造らんには、當時世に通行する金の數其半ばを減すべし、さればまづ先きに増加へられし所の銀料をのみ去りすて、たとひ一兩の金、其重さは古に及ばずとも、其品は古の如くに造られ、これより後諸國の山々より出來らん金を用ひて、其重さをも古にかへされんに、何事かあるべきと申す、(略中)重秀、金座して金の様をまゐらす、(略中)其品は古の製の如くなり、されど見しよりは稍厚くして大きなを、よく見れば其中にあたりぬる所は薄紙の如く打ちなし、外邊をば厚く造れるなりけり、(略中)此時既にひそかに銀をも改造りし(略中)造られし所は、世に乾字金と云、(略中)かゝりし程に、銀の品猶下れるものども、多く造り出さる、(略中)これ世にいふ二寶字銀なり、程なく又四月六日に、猶品下れるものを造らしむ、これ世に三寶字銀といふもの是なり、(略中)國計既に窮りぬと申して、上の御聽をも人々の心をも聳し動して(略中)金改造りしにつきて、わかち得し所は、いかにぞやありけん、銀改造りしが爲に、重秀わかち得し所は、金凡そ二十六萬兩に餘り、其家從長井半六といふもの、金六萬兩をわかつ、其餘古畫珍器の類は、悉くするすにいとまあらず、此事は(略中)深江庄左衛門といふもの手づからしるしたる(略中)所につぶさに見えたり、是は唯世にいふ二寶字、三寶字、四寶字などの銀つくりし間の事なり、(略中)重秀其職奪はるべき前四十日ばかり、八月二日に、銀又改造らせたりけり、(これ世に

言ふ四寶銀)

とあり。則ち寶永七年三月改鑄の銀は銀四分銅六分、同年四月改鑄の銀は銀三分二銅六分八、翌年改鑄せるは銀二銅八なり、其七年三月の分は兩頭に寶字、中に永字の印あり、世に中字銀といふ、同年四月の分は、世に三つ寶字銀、翌年のを四寶字銀といふ。

殊に日雇人夫の如き賤民の最も困却せしは、寶永五年に發行したる十文錢なりき。其質粗惡にて、折れ易く、貯藏に堪へざりきと、世に之を大錢といふ。折たく柴の記に、こは稻垣重富の創意にて、重秀は不同意なりし由見えたり。

右の如く貨幣の劣惡なるより、往々惡漢ありて賈造行使せしかば、市場の困難甚しかりき。其賈造の中には、四寶銀より優等のものも少からざりきといふ。此惡漢等、元祿十一年より正徳元年まで、十三箇年間に、江戸、京、大阪、奈良、堺、伏見、山田、新潟、長崎等、幕府の料所のみにて捕へて磔刑に處せし者、五百人に超えたりと、當時奥右筆たりし佐山某の日記追加に見えたり、是れ皆柳澤保明が其備を造りし結果なり。

〔柳澤保明の寵用〕 右の如く、當時の弊政は、凡べて柳澤保明が、一意綱吉の意を迎へ、其寵を得んが爲めに斷行せし所なるが、彼れが企望は着々の中して、次第に登庸せられ、既に御側御用人

に擧げられ、元祿三年には武藏川越城三萬五千石を賜はり、從四位下に叙せられしを、當時世上其鷹揚を羨みしといふに、元祿四年四月には、綱吉、保明が邸へ臨まれたり、但し是より先き將軍御成といふは、三家若くは加州、島津、伊達等か、若くは大老、老中の邸のみなりしに、綱吉に至り元祿二年正月、側用人牧野備後守成貞が邸へ臨まれしは、彼れ館林の時幕府よりの附家老たりし由緒もあれば、世人敢て驚かざりしも、茲に於て、或一部には前代未聞の椿事と言ひ囃せしも一理あり。さて彌、御成あるべしとて、此年二月十二日に、保明へ御成御殿、御能舞臺等新規取立つべきため、其隣地小笠原左近將監忠雄が邸五千八百坪を添地として賜はり、急に其工を起させたり。其結構の大略は、松かげ日記に、「殿のあたり、方五十間程にたてつけ、北の御と、中の屋、西、東の殿、納殿、臺盤所、舞臺、何くれといかめしき御しつらひ」とあれば、其壯觀推知せらる。偕同書及び幕府日記等に據りて御成の概況を述べんに、

四月二十二日、當日早朝保明御迎へとして登城の處、御先に罷り退き、御待受け申上ぐべしと仰出され、早々退出あり、續きて老中、若年寄以下の役々、御先番として參らる、巳の上刻、公御成、保明長上下にて、御先番の面々と共に門外に奉迎の處、上意に依て保明先達て御玄關に待受け、御先に立ちて裝束所へ御案内申す、此所にて公長上下に御召替へ、書院に入らせられ、上段

に着座、時に保明、熨斗シテコビ鮑シテコビを持出し供ふ、公之を取りて保明に下され、且つ正宗の刀、延壽の御脇指、黄金二百枚、時服五十、次に青毛の馬に鞍置きたるを、御馬役諏訪部文九郎庭上に引出し、共に保明に下さる、次に保明より、太刀光一腰、白銀千枚、色純子百端、綿百把、御馬鞍置き一疋献上、次に式正シキマサの御膳を獻す、此時保明召出され、御盃下され、御土産として泉州、江州、相州の内に於て都合二萬石御加増（是にて五萬三千石）下さる旨、御直ミナに仰含めらる、次に保明より御返盃申し、御肴として貞宗の刀、信國の脇指、紅糸百斤、文臺、硯箱を献上、次に保明の母妻子召出され、御盃下され、黄金色羽二重紗綾等を下され、殊に子息兵部へは手自ら脇指を下さる、次に家老三人、用人六人を召出され、御目見え仰付らる、次に別殿へ入らせられ、御自身論語八佾の篇講義あり、保明以下、伺候の面々に拜聴仰付けらる、次に上意に依て保明論語子罕の篇を講す、次に保明が家來荻生總右衛門、（徂徠）細井次郎太夫（廣澤）に、敬の字義議論仰付けられ、且つ保明の子兵部を召出され、御自身大學の句讀を御授けありて、御學問の御弟子に仰付けらる、畢りて舞臺に於て能樂仰付けられ、御自身にも御所作あり、伺候の輩へも仰付けられ、申の上刻還御、續きて保明御禮として登城の所、御前へ召出され、今日の心入れを御賞あり、猶折々御成あるべき旨御直に仰含めらる、

是れ御成の一斑にて、彼の俗書どもの猥雜卑俗の事は毫もなし。是れより綱吉、例年春秋二度は必ず保明が邸に臨み、後には御臺所、桂昌院、五の丸等も臨みて、能樂等の遊覽あり、時には護國寺、護持院の兩僧等も御成の宴に陪し、佛典の講義等を命ぜられたり。既にして元祿七年に至り、餘の側用人は或は隱居し、又は職を免せられて、保明一人となりしが、此年保明が聲なる松平右京大夫輝貞を其同役に命ぜられ、輝貞の跡役は、同じく保明が聲なる黒田豊前守直邦に命ぜられたり、茲に於て政局は、柳澤一類となりたり。尋で保明を老中格となし、に、幾程もなく老中の上座となし、側用人は元の如し、側用人にて老中の上に坐せしは、徳川幕府に於て此柳澤一人のみなり。尋で元祿十一年に、幕府は東叡山に根本中堂を造營し、其總奉行を保明に命ぜられ、工竣りて落慶オウキヤク法會の日、綱吉の代拜として登山を命ぜられ、依て七月二十一日、（元祿十一年）左近衛權少將に陞せ、大老職格となし、當日は將軍の代として、中堂の大法燈に點火の役を勤めたり、こは桓武天皇比叡山根本中堂供養の日、藤原良嗣之を勤めし先蹤を追はれたりと憲廟實錄にあり。是に於て保明の息越前守安里、僅か二十歳なるを、父の職を見習ふべしとありて、老中の次、側用人の上座に命ぜられ、尋で上野、増上寺兩山御靈屋御參詣の節は、向後保明父子にて御先立ち相勤むべしと命ぜられたり。そも此御先立ち溜の間詰の大名の所役たりと雖も、別して井伊家へ命せらるゝ例にて、同家の尤

も規模と稱せらるゝ所なるを、茲に至りて柳澤父子に代へられたり。其後元祿十四年十一月二十六日、綱吉、柳澤邸へ臨まれ、特に長上下に改めて保明父子を召出し、年來の忠勤を賞せられ、且つ父子共に學問の弟子にて、猶子に准せられ、松平の稱號と吉の偏諱とを賜はり、且つ命じて、保明を美濃守吉保、子息を吉里と更めさせられたり。そも松平氏を賜ふは、幕府に於ては最も重き事に、三家の庶流越前家を除きては、加州家を始め、國持大名數軒に過ぎず、此人々と雖も、嫡子の外は稱するを得ず、即ち嫡子は、將軍家の御前に於て元服を命せらるゝ例にて、其時始て松平の稱號と將軍の偏諱とを賜はる例なるに、今何の由緒、筋目もなき柳澤父子に、單に學問の弟子といふを以て猶子に准じたるは、實に濫予といふべし。されば是より吉保の威勢は、實に將軍の上に在る程の有様となれり。其一斑は堀田家の記録に、

元祿十四年、淺野内匠頭殿身上滅却の事は、全く吉良上野介殿の無禮を怒られし爲めとは、専ら世上に申唱へ候が、其節正仲公(堀田正俊の子)仰せられ候は、内匠頭の堪忍致しかねたる心中を察すれば、我等も今猶飛立つ程に思ふなり、其仔細は、何れも存じの如く、當家は、當上様御代始に専ら思召しに叶ひ、重き御役をも仰付けられ、我等も人の上にも立ちし程なりしに、不慮の事(正俊の横死)よりして、追々御前の首尾悪しく罷成り、唯今は御前へ召さるゝ事などは絶えて

なく、外様同様と罷成りたれば、何卒御前の首尾を調へんと、常々思ふより、御役人中へは別して慇懃に致す事なるが、此程御城躰の間の御廊下にて、松平美濃守殿に行逢ひしが、當時は御大老職とは申せ、以前は御小納戸御小性たりし時、折々當家へも參られて馴染なじみの事なれば、よき折柄と思ひ、罷向ひ、慇懃に手をつかへて一禮し、何か申さんとせしに、折ふし日影差入りければ、美濃守殿其方へ扇をかざしたるまゝ、我等方の横を向き、冷笑して行過ぎたり、其時の我等の無念さ、飛びかゝりてと思ひしが、さすれば妻子を始め數多の家來にも、いか計り難儀をかけん、よし／＼、此所は我等一人無念をこらゆれば相濟むなり、何事も諸人のためと思ひ直して退出せしが、其時の無念さ、今も猶飛立つ程に思ふ、云々、

と見えたり。此時堀田正仲は、位は從四位下にて、羽州山形十一萬石を領し、譜代大名中有數の家なり、之に對してすら右の如くなれば、其他の輩に對しての無禮は、推知するに足る。吉保下に對しては右の如くなるも、上に對して飽くまでも其寵を得んと汲々たりし一斑は、桂昌院は其頃從三位にて在りしが、徳川氏に於て、庶母として生前に叙位ありしは此人に限れるにて、是れだにも當時京都に於ては、既に異數なりとの沙汰さへありし程なるに、吉保は、猶代々の御臺所の例に任せ、從一位の宣下あらば、常々孝心なる將軍家は、必ず大歡喜あるべしと思ひてか、己が妾(松かげ日記

の著者)の父正親町前大納言公通は當時仙洞の傳奏たるを以て、之に使を上せて其上奏を託し、同時に御臺所の兄たる鷹司關白兼熙の許にも、使を以て此事を依頼し、兩家の承諾ありたるを機とし、自分一名の奉書を以て、所司代松平信庸ノブユキに表向き其上奏を取計らはせしは、蓋し綱吉に豫め此事を申さば、彼れは官位昇進に謙退の意ある人にて、必ず差止めらるべければ、内々一人にて取計らひ置き、事就るに及びて其功に居らんと意に相違なし。そは近衛基熙の日記元祿十五年二月十五日の條に、高野中納言(武家傳奏)來、予召前、黃門申云、關東母儀極位(從一位の事)宣下之儀、松平美濃守奉書如此、可有如何哉、攝家中計定可申勅詔云々、余申云、女叙位極位之事、尤稀有之儀也、雖然近來關東之儀、諸事爲格別之間、被應召群議、猶可有宸斷歟、奉書如此、一筆致啓達候、春寒之砌候得共、公方様愈御安泰被成御座候間、可被心易候、然者桂昌院様追々御高齡に被爲成候に付、從一位被成宣下候様被思召候、右之趣傳奏衆へ申入、當春年頭勅使之節、口宣等持參有之様可被申談候、恐々謹言、正月二十八日、松平紀伊守殿、松平美濃守名判、此序黃門申云、此儀堅御稽會(御取扱ひと云ふが如し)云々關白邊亦治定云々、凡近年關東之事、無識之徒當其路、(柳澤をいふ)萬事驕慢僭越之至、勿言々々、

とあるにて推知すべし。果して此三月、年頭勅使東下の序でを以て、從一位宣下ありたり。茲に於

て吉保は、一人の存寄りを以て兼て上奏したる事言上せしかば、綱吉深く感賞して、此月吉保に「此度御母公叙位之事、吉保が御孝心を翼賛し奉り、御母公御生涯の光榮不過之、加之吉保、此年頃一人にて國家の樞機を掌り、内外を控せる功、他に可比なし、依て四萬石を加増す」と、此褒詞は憲廟實錄にも載せたり。されば隔年若くは年々に加増ありて、今は十一萬石となりしかば、世上にても、此様子にては、遠からず百萬石にも至るべしと噂せる由、天寶年記に見えたり。斯る勢ひなりければ、大名、旗本土、我れもくと阿諛追従し、別けて立身の望ある輩は、競ひて賄賂を贈り、遂には日々の夜食を贈りて賄賂とせるより、世上にて夜食少將と綽名せりといふ。其後寶永二年に至り、吉保に甲府城十五萬石を賜はるに及び、常憲院御實紀及び憲廟實錄に據れば、其朱印の文言は、綱吉の直案を林信篤の草せるにて、老中小笠原長重之を承はり、奥右筆組頭久保吉左衛門の書する所、其文は、

「甲斐國者要樞之地に而、一門歴々雖領來、其方依眞忠之勤、山梨、八代、巨摩三郡一圓都合十五萬石別紙在之事、宛行之訖、爲先祖之舊地、永可令領知之狀如件、寶永二酉年四月日御朱印、甲斐少將殿、」

文中に先祖の舊地とあるは、柳澤家は武田氏の支族にて、甲斐の出なるを以て、斯く載せられたり、

徳川幕府に於て、太平の世に、將軍家直案の朱印を以て領知を賜ひしは、唯吉保一人なり。然るに吉保は、心中猶足れりとせざるにや、柳澤家々臣の覺書に、

寶永元年十二月、甲府中納言様御養君に被_レ仰出_一候後に、保山様(吉保隠居後の名)を御前へ召され、常憲院様御直に、此度の儀は、其方一身にて諸事取計ひ、首尾好く御安堵被_レ遊候と、厚く御賞詞ありて、甲府様御跡、甲府御城付三郡御拜領被_レ遊候、右御禮として三の丸様(桂昌院)へ御出被_レ遊候えは、折節常憲院様にも被_レ爲_レ成候て御座あらせられ、其御席へ御出にて、御禮被_レ仰上_一候處、三の丸様、常憲院様へ御向ひ被_レ遊、上様には、美濃守へなせに甲州一國下され遊ばされぬや、中々美濃守是迄の御奉公振を見候ては、國一つ位被_レ下候とて、多分と申す事はこれあるまじく、只今御代の内なれば、何様にも可_レ被_レ成間、同じくは甲州一國下され然るべきものをと被_レ仰しかば、常憲院様にも御困りの御様子にて、それは追々申付くべし、先唯今遣したる三郡とても、十五萬石とは申せ、内實は二十三萬石これあると申すなりと被_レ仰しが、三の丸様、とかく御代の内なれば、何様とも思召次第になるべければ、只今の内、國一つは是非に被_レ下度と、重て仰せられたり、此御問答を御側にて御直に相伺候なれば、難_レ有さは身に餘りて候ひしが、去とては御迷惑此上なく、御總身冷汗を出したりと、御直に御物語被_レ成候、又此御領知は、實數二十六七萬石

有_レ之に付、責ては二十萬石に御高上げ御願被_レ成度、去年ら甲府様御跡の儀故、御手切にて檢地の儀御願被_レ成、其上にて御高上げ御願可_レ被_レ成被_レ思召、小笠原佐渡守様へ御相談被_レ成候處、一段可_レ然存候得共、今少し御間を置候方、尤可_レ然との事に付、御差控被_レ成候内、御高上げ御願可_レ被_レ成場合を取外し、殘念の由、折々保山様御物語、御後悔被_レ遊候、と見えたり。されば此書の趣にては、猶二十萬石以上にならんとの望みは明白なり。

不受不施并に高野山行人方の處罰と僧侶の優遇

日蓮宗悲田派を禁ず——高野山一件の落着——僧侶の優遇

〔日蓮宗悲田派を禁ず〕 前條に述べたる如く、眞言の僧侶は年々に勢ひを得しより、諸宗の僧侶も之に對抗せんとてか、各々競ひて我田引水の事に奔走せし中にも、日蓮宗にて江戸谷中^{ヤナ}感應寺、碑文谷法華寺、安房小湊誕生寺等、密に新義を企て、悲田派と號して盛んに信者を集めしに、此悲田派は、兼て禁制たりし不受不施なる事發覺して、元祿四年四月、右の三寺住職を始め、所化^{シヨウカ}及び信者の重立ちたる者共を悉く流罪に處し、且つ本寺と稱する身延^{シノブ}久遠寺住持日脱、池上本門寺住持日玄、堀内妙法寺住持日宗、及び妙光寺日般、弘法寺日榮、本土寺日信、瑞輪寺日孝等を寺社奉行

所へ召出して、「誕生寺、法華寺、感應寺事、先年不受御禁制之砌證狀差上候に、今以不受不施の邪義を立、悲田派と申唱へ布教致し候段、公儀を偽り不届至極に付、嚴重に可申付處、御憐愍を以て遠島申付候、向後彌不受不施御禁制之趣堅相守、右派に一旦歸依し候者共、受不施又は何れの宗旨にても、心次第相改候様、早々可申諭候、萬一違背の者於有之は、奉行所へ可申達候、」と申渡し、又別に久遠寺、本門寺へ「誕生寺、法華寺、感應寺事、御法度に背き、不受不施申唱候に付、嚴重之御沙汰に可被及處、以御憐愍、遠島申付候、此上は彌御法度之趣堅相守、心得違之者無之様可申付候、將又右三ヶ寺は其儘被立置、以來天台宗配下被仰付候事、」と申渡され、是に於て日蓮宗のみは、全く幕府の信仰を失へり。

〔高野山一件の落着〕

又高野山に在りては、是より先き學侶と行人との間に屢々紛争を醸せしが、元來行人なるものは、堂塔に附きたる承仕とて、掃除を始め、總べての雜役を掌る者にて、學侶の如く清僧の資格なきものなるを、年月を積むに隨ひ、眞言陀羅尼などを誦して佛前に勤行し、中には難行苦行を積みたる輩も出でしより、いつとなく其位地高まり、遂には行人派と私に稱して、學侶と對等に佛前の勤行等をなすに至りしが、恰も戰國時代にて、學侶等は其身分にあるまじき兵仗を帶し、己れが反目する者には、兵力を以て抗爭するなど、既に新義眞言宗の開祖たる根來寺覺鑊

(興教大師)の如きも、一度ならず此暴行を受けし程なれば、結句行人を唆かして己が一味に加へしを以て、行人も之に乗じ、全く學侶と同等の如く成濟ましたるに、天正年間豊臣秀吉の高野山征伐に際し、一山の僧徒、誰ありて秀吉の陣前に進みて赦免の哀訴をなすものなく、あはや居ながら滅亡の悲況に陥らんとせし時、行人派の頭にて殊に難行を以て一山に知られたる木食應其(興山上人)は自ら進みて之に當り、單身秀吉の陣營に至りて陳謝の詞を盡し、且つ高野は比叡山と同じく鎮護國家の靈場として、歷朝の御崇敬深き由緒等を説き立てしかば、秀吉は、彼れが陳謝を容るゝのみならず、山の由緒といひ、且つは應其が膽力ありて難行の清僧たるを愛し、遂に彼れを以て歸依僧となし、一山の法務を總ぶべしとの朱印を與へたり。是よりして行人派は勢力俄かに加はり、學侶の上に立つ程なりしに、秀吉薨後關が原役起るに及び、應其は兼ての恩遇もあればとて、石田三成の陣所を訪問し、且つは戰捷の卷數を送りなどせしに、三成敗死の後、流石に徳川氏を憚り、且つ之が爲め累を一山に及ぼすを怖れ、應其は高野山を出で、近江の片田舎に屏居せしかば、家康乃ち古昔の高野山の制規を尋ねて、學侶方を以て一山の法務を總檢按せしめ、行人方は之が附隨となししより、行人方之に服せず、古昔はとにかく、天正年間には、行人方は實に高野中興の功あるを以て、假令ひ總檢按たらずとも、學侶と對等して一山の法務を掌らんと主張し、慶長十年以來屢々幕

府に訴ふる所ありしも、幕府は東照宮御掟といふを以て、いつも行人方の敗訴となりしに、元祿四年又々行人方より、前の趣旨にて學侶と紛争し、遂に幕府へ訴へ出でしが、審理の末、行人方に於て種々學侶方を申掠め、殊には無證據の事さへ言上せし事露はれて、同五年七月、行人方六百八十餘人を悉く遠流に處し、其寺院は古來由緒歴然たるもの數字を殘し、餘は殘らず破却したり、茲に於て高野山は全く學侶の掌中に歸し、長く行人の跡を斷つに至れり、是の故を以て高野山に對する幕府の信仰は漸く薄らぎたり。

〔僧侶の優遇〕

日蓮宗と高野山とは右の如くなるも、其他は何宗といはず、幕府の信仰甚しく、從て其住持の優遇も甚しく、實に空前絶後なりしかば、僧徒の跋扈豪奢も、亦此時より甚しきはなし。其一二を述べんに、彼の護國寺、護持院の僧の上は、再び言ふまでもなし、元祿七年には、桂昌院、増上寺住持了也を三の丸殿舎に召して、法問を聽聞あり、續きて淨土宗に於て重しとする五重血脈を傳受ありたり、茲に於て家康の定めたる淨土宗法度の一箇條は自然破毀となりて、何人とも、信心厚きものは之を相傳するを得るに至れり。同九年には、京都知恩院住持を常紫衣に陞せ、且つ大僧正に任じたり、是より代々例となれり、翌年は其宗祖源空上人へ謚號宣下を奏請して、正月十八日、圓光大師の號を賜はり、剩へ五十回忌毎に謚號を宣下せり、且つ正月二十五日、其忌日

の祭祀を勅會となし、是より彼の宗にては、之と御忌ゴキと稱するに至る。又其頃傳通院住職は、祐天とて名高き僧なりき、桂昌院之を三の丸に請じて說法せしめ、畢りて祐天の十念を受けられしかば、奥向きに奉仕せる男女、悉く桂昌院の意を邀へて、之が十念を受けたりしに、其數二千人に上れりといふ、以て當時大奥向きの壯大を推知すべし。又淺草田島山誓願寺は、桂昌院生家本莊氏の香華院なるを以て、特に寺領三百石を寄附して六百石となし、且つ其住持を代々常紫衣に陞せたり。又眞言宗新義派の開祖覺鑊にも、奏請して興教大師の謚號宣下あり。元祿十四年九月に、京都嵯峨清涼寺の釋迦佛、開帳の爲め江戸に來りしを、桂昌院之を三の丸に請じ、且つ其住持堯鎮を、護國寺、護持院の住持等と共に城中に宿直せしむる事二夜、徳川幕府に於て、婦人界ともいふべき大奥に僧侶を宿泊せしめしは、前後此時代に限り。是れ皆桂昌院の迷信より出でたるにて、護國、護持の二僧等は、遂に桂昌院が遊宴の席にも必ず陪侍するを例とし、既に是の年四月四日、桂昌院墨田川に船遊びの折は、彼の二僧に、同船にて相手せしめ、五月六日に、道灌山より王子及び柳澤家の下邸巢鴨の六義園遊覽の折も、相手として同伴せるなど、初め内部のみに相手を命せしも、茲に至り外部へも堂々と押出すに至れり、以て彼等が跋扈の程を察すべし。

能樂の流行と士氣の衰廢

能樂の流行——士氣の頹廢と風俗の淫靡

〔能樂の流行〕 綱吉、少年より能樂を好み、長ずるに及びて益、甚しく、常に自身之を演じて樂みとせるより、天和元年七月に、斯道に堪能なる者數十人を召抱へて、旗本土となし、之を桐之間に候せしめて、桐之間番といふ。尋で貞享三年、大名、旗本土の子弟にて能樂に執心なる者を召出し、之を御次番といふ。翌年此輩に指南の爲め、四座の能役者中より堪能の者十數人召出し、旗本土となし、之を廊下番といふ、依て廊下番頭及び桐之間番頭を置き、此輩を支配せしめ、其役席、兩番頭に准ず。斯くして日々暇あれば、綱吉自身能樂を演じ、此輩をして各々其技を奏せしめ、又は此輩にも各々其技を演せしめて見物するを常とせし程に、諸有司の面々、何れも將軍の意を邀へて能樂を練習せし程に、延いて一般の大名、旗本土に及び、遂に市井の輩までも、四座の能役者に縁を求めて弟子入りせるなど、凡そ學問に續きて能樂の流行、此時程盛んなるはなく、後ちには例年東下の勅使、若くは親王、公卿、門跡など東下謁見の後、幕府に於て饗應の能樂も、將軍自身を始め、老中以下諸有司各々之を演ずるに至れり。

〔士氣の頹廢と風俗の淫靡〕

されば能役者は、士流に准ずるとはいへ、元來一種の遊藝なれば、其平素の風儀も優美といへばいへ、一般武人に比して、なまめかしき様なりしを、此輩斯の將軍に昵近せるより、自然時得顔なるに化せられて、諸大名、諸有司を始め、一般の士風は遂に能役者の如く、所謂遊藝者風となり、往昔の士風頓みに一變せるより、從て其志操までも一變して、往昔の武士氣質は地を掃ふといふ情況となれり。既に能樂流行してすら右の如くなるに、綱吉は更に大名、旗本土の子弟にて容貌美麗の聞えあるものは、同じく召出して桐之間番、若くは御次番となし、時々此輩に命じて風流を催さしめて見物せり。風流とは即ち踊りにて、其一斑は、貞享三年三月十一日、側用人牧野成貞が、二の丸別殿に於て將軍の遊覽に供せし風流催し景況にても知らる、即ち常憲院殿御實記に「十六人の小性一様に、紫綸子に金銀糸を以て柏の葉を縫ひたる廣袖の衣服に、金作り（中略）の大小に眞紅の下げ緒をつけたるを帶し、鼓、笛、太鼓の拍子につれて踊り出でたる有様、あたりもまばゆき計り輝き渡りて、花やかなり」と見えたるにて推知すべし。此風流は、亦後ちには一般に流行し出して、今も元祿踊りとて其圖傳はれり。されば疇昔話に、

昔は（中略）自分に淨るり三味線はならず、漸く琴ひく計りなり（中略）近年は土佐節時花（中略）て此かた、女中方、奥方、御息女方、針妙（中略）は申すに及ばず、下女、はしたまで、淨るり五段十段も家毎にて語

る、(略中)女の役の縫物、針細工の藝はともかくも、淨るりは語るなり、皆近年好色の文句を専らに作りたる淨るり故か、能覺ゆるなり、堺丁の野郎役者の名、紋所、年頃まで、上下の女中覺へぬはなし、是も好色の思入れ深き故云々、

昔刀、脇指の拵へ様、二十歳の人の刀、脇指、三十歳計りの人の刀、脇指、四十、五十の中年の人、老人の刀、脇指、拵へ方それづくに各別違ふ、刀の長短其外、若きは若き物好き、中年の人は年頃相應の物好き、老人は短く軽くと、物好き夫々に替る、(略中)客の刀、座敷の刀拵にかけても、是は誰の刀ならんと、物好を見れば、其主の貌を見る様に知れたり、近年の刀、脇指の拵へは、さのみ長短もなく、大方二尺三四寸位にて、刀拵へかけても大方揃ふて、拵も細きかはやれば皆細く、鞘ひらめが時花れば皆ひらく(略中)是れ心得がたし、自分了簡物好きせば、十腰は十腰異なるべきに(略中)自身くの器量薄き故、人の真似す、

とあるにて、當時士風の衰へたと、世の淫風になりたるとの一斑を知るべし。斯る状況なれば、彼の演劇といひ、唄、淨るりの如きまで、年々新案、新作、出で来て、所謂元祿文學なるもの、物興を見るに至れり。其上綱吉の彼の生類御憐みを種にして、能役者より旗本土に列したる輩は、元來馬術を習はざれば、乗馬を止めて駕を用ひんと願出でしに、こは武家諸法度にも、乗輿の制は嚴

重なるを、それにも係らず許可ありしかば、乗馬に堪ふる面々まで、後には馬を止めて駕を用ふる事となりしかば、延いて市井に及ばし、老幼、婦女、病者のためとて、町駕籠を許可ありしが、今は其數年々に増して、老人、病者ならぬ壯年の者が、之に乗りて遊里へ通ひけるより、辻駕籠なるもの出で来て、遂に府下に駄馬の跡を絶てり。殊に武家諸法度の首條に「弓馬之道、專可相嗜事」とあるに、馬は既に右の如くなるに、まして生類御憐みの嚴令に對しても、弓、砲術などは、今は有害の長技となれるより、誰ありて之を學ぶ者もなければ、幕府に於ても之を獎勵せざるより、弓砲其物まで無用の長物となり、既に幕府城門に備付けの弓砲のみならず、將軍の持弓、持筒すらも、弓は反もどり、弦はのび、矢の根は錆を生じ、羽は本より鳥の羽なれば、之を廢して紙を以て代用とせる程に、武器といはんよりも、玩弄物といふ方至當なるべし。砲に至りては、悉く錆び朽り、臺は狂ひ、合樂、火繩は、濕氣のため微を生ずるも、誰咎むるといふ事もなし。殊に可笑しきは、將軍御成には、儀從の中に、虎の皮の投鞘の鎗を持たするは例なるに、生類の皮なりとて、黃羅紗に、黑羅紗を以て虎符を縫付けたるを持たせたり。されば一度斯る惡風に浸染したるより、遂に腹心の病ひとなりて、元祿武士の懦弱と淫靡とは、後世まで旗本土の先天的習慣となり、いかに匡正するも其効なかりしなり。

朝鮮の外交及び蘭人の待遇

竹島の還附——和蘭甲必丹

〔竹島の還附〕 前條に述べたる如き情況なれば、上下唯舉りて太平の謳歌を専らにせるなれば、國威發揚とか、國權發揮とかいふ如き、外邦に對しての念は毫もなかりしは、最も遺憾といふべし。彼の朝鮮國蔚陵島は、秀吉征韓の初め、文祿年間に第一に之を占領し、島中竹樹鬱叢たるより、之を竹島タケシマと名付け、爾來百餘年間、我が國民此島に移住して盛んに漁業を營み居たりしに、元祿七年朝鮮國の漁民等、時々來りて我が漁區を侵し、より、遂ひに争となり、宗義倫ヨシトモが派する所の釜山浦の和館に訴へたり。依て宗家の吏員より釜山の朝鮮官吏に、我が竹島に貴國の漁民等來りて漁業を營むは、是れ我が國利を害するものなれば、自今嚴禁せよと迫りしに、彼れ答へて、貴國の竹島といふは我國之を知らず、但し海中に蔚陵島といふ島あり、是れ我が版圖なり、然るに往昔壬辰の亂に、貴國軍隊の之に據るものありしも、當時我れより之を攘ふに違あらず、爾來貴國民人の之に居る者あるを知ると雖も、兇害をなさざるを以て、我れは兩國の和平を重んじて、之を寛容せるのみ、然れば則ち我が民人の此島に到るは、固より當然の事なれば、決して之を制すべからずとの事なり。我が

返答には、貴國の蔚陵島といふは、即ち我が竹島にして、我が民人の此島に住して業を營む事、茲に百有餘年、其間貴國之を問はず、貴國の民人亦之に住せず、且つ來らざりしは、是れ明かに我が版圖たるを以てなるべし、然るに今貴國恣に蔚陵島と名付けあるを口實として我が請ひを拒むは、其意を得ずと申し、に、朝鮮國にては、彼の蔚陵島は、古來より我が版圖なるは明白の事にて、天朝（支那をいふ）の代謝毎に圖籍を呈供して、其認識を得たり、然るに今貴國之を争ふは、必ずや天朝の認識を経たる圖籍あらん、依て之を示さるべしと反駁せしより、宗家限りにては取計らひ難き事體となり、幕府へ言上して處置を請ひしに、幕府は急に右の應接に係れる宗家の吏員を召して、事情を尋問したる上、成るべく穩便に取計らふべしとの意味の差圖なりしかば、宗家に於ても、只管前説を主張し、且つ我國古來より圖籍を他國に示して、其認識を得たる例なければ、今其圖籍を示すに及ばず、貴國こそ、我が版圖を以て其圖籍に加へしなれば、之を削除あるべしと申し、程に、彼れ大に驚き且つ怒りて、種々の辭柄を設けて、之が確答を與へず、翌八年も過ぎたれど、何の決する所なきを以て、宗家にては屢々之が返答を促し、に、元祿九年に至りて、朝鮮より宗家へ、蔚陵島を我が圖籍より削除する能はずと雖も、貴國之を竹島と稱するは、貴國の便宜なれば、我れ之を答めずとの返答にて、若し強ひて此上圖籍の削除を要求するに於ては、永く修好を絶つべし（竹島記）との

事なりしかば、宗家より幕府へ委細言上せしに、僅か一小島の故を以て、永く隣交を断絶せん事然るべからず、殊に現時はともあれ、往時は正しく彼れが版圖なり、旁々速かに之を朝鮮に還附し、永く彼れに我が恩徳を知らしむべしとありて、之を空しく朝鮮に還附し、嘗て移住せし我が漁民等を悉く其生國へ引上げしめたり。是れ我が恩徳を彼れに知らしむべしとは、外面の口實にして、唯彼れが歡心を失はん事を怖れたるなり、畢竟するに、彼れ永く修好を絶つべしといふ以上は、早晚我國に來寇せんも計られずとの怯慙心より出でたるに相違なし。

〔和蘭甲必丹〕 又年々和蘭甲必丹の幕府に入謁する毎に、綱吉更に之を庭上に召し、自身始め女中の輩までも簾中に居きて、彼れに平素の食事、寢臥、若くは宴飲、訪問、讀書、口論、諍鬪など、あらゆる状態の仕方を演せしめて、之を見るを例とせしかば、後には彼等甚しく卑猥の状态なども演じて見せしを、綱吉殊に興に入りて見物したりと、當時獨逸人にて和蘭人と偽り、甲必丹に從行して幕府に入謁したるケンブルといふ者の、日本誌と題せる書中に見えたり。こは綱吉、一は外邦の風俗を觀るべき爲めなるべきも、當時好奇の誹りありしなり。

赤穂義士復讐

發端——復讐の徑路と其實況——幕府の處置——世論

〔發端〕 前々條に述べたる如き士氣衰廢の中に於て、古今無比の義舉をなして世人を感動せしめしは、大石良雄の復讐事件とす。初め元祿十四年三月十四日、例年參向の勅使御馳走役を淺野内匠頭長矩、赤穂城主五萬三千石伊達左京亮宗春伊豫吉田邑主三萬石の二人に命せられ、諸事は高家肝煎吉良上野介義央四千石に承り合すべしとの命なりしに、此日は、勅使へ將軍家より御禮勅答の大切なる式日なるに、いかなる意趣ありてか、右儀式の將に行はれんとする間に、しかも右の儀式執行はるべき白書院の入側に於て、淺野長矩は、小き刀を抜くより疾く、吉良義央が、立ちながら御臺所御用人梶川與三兵衛頼照と用談し居たる後より、此間の遺恨覺えたるかと聲を掛けて切付けたり。義央驚き振向く所を、又一太刀額に切付けしかば、義央は俯伏しに倒れたるを見るより、梶川頼照、長矩に飛付き、押留めたり。此隙に高家島山下總守、品川豊前守など駈寄り、義央を引立て、退くと同時に、長矩にも數人取付きて、徒目付詰所へ引取り、屏風にて仕切り入れ置きて嚴重に守り、さて此由上聞に達したり。義央は思ひの外淺手なれども、先づ外科、本道の醫師等に命じて其手當をなさしめ、

土屋但馬守陳直常陸土浦城主九萬石を以て、長矩に代へて傳奏衆御馳走役となし、長矩を田村右京大夫建顯陸奥一關色主三萬石に御預けとなし、即夜切腹を命じたり。

因みに云、此處置に對しては、彼の武家諸法度に「喧嘩は兩成敗たるべし」とあるに悖れるは、柳澤保明が依怙の取計らひに出でたるなど、元寶莊子の如き俗書共にあるは大の妄誕にて、遺恨ありとて人を斬りしものは、必ず切腹に處するは先例にて、其一二をいへば、壽永八年八月十日に、目付豊島刑部、私怨を以て老中井上主計頭正就を殿中にて殺害し、寛文二年三月二十七日に、代官一色内藏助が、勘定頭伊丹播磨守を役席にて切付け、貞享元年八月二十八日に、若年寄稻葉石見守が、大老堀田正俊を殿中にて殺害したる等は、皆加害者は封祿を奪はれしも、被害者は何の咎めなかりしにても察すべし。又此長矩が遺恨といふは、いかなる子細か明かならず。但し參考のため左の話を述べんに、義人録に或人の説を載せて、長矩と同席なる加藤遠江守、前年義央と日光山祭典に奉仕せし事ありしが、義央傲慢にして屢々無禮をせしより、差違へて死せんとまで覺悟せしかど、公事の大切なるを思ひて堪忍したり、今度内匠頭勅使御馳走の大役を勤むるに付、上野介必ず無禮の振舞ひあるべければ、堪忍あるべき由意見せしに、長矩之を謝して、堪忍も時と事とに依るべければ、御請合ひは仕り難しと申したりと。一説に、戸澤下野守、嘗て其父

上總介が吉良義央と日光法會の御用を勤めしに、斯くくの無禮ありける由物語りありしに、長矩、尊大人は流石に御年柄堪忍も成されたるべし、我等如き若輩は、とても忍び難しと申されし、此問答を同席にて聞きたる小笠原長門守が、長矩殿中刀傷の後ち、安藝侯の邸にて此話ありしとも見え、又備後福山の儒者江木叢が、石見津和野龜井家の家老多胡主水の傳には「元祿中、淺野侯、命を受けて天使を襲す、吉良氏の無禮を憾み、之を朝に傷つけ死を賜ひ(略)是より先き(元祿十一年なり)津和野侯亦天使を襲す、吉良氏を怒り之を斬らんとす、國老多胡主水、吉良氏の貪欲を知り、私に之に賂す(略)吉良氏大に喜び辭を卑くして候に接す、以て事なきを得たり」とあり。以上の諸説に依れば、義央高家の古參として、朝廷向きの事に馴れしを鼻に掛けて、傲慢人を侮りしは明白なり。

さて幕府は長矩の封を褫ひ、同じく十五日、脇坂淡路守安照、木下肥後守宮定に城知受取りの役を命じ、使番荒木十左衛門、書院番士榊原采女を目付として赤穂へ遣はしたり。

〔復讐の徑路と其實況〕 さて其後の事ども、大石良雄の文書を始め諸實録を參考して概略を述べんに、赤穂にては、此事變に付て、追々江戸詰家老中より急報ありて、家老大石良雄、大野九郎兵衛、奥田將監等、諸士を集めて其旨を申聞けしが、初めは吉良義央も死せりと思ひしに、後の報知

には、さはなく、手紙養生を命せられ、長矩は即夜切腹を命ぜられたりと知れしかば、良雄の議として、相手上野介存命とありては、當城を離散すること残念至極なり、さればとて籠城などと申す事は、公儀へ對し奉り恐れ多ければ、上使到着の上は、御檢使を申請け、城門に一同罷出で切腹致し候上、空城にて引渡すべしと一決し、先づ其由を淺野家の一族なる在江戸諸大名の許へ申遣はすべしとて、用人多川九左衛門、月岡次右衛門の二人を急使として差立てしに、疾く城受取りの役々江戸を發したる後なれば、淺野安藝守及び戸田采女正等より、家老共口上の趣は穩かならざる仕方なれば、何分にも上使到着の上は、異儀なく城知を相渡し、各々離散あるべしと、懇切なる諭告書を各々家老の輩に齎らして赤穂へ遣はせしに、此間に赤穂にては、大野九郎兵衛始め、追ひ／＼異議申出づる者ありて、切腹の事は立消えの姿とならん様子なりしに、今又親族の方々より諭告の旨もあれば、さらば是非に及ばず、我々の仕方に依て親族の御方々まで御咎めを蒙るに於ては、彌、恐れ多き事なれば、城知は滞りなく相渡し、其上にて華岳寺(淺野家菩提所)に於て一同切腹致し、地下の先君へ殉すべしと、良雄の議に同意の輩もありしが、多分は、唯今切腹しては、公儀へ對し憤りを含むに當り、然るべからずとの議にて、其事も行はれず、是に於て良雄は、此上は社稷を重しとし、君を輕しとすれば、先君の事は是非に及ばず、現に御舍弟大學殿在るなれば、此方に淺

野家の家名、假令ひ輕くとも御取立て下さるやうに、又上野介方へも、何とか御汰沙の品もあるやうに、大學は兄内匠亂心に非ざるしに立て、世間の誹謗もなき様に願立つるより外あるべからずと申し、に、是にて大半同心しければ、右の次第を親族の諸大名へも申送りたり。今其中の一を述べんに、

一筆致_ニ啓上_ニ候、今度當城引渡之儀に付、從_ニ采女正様_ニ被_ニ成下_ニ御書、田中權右衛門、多川九左衛門、月岡次右衛門致_ニ持參、且又追而被_ニ成下_ニ候御書、戸田權左衛門殿より御渡被_ニ成、右何も謹而頂戴仕候、度々被_レ爲_レ入_ニ御念_ニ被_ニ仰出_ニ候趣奉_ニ承知、難_レ有仕合奉_レ存候、并御意之趣を、以_ニ貴様御口上_ニ、九左衛門、次右衛門に被_ニ仰聞_ニ候通も承知仕、奉_レ畏、家中之者に具に申聞候處、得心仕、奉_レ畏、段々爰元引拂申儀に御座候、近々御下知之通り城引渡可_レ申候、右之御請は戸田權左衛門殿へ申上候得共、猶又御序之刻、宜敷御執成奉_レ願候、恐惶謹言、

四月十二日

大野 九郎兵衛

大石 内藏之助

中川 甚五兵衛様

右の如く一決して、四月十六日、城知受取りの役々赤穂へ到着せしかば、同十八日より二十三日

までに、悉皆引渡しを済まし、其席にては、良雄は目付荒木十左衛門まで、今般の儀はとかく申上ぐべき様なしと雖も、何卒御執成しを以て、故内匠弟大學へ淺野家名仰付けられ、且つは上野介様へも何とか品も付き、大學儀人前罷成り候様に、家中の者共一同に願ひ奉ると申し、に、十左衛門の答へもなかりしに、押返して同様に良雄申したれば、其席に在りし幕府代官石原新右衛門より、誠に内藏助申す所餘儀もなく相聞え候と申し、かば、十左衛門も、願ひの趣は承り置くべしと挨拶あり。偕其夜、十左衛門旅宿へ良雄を招き、今度城知引渡し儀、諸事念入り、残る所なき仕方感心せり、依て今晚右の趣、江戸表御老中まで申上げたり、殊に先刻城中にて再三願ひの趣、是れ亦尤もの儀に付、委細御老中方の御聴きに達すべしとありしかば、良雄は厚く其恩旨を謝して、夫より京都に上り、妻を次男、三男と共に、其生家なる但馬豊岡京極家々老石東源五兵衛の許に託し、且つ紫野大徳寺塔頭隨光院は、淺野長政開基建立の寺なれば、此所に淺野代々招魂の墓を營み、永代の祭祀料を附し、夫より嫡子松之丞（後ち元服して主税良金と更む）と共に山科に屏居して、江戸表なる大學の様子如何と待居たりしに、是より先き在江戸の堀部安兵衛、磯貝十郎左衛門等、奥田孫太夫と共に、長矩死して仇家義央が無事なるを憤り、是非に復仇せんと切に良雄へ迫り、先君二つなき命を捨て、代々續きたる御家をも願みざるは、萬々忍び難き憤りありしは勿論なれば、假

令ひ今大學様に、名跡相違なく下され候とも、上野介が首を取らずしては、人前立つべしやと論ぜしに、良雄、夫は我等も思はざるにあらねど、御名跡断絶切りにしては不忠の第一なり、復仇の事は第二の事にて、若し其間に上野介病死しなば、子息左兵衛へ取掛るべし、夫れも叶はずば、我々武運の盡果てたるなれば、其時は一同潔く自殺致すべし、さすれば御家の外聞も立ち、又一分々々の存念も達すべし、先づ、我等に打任せ、時節を待つべしと堅く執りて動かす。既にして目付荒木十左衛門より、江戸へ歸府の上、御序でありしを以て、赤穂に於て其方願出の趣、委細御老中方へ申上げたりとの報知ありしを以て、さらばとて右禮謝の爲めに、良雄は奥田將監、進藤源四郎、小山傳兵衛、原總右衛門同道江戸に出で、荒木氏に右の謝辭を申述べたるは十一月の末なりしに、十二月十三日に、吉良義央は、願に依て隠居を命ぜられ、息左兵衛へ家督相違なく下されて、表高家寄合となし、剩へ上郎を召上げられ、本所にて住居邸を賜はりたれば、さらば大學身上も、近々何とか御沙汰もあるべしとて、再び山科に歸り、其報知を待居たりしに、翌十五年七月十八日に、大學の閉門御免ありて、本家安藝守方へ、妻子共に引取るべしと命ぜられ、茲に至り全く淺野家再興の望み絶えたるより、良雄は、さらば急に第二の復仇をなすべしとて、兼て申合せたる殉死決志の面々へ申遣はし、に、其頃伏見奉行建部内匠頭政信が用人は、良雄と同志なりし粕谷勘左衛門が縁

者にて、此建部家は、吉良家と縁者の好みありて、江戸は勿論、道中關所々々とも、淺野家のみに限らず、浪人の住居、通行殊の外むづかしく、殊に吉良家は上杉家の親元なれば、萬一の爲めとて、警固の者十餘人詰切り居れりなど申す由、粕谷が言ひ觸れたるに心懸して、先づ奥田將監、進藤源右衛門等を始め、大學身上の事、今一度公儀へ表向き嘆願に及び候方然るべく、其嘆願叶はずして、第二の復仇に及ぶも遅かるまじと主張して、良雄の勧めを拒絶したり。されど大學は、幕府に於て、其宗家たる淺野家へ引渡し、既に廣島へ送らせられたれば、假令嘆願したりとて叶ふべきにあらず、又強ひて斯る願ひを申出しなば、反りて強訴の罪に問はるゝは當然の事にて、こは皆之を一時の口實として死を通れん手段なれば、良雄も彼等が拒絶を快く諾して、子息主税を始め、決志の人々と前後して、漸々に江戸に下り、良雄は先づ四五日鎌倉に滞在し、夫より神奈川在の農家に暫く借宅し、子息主税が垣見喜内と變名して、江戸石町に借宅して住付きしを見定めて、やがて之に移り、夫より復仇の手段を廻らして、遂に此年十二月十四日の夜、吉良邸へ押寄せて本望を遂げたり。磯貝十郎左衛門と富森助右衛門とが自書にて、細川家へ御預け中に接伴したる堀内傳右衛門に與へしもの左の如し、以て其實況を見るべし。

元祿十五年午十二月十四日夜、四十七人、本所林町堀部安兵衛、杉野十平次借宅へ集り、致支度、

寅の上刻(今の午前三時)吉良上野介殿屋敷へ罷越、やしき脇にて人數二手に分れ、表門よりは階子をかけ、やねより乗入り、裏門は、かけやにて門打破り、押入申候、表の玄關、隠居の玄關打やぶり候處、出合候者は突伏せ、或は討捨に致し候て、上野介殿寢間へ亂入申候處に、上野介殿、寢所は逃いで、隠れられ候に付、表裏より押入候者共、家内戸障子を打破り、無殘所尋申候、玄關の番人、其外近習、勝手まはり、泊番の者と相見え候て、出合候者共討捨申候、其内には手負半死の者も可有之哉難計候、臺所邊にては雜人も有之と相見え候、然共敵對致し候者は三四人計、殘の者共は立あひ候に不及、通合打捨、雜人と慥に見届申候は、如形用捨仕候て、逃去次第に仕候、表門、裏門より押入候時、番人の内出合候もの、雜人も二三人討捨申候、屋敷之中打廻り、ひたと聲をかけ、出あひ候もの可有之やと心懸候ても、長屋の士共出合不申候、漸く二三人罷出候は、則突留申候と覺へ申候、其内の者共、死生之所不分明候、右の通家内二階まで無隈尋申候へ共、上野介殿相見え不申、此節屋敷中、一人も出合しもの座敷中共に無之、明屋敷の様に被存候、然處勝手之内、炭部屋と相見え申候所に、戸立候て有之を、さがし殘し所見出候て、戸を打破り申候處に、人二三人も有之と相見え、内よりむざと仕たる皿鉢炭などの物を投打に致し防ぎ申候處、嚴敷せり詰申候に付、兩人兩度に外へ切出申候て、少々働き申候を討留申候、殘

りの者を間十次郎一鎗突申候處、脇指抜あはせ申候を、武林唯七一刀切留申候、此死人年頃、上野介殿にても可_レ有_レ之かと心付候、着用の装束を見申候處、下着白小袖にて候、然ば額の疵可_レ有_レ之と、吟味を遂げ候處に、面の疵は、當座の疵にてまがひ申、不_レ分明_二候、さらばとて、はだをぬがせ見申候へば、背の疵たしかに相見へ候に付、間十次郎に首を揚げさせ(切りし事)候て、白小袖の袖につ_レみ、兼而之相鬮の笛を吹合せ、表の玄關前へ總人數を集め、前かど案内のためとらへ置候、表門の番人三人に見せ候處に、疑もなき上野介殿しるし(首の事)にて御座候と申候、懷中に守袋三つ御座候、(是にても當時迷信の程を知るべし、此守袋は次條に述ぶ)これも證據にと、其場に落合候者共、首に取副致_三持參_二候、右の後は、彌々出合候者一人も無_レ御座_二候に付、長屋の前にて、上野介様討取候事、聲を揚げ申觸れ候へども、戸を取立候ま_レにて、罷出候者無_レ御座_二候、上野介殿討留候上は外に存念無_レ之候に付、うら門の内へ總人數呼集め、名書の帳面を以て人別に呼び相改め、打入の人數に無_レ相違_二あつめ、裏門より退出仕候、人數の内、深手負候者一人も無_レ之候、かすり手負候者一兩人御座候、

一、私共存立候旨趣、委細口上書に相認め、致_三持參_二初め裏門より押入候者、隠居の玄關前に立置申候、是は早速御見分の御方(幕府にて火附盜賊改めとて、秋末より春季まで、特に市街を警

邏する役人をいふ)も可_レ有_レ之と奉_レ存候て、總人數の名書を相認め申候、

淺野内匠家來共口上

去年三月内匠儀、(内匠頭と書せざるは、罪人として切腹せしを以てなり)傳奏衆御馳走之儀に付、吉良上野介殿江合_三意趣_二罷在候處、於_三御殿中_二當座難_レ遁儀御座候歟、及_三及傷_二候、不_レ辨_二時節場所_一働、無調法至極に付、切腹被_レ仰付、領知赤穂城被_レ召上_二候儀、家來共迄畏入奉_レ存、請_三上使御下知_二城知差上_一、家來共早速離散仕候、右喧嘩之節、御同席御押留之御方有_レ之、上野介殿討留不_レ申、内匠末期残念之心底、家來共難_レ忍仕合に御座候、對_三高家之御歴々_二家來共挿_三鬱憤_二候段、憚奉_レ存候得共、君父之讎、共不_レ可_レ戴_レ天之儀、難_レ黙止、今夜上野介殿御宅へ推參仕候儀、偏繼_三亡主之意趣_二候志迄に御座候、私共死後、若御見分の御方御座候者、奉_レ願_三御披見_二、如_レ斯御座候、以上、

元祿十五年十二月 日 淺野内匠長矩家來 大石内藏助良雄(名署は一行一人なれど、今略して斯く書改む) 大石主税良金 吉田忠左衛門兼亮 原總右衛門元辰 片岡源五右衛門高房
 間瀬久太夫正明 小野寺十内秀和 磯貝十郎左衛門正久 堀部彌兵衛金丸 近松勘六行重 富森助右衛門正固 潮田又之丞高教 堀部安兵衛武庸 赤埴源藏重賢 奥田孫太夫重盛 矢田五郎右衛門助武 大石瀬左衛門信清 早水藤左衛門滿堯 間喜兵衛光延 中村勘助正辰 菅谷半

之丞政利 不破數右衛門正種 千馬三郎兵衛光忠 岡野金右衛門包秀 木村岡右衛門貞行 吉田澤右衛門兼定 貝賀彌左衛門友信 大高源五忠雄 岡島八十右衛門常樹 村松喜兵衛直秀 杉野十平次次房 勝田新左衛門武堯 前原伊助宗房 間瀬孫九郎正辰 小野寺幸右衛門包常 間十次郎光興 奥田貞右衛門行高 矢頭右衛門七教兼 村松三太夫高直 神崎與五郎則休 茅野和助常成 横川勘平宗利 間新六光風 三村二郎右衛門秀富 寺阪吉右衛門信行

引拂候刻は、未だ透と明はなれ不申候、兼而の存念、遂ニ本意候は、上野介殿しるしは、泉岳寺へ致三持參、亡主の墳墓へ手向け可申覺悟に存候へ共、長途の儀と申、又は場所へ外より係合せの者も可有之、屋敷よりしたひ候て、追駈候ものも候は、其段如本意難仕候半歟、先近所無縁寺(今の兩國回向院なり)へ罷越申談、其時宜次第に可仕と申置候に付、先寺へ參候處に未開門候、斷申入候へ共、門内へ入られ不申候、暫彼門前に猶豫仕候へ共、切留申ものも無御座候に付、泉岳寺へ罷越候、道筋之儀、通町筋は御禮日(十五日)の儀故差控、本所御船藏之後通、永代橋より鐵砲洲、汐留橋、金杉橋、芝泉岳寺道にて、とがめ申所一所も無之候き、手紙有之者は、駕籠やとひ乗申候、右場所へ御見分之御方無之に付、此次第御斷爲可申上、從途中吉田忠左衛門、富森助右衛門兩人、仙石伯耆守様(大目付)へ參上、御斷申上候、内藏助可參筈に候へ共、

上野介殿しるし持參候上、大勢故、兩人參上仕候、

一、泉岳寺へ參り、直に亡主の墓所へ參詣、しるしを手向申候、住持より、夫にて寮に入候様にと被申聞、内へ入、認め(食事)等被申付候、

一、忠左衛門、助右衛門儀、伯耆守様へ參上、御案内申上候處、御直に御出、今晚之様子、有増御尋、口上書相認、上野介殿屋敷に立置候、右之控懷中仕候、これを御披見に入申候、御覽被成、段々聞召被届、無殘所神妙之仕方と御稱美にて、追付御登城被成、御老中様方へ御披露可被成候、其内玄關へ上り罷在、休足致し候様にと被仰、終日罷在候、今晚の様子、井上萬右衛門と申御家來出られ、尋被申、あらまし嘶申候、書付被申中、伯耆守様いそぎ故、御尋かけ、早速御登城と相見え申候、御徒目付衆御出、兩人大小相渡候様にと被仰渡、相渡し申候、

一、晩刻泉岳寺へ、内藏助始不殘召に被遣候間、忠左衛門、助右衛門方よりも、手紙遣申候様にと被仰渡、兩人手紙相認、御徒目付衆へ相渡申候、泉岳寺へ御徒目付石川彌一右衛門殿、市野新八郎殿、御名字失念(松永)小八郎殿、いづれも上下御着用にて御出、皆共御呼出し、仙石伯耆守様、鈴木源五右衛門様、水野小左衛門様、(以上二人は目付)被仰候は、被仰渡候儀有之候間、追付伯耆守様御やしきへ可被參由、何れも奉畏候由、御請書内藏助差上申候、御徒目付衆へ、

住持を頼み相伺候は、上野介殿しるし、如何可仕と申候、其段御差圖難申、尤伯耆守様へ御持参には及中間敷候、住持へ申入、被預候て可然候半と被申、則住持へ預け申候、右の守袋（此中に身替り觀世音の守札入れありしと）相添候て、住持へ相渡置候て、戌の上刻寺を罷出、御徒目付衆は先へ御歸り候、伯耆守様へ参り候、何れも着用改め可申様も無之故、今日之裝束のまゝ、尤今日の武具も致持参候、道筋は高輪、三田、新堀、西久保、道筋町にても警固の心有之體、御屋敷方も御門前に燈灯御出し、張番等少々相見候、伯耆守様御立關にて、御徒目付中御出合被成、大小、懐中の物等御改め御請取、鎗、長刀は御門前に指置候儀、御斷申入候處、持参候儀尤に思召候、御請取候との御事にて、御立關へ上り申候、姓名、年、御直参に親類有之やと御尋、其主家にて勤役、今晚手負、けが仕候者御吟味有之、其後此十七人の者、御目付様三人の前へ被召出候て、伯耆守様被仰渡候は、皆共儀、細川越中守様へ御預け被成候と、被仰渡候、内藏助へ、此度遂本意候次第、おちつき候仕方、段々無殘所思召候由御稱美、今晚の次第有増御尋、段々申上候、申残し候儀は、外之者共より申上候、右之御尋之儀、從上之御尋にて無之、物語御聞被成度との御挨拶にて御座候、上野介殿宅にて、火をともし、さがし申候儀、先方の輕き者召取、案内致させ蠟燭出させ用申候事、随分心靜之仕方と、御三人様被仰候、越中様へ参上候

乗物参り候に付、のり可申候、老人、手負人も有之、且又請取に参り候衆中、警固のためにも候間、右之通可仕候、面々別儀有間敷候と被仰候、

〔幕府の處置〕

偕細川家へは、大石、吉田忠左衛門、原、間瀬久太夫、片岡、小野寺十内、堀部彌兵衛、磯貝、湖田、富森、近松、矢田、奥田孫太夫、早水、赤垣、大石瀨左衛門、間喜兵衛の十七人、松平隠岐守伊豫松山城主へは、大石主税、堀部、中村、木村、岡野、不破、菅谷、千馬、貝賀、大高の十人、毛利甲斐守長門長府城主へは、吉田、岡島、武林、倉橋、村松喜兵衛、杉野、勝田、前原、間新六、小野寺の十人、水野監物參河國岡崎城主へは、間瀬、間、奥田、矢頭、村松、茅野、横川、神崎、三村の九人なり。其時大目付より四家へ、古今稀なる志の者共なれば、諸事屹度廉立てず、随分憐愍を加へ置くべしと内命ありしかば、四家より、火鉢、烟草盆など差出し苦しからずやと伺出でしに、其段は差圖に及ばず、さりながら外の御領け人と違ひ候に付、四家申合せの上、勝手に致すべしとありしかば、日々の食事も、朝夕は二汁五菜の料理に、酒、濃茶、薄茶、菓子までも差出すなど、大名若くは幕府直参の士の預けとなるとも、斯の如きはあらざる様なりしと。されば淫佚懦弱に染みたる元祿武士の頭腦にも、酷く感せしと見えて、當時朝野を擧げて、良雄の此舉を激賞して止まざりき。其一斑は、義士等處分の事に付、幕府評定所一座の評議書にても明白なり、左の如し。

元祿十五年壬午十二月二十三日、御老中御列席にて御請取候、淺野内匠家來共、吉良上野介を討候に付、御仕置之儀存寄申上候書付、

御尋に付存寄申上候覺

- 一、吉良左兵衛、申譯難ニ相立ニ仕方にて御座候間、其砌責而自滅可レ仕處に無ニ其儀、始終之様子、其分に而は難ニ差置ニ哉に御座候間、切腹可レ被ニ仰付ニ哉に御座候、
- 一、吉良上野介家來共、此度手に合不レ申者共は、侍之分不レ殘斬罪に可レ被ニ仰付ニ哉に御座候、其節小成共働手疵負候者は、親類方に引取申様に可レ被ニ仰付ニ哉に御座候、
- 一、小者仲間之類は、追拂候而可レ然哉に御座候、
- 一、上杉彈正大弼、(上杉は吉良義央の嫡子なり) 同民部大輔儀、淺野内匠家來共、上野介屋敷より引取、泉岳寺へ參り罷在候處、其分にて差置候仕方、兩人共にとかく可レ申様も無レ之儀に御座候間、如何にも御仕置被ニ仰付、勿論領知可レ被ニ召上ニ哉に御座候、
- 一、内匠家來共仕方、評議兩様に御座候、
- 一、亡主之志を繼一命を捨、上野介宅へ押込討取候段、眞實之忠義に可レ有ニ御座ニ哉、御條目に、(武家諸法度) 文武忠孝を勵み可レ正ニ禮義ニ之趣に的中可レ仕哉に御座候、且又大勢申合候て兵具を

持參候體、狼藉之仕方に御座候得共、其段遠慮仕候は、不レ遂ニ本意ニ候故、右之仕方に仕候儀と被レ存候、

御條目に、結ニ徒黨ニ成ニ誓約ニ候は御停止にて御座候、内匠家來共、徒黨之志御座候は、去年内匠御仕置被ニ仰付、城知被ニ召上ニ候節、少々存念ケ間敷體も可レ有之處に、聊違背不レ仕候、此度之仕方、一列不レ正候へば、不レ違ニ本意ニ候故、不レ得レ止大勢申合候にて御座候、徒黨とは難レ申可レ有ニ御座ニ候哉、

ケ様之類、重而有レ之候とても、人々心入次第にて御座候得共、其節致方是非を以て可レ被ニ仰付ニ儀と奉レ存候、

右之通、何れも一座評議仕候、先此度は内匠家來共御預け之儘被ニ差置、至ニ後年ニ落着可レ被ニ仰付ニ哉に御座候、依レ之御書付返上仕此段申上候、以上、

十二月二十三日、永井伊賀守、阿部飛騨守、本多彈正少弼、(以上寺社奉行) 仙石伯耆守、安藤筑後守、近藤備中守、折井淡路守、(以上大目付) 松前伊豆守、保田越前守、丹羽遠江守、(以上町奉行) 萩原近江守、久貝因幡守、戸川備前守、中山出雲守、(以上勘定奉行)

蓋し當時綱吉、經學を好み、常に倫理を自ら説く故に、良雄の義舉に於て内心之を嘉尚せしを以て、

諸有司亦其意を體して、其議を上りしなるべし。然れども國家の典刑の在るありて、情に於て嘉すべきも、法に於て假すべからず、茲に於て左の一策を按出せしならん。

淺野内匠頭長矩が家人等、主の仇なりとて、吉良上野介義央をうちし頃、公(綱吉)にも、彼等が忠義御威ありて、助けまくや思しけん、日光御門主公辨法親王御對顔ありし時、さても政務を執行ふ身は、心に聊もいとまなし、聞も及び給ふらん、淺野内匠が家人等の事、其忠誠義烈のさま、叔世にはめづらしき程の事にて、彼等を其儘に助け置度はおもへども、かへりては政道に於て、腹切らねばならぬ定めなり、何共思ひなやむよし、仰られしかば、法親王にはいかゞ思召けん、何の御答もなかりしなり、又ある傳へには、此時この事法親王に尋問せしめられしに、親王の議によりて、腹切せられしともいへり、(常憲院實紀附録)

蓋し上野宮は、幕府に於ても特に崇敬ある御方なるに、釋門の御事なれば、此時綱吉に對して、良雄等助命の事、一言御歎きありしならば、綱吉は、之を機として助命せんとの心中なりしならん。元來此宮の御歎きとか、又は御頼みとあれば、幕府に於ても、左右なく拒絶する事なく、其旨趣を採納ありて、時々法を寛めし例多々なり。其一例は、幕府に於て慶事若くは法會等あれば、上野宮より、曾て罪蒙れる輩の赦免を請はるれば、幕府は其幾分かを採納して赦免せるなり。然るに今

は、綱吉が折角の望みも、其かひなかりしかば、遂に翌十六年二月四日に切腹を命じ、即ち細川家へは目付荒木十左衛門、使番久永内記、松平家へは目付杉田五左衛門、使番駒木根長三郎、毛利家へは目付鈴木次郎左衛門、使番齋藤次左衛門、水野家へは目付久留十左衛門、赤井平右衛門、各、徒目付、小人目付數人を副へて遣はし、「淺野内匠儀、勅使御馳走の御用被_レ仰付置、其上時節柄殿中を不_レ憚不_レ届之仕形に付、御仕置被_レ仰付、吉良上野介儀、無_レ御構_レ被_レ差置_レ候處、主人之讎を報候と申立、内匠家來四十六人致_レ徒黨、上野介宅へ押込、飛道具杯持參、上野介討候始末、不_レ恐_レ公儀、重々不_レ届に候、依_レ之切腹申付る者也、と申渡して、さて目付、使番切腹を檢せり。蓋し從來公許を得ざる復讐は流罪に處する例なるも、そは對等の輩同士の事にて、是は苟くも幕府高家の歴々にて、官位少將をかけたる人を、陪臣の分として、殊に將軍の膝元を憚らず、飛道具を持參したる等は、對等同士の事に比して數等重しと雖も、流石に忠義の人なれば、直參の士と同様に目付、使番を檢使となして、士法の自盡を命じ、其上死骸は、義士等生前の願ひに任せ、泉岳寺なる亡主の墓側に埋葬するを許したるなど、一方はどこまでも忠志を憐み、一方は國家の典刑を正したるは、實に正當の處置なり。想ふに四十七士は、太平の世に於ては、空前絶後の美事にして、徳川幕府の歴史に無上の花を咲かせたるものといふべし。

因みに云ふ、寺坂吉右衛門信行、十五日の晩に行方知らず成行きて、遂に此裁断に泄れしが、二月下旬に至り、旅装束のまゝにて、仙石伯耆守の許に至り、私儀、内藏助頼みに依て、據ろなく其場より田舎へ罷越し候處、今度何れも御仕置き仰付けられ候趣、田舎にて承知仕り、之に依て罷出で候、何卒何れも同様に御仕置き仰付けられ候様、願ひ奉ると申出でしに、伯耆守より彼の一條はもはや落着いたらば、今更さ様申すとも取上ぐべき筋にあらず、殊に公儀より御尋ねもなきに押して罷出づるは、公儀を輕んずるに似たれば、早々田舎へ罷り歸るべしと、諭して還らしめたるなり。然るに後年江戸に住居せしと見えて、其墓は麻布古川の曹溪寺に在り。

此日、吉良左兵衛は、親類荒川丹後守同道、先手猪子左太夫差添にて評定所へ召され、「淺野内匠家來共上野介を討候節、左兵衛仕形不届に付、領知被_レ召上、諏訪安藝守へ永く御預け被_レ仰付_二もの也_一」と申渡され、信濃高島へ流されたり。後ち寶永年間に及び、幕府は、長矩の弟大學を安藝より召出して、采知五百石を賜ひ、旗本士に列せしが、吉良は遂に赦免なくて、其家断絶したり。

〔世論〕 されば良雄等死を賜はるに及び、世人の哀惜追慕殊に深く、既に林大學頭信篤は、其死を悼むの餘り、七言律詩を賦し、其轉結に「四十七人齊伏刃、皇天猶未_レ助_二貞忠_一」と詠ぜしに、其門下生等之に和したるもの、疾くも世に流布しければ、老中より信篤へ、斯る詩を賦したりといふは、

いかなる心得ぞと内意ありしに、信篤は、別に何の存念も御座なく、餘りに彼の者ども不便に存じ、ふと綴り候までに候と申し、其後は何の咎めもなきまゝに、從て學者間に之を賞賛する輩多く、文に詩に著はせしに、室直清（鳩巢）は義人録を撰じて、其事蹟を世に公けにせるより、漸次類似の書類世に出で、兒女と雖も之を追慕するに至れり。是に於て乎一種の異見を立て、主人柳澤の威勢と共に世に隠れなき荻生總右衛門（徂徠）は、大に良雄の譽を非難して、非義とするのみならず、彼等泉岳寺に於て自盡せず、大目付の許に自首して公裁を仰げるは、萬死中に一生を僥倖せる心事なりと論ぜしにより、俄かに學者間の大問題となり、甲論乙駁數年に涉れるも、遂に牽強附會の僻論は、明理精義の公論に抗すべくもあらざれば、今に於ても忠義の名聲隆々として、實に萬古不磨といふべきのみ。蓋し荻生は常に支那を欣慕し、自ら東夷の人と稱し、又其居の日本橋より芝に轉ぜし時、中華の方へ數町近くなりしといひしなど、殆んど狂態の如くなりしをも、恬然として省みざる質なれば、世の風潮に反對せんとの好奇心に出でたりとの説もあれど、是のみにあらず、當時徂徠は、吉良左兵衛の侍讀を託せられたる好みもありしを以て、特に爲めにする所（上杉家に對して）ありて、斯く論じたりといふ方、眞に近きが如し。

因み云、世に傳はる赤穂義臣傳の如き諸書に、天野屋某といふ者、義士の頼みに依て兵器を造り、

官の咎めに逢ひたる顛末を記せるも、こは甚だ疑ふべき事にて、現に神崎則休等自著の赤城盟傳等にも、天野屋の事を載せざるのみならず、良雄以下諸士の書翰、談話等に至るまで、毫も天野屋の事なし。既に相摸函根神社に現存する、良雄が義舉に付て、兵具の手入れ其他に仕拂ひたる金錢勘定帳の中にも、種々様々の人名に金銀拂渡しを記載あれども、天野屋はなし。攝津名所圖會には、天野屋九郎兵衛として、之に類似の短き話を載せ、寛政の初、頼惟完が或人の需めに應じて作りたる傳には理兵衛とありて、其事一に幕府に係る、依て當時幕府の記録類を捜査せしも、大阪の町人天野屋九郎兵衛、理兵衛、共に其名見え、依て予は信ぜず。之に反して、世に傳ふべくして泄れたるは、京都住居淺野家の抱醫師寺井玄溪なり。此人は武人に非ずと雖も、初めより良雄等の爲め内外援助して、殆んど寢食を廢すといふ程なれば、良雄、細川家に於て切腹するに當り、厚く感謝の意を述べ、此一件の落着までを、書翰にて報知したる事、堀内傳右衛門覺書、義士叢書等にも見えたり。附けて曰ふ、此義舉の概略を見んには、赤城盟傳、義人錄、佩絃齋四十七士論等は好書なり。

元祿寶永の震災

元祿の大震及び江戸大火——寶永の震災及び富士山噴火——京都の震災

〔元祿の大震及び江戸大火〕 元祿十六年夏の初めより、夜半に至りて、白氣西より東へ飛ぶ折々なりと、府下に喧傳しければ、幕府は、六月に左の町觸れを出したり、「近來怪しき雲氣、夜中相見え候由申觸れ候もの有之候段、人心を感し不埒の至に付、急度御穿鑿の上、嚴科に處せらるべき筈に付、右様の噂致し候か、又は噂致し候もの承り候は、早々町所名前書付に仕り、奉行へ可申出「事」と。されど天爲の變は人言を以て隠蔽すべきにあらざれば、後ちに天文方濫川春海（舊安井算哲）も、此頃の天文を觀測して、異常の兆を知り得たるも、折節綱吉の聳たる紀伊綱敷の病中にて、殊に重體の由披露あり、此人は、綱吉に男子なきを以て、やがて養君として、六代將軍と仰がるべき内定ありし事なれば、之に憚りて空しく口を籍して過せしといふ。然るに秋も過ぎて十一月に至り、二十二日の夜、非常の震災ありたり。其概況は、

十一月廿二日夜丑の刻少し前、地鳴る事夥敷して雷の如くなるに、忽ち大地震ゆり出し、戸障子は倒れ、家々は小舟の大浪に動くが如く、上より下へと動き候に付、人々表へ駆出し候に、足元

立不申、地は二三寸、所により五六尺程割れ、砂又は泥水を吹出し、石垣は崩れ、塀は壊れ、家藏は潰れ、穴藏はゆりあげ、死人、怪我人一時に出来、男女老幼泣叫ぶ聲、大風の如く鳴り渡り、所々より出火有之候て、其光りにて空は一面に赤く、八時過ぎ頃、品川海手の方より大津浪打上げ、濱の方へ逃げ出候者、そのため悉く浪に捲取られ、中々筆紙言舌に難盡有様、夫より引續き晝夜何度となく地震これあり、上様御始め、市中末々まで、晝夜野宿にて明し候處、廿四日夕方より大雨降出し、諸人の難儀中々申に及ばず、此後は地震は大に薄らぎ申候、借破損箇所我等見廻り候分、御城内にて、下御勘定所部屋より喰違御門まで、残らず潰れ、三の丸御土藏二つ共潰れ、右二ヶ所にて死人五人、怪我人は數知れ不申、大御留守居與力番所、二の丸御御門、冠木番所、紅葉山下冠木番所、内櫻田御門番所、大手腰掛、一橋御春屋、御廣敷の方御物置部屋残らず潰れ、右の所々に死人十八人、半死半生の體に罷在候者六人、怪我人數知れ不申、和田倉、馬場先、鍛冶橋、數寄屋橋、山下、雉子橋、小石川、牛込、市ヶ谷、半藏、赤阪、四谷、田安、平川口、筋違橋、淺草橋、常盤橋、吳服橋、外櫻田、西の丸下御廐、虎の門、日比谷、右御門々何れも大破損、其外御曲輪廻り石垣ゆり崩し、所々塀大方倒れ申候、其外御府内一圓武家、寺社、町家の潰れ破損、中々筆紙に述難く、矢口氏(町奉行附の與力ならん)に承り候得ば、唯今まで町奉行所へ

届出候分、死人三萬二千餘と申事に候、又飛脚を以て御届の分、大略左の通、

右の同日同刻、相州小田原大地震にて、城井に侍屋敷、町家等過半ゆり潰し、城内井に十二ヶ所より出火、小田原中不殘焼失、其上大浪にて夥敷死人有之、箱根山崩れ、荷物の通路止り、鎌倉も同様、山の内離山より建長寺まで、在家不殘つぶれ、片瀬在家、津浪にて大方取られ申候、小田原驛より品川驛まで、宿驛潰家多く、とても旅人宿泊不三相成候、死人、怪我人は、何分儘なる數は相分り不申候由、上總、房州九十九里まで、津浪都合四度、同日同刻より廿三日にかけ打よせ、人馬の死傷夥敷候えども、急の間、儘なる數は知れ不申候由、(徒目付千坂某覺書)

我はじめ湯島に住みし頃、癸未の年(元祿十六年)十一月廿二日の夜半過ぐる程に、地おびたゞしく震ひ、始て目さめぬれば、腰の物どもとりて起出づるに、こゝかしこの戸障子みな倒れぬ、妻子共(略中)みなく引ぐして、東の大庭にいづ、地裂くる事もこそあれとて、倒れし戸ども出しながら、其上に居らしめ、やがて(略中)我は殿に參るなり、(略中)家は小舟の大きな浪にうごく如くなるうちに(略中)走る程に神田の明神の東門の下に及びし頃、地またおびたゞしくふるふ(略中)南せんとする所に、馬をたてゝあるものを、月の光りに見れば、藤枝若狭守なり、これは地の裂けて水の涌出づれば、其深さ廣さのはかりがたさに、かくてありしなるべし、(略中)神田橋のこなた

に至りぬれば、地またおびたしく震ふ、おほくの箸を折る如く、また蚊のあつまりなくごとくなる音のきこゆるは、家々のたふれて、人のさけぶ聲なるべし、石垣の石走り土崩れ、塵起りて空を蔽ふ、かくては橋もおちぬと思ひしに、橋と臺との間三四尺許りくづれしかば、跳りこえて門に入りしに、家々の腰板の、はなれて大路に横はれるが、長き帛の風に翻りしがごとし、龍の口に至りて遙に望みしに、藩邸に火起れり、その光りの高からぬは、殿屋たふれて火出でしやと(略中) やがて日比谷の門に至るに、番屋たふれ、壓されて死するものゝ、くるしげなる聲すなり、か(略中) しこ(略中)に(略中) 櫻門の瓦の、南北の檐より地に落ちかさなりて、山のごとくになりたれば(略中) その上をこえすぎて、小門を出で、見れば、藩邸の北にある長屋のたふれて火出でしにて(略中) かくて掖門より入りて見るに、家々皆たふれ、かたぶきたれば、出でたちてある人に路ふさがりて行くべからず、そこをすぎて常に參る所に至りたれば、其所もたふれて入るべからず(略中) 御納戸の口といふ所より入りたり云々、(折たく衆の記)

以て其惨況を推知すべし、これのみならず、此月二十九日申の下刻、小石川水戸邸より出火し、折節北風烈しく、忽ち四方に延焼して、本郷、湯島、淺草、柳原より飛んで本所に及び、深川まで一圓に焼拂ひ、其災に兩國橋を始め、本所、深川の橋々、大半焼落ちたれば、これがために死人千二百三十餘人に及べり。

〔寶永の震災及び富士山噴火〕 斯る大變なれば、幕府に於て攘災のために奏請して、年號改元ありて寶永と改めしに、同四年十月非常の震災ありしに、十一月に至り、俄然富士山噴火して、非常の惨害なりき。

十月四日(寶永四)卯刻地震強く、夫より三度同様、これに依て諸人驚き騒ぎ、夜も臥り申さず候處、五日に小震二度、未刻に至て大地震有之、但し四年前(元祿十六年)の五分一位なり、夫より小震凡七度にて相止み申候、然處右地震は京都、大阪、四國、中國筋より、別て東海道筋は前代未聞の大變、追々繼飛脚にて御届申來、右に付所々見分として出役被_レ仰付候、先注進の荒増左之通、

相州小田原地震強く、破損所數知れず、伊豆下田津浪にて、民家三十四軒浪に取られ、右の家内過半行衛なし、甲州身延山、富士川の口崩れ込、三日程歩行にて通行致し、駿府御城内、町家共破損夥敷、遠州荒井關門倒れ、町家十三軒津浪に取られ、白須賀、桑名邊まで高浪にて流れ、且潰れ家數多、行方不知者甚多く、參州宿々より上方に強く、大阪にて潰家六百軒、かまど數一萬軒程、押に打れ、死人三千二十人、津浪も有之、河口に有之船々破損、死人夥し、紀州より土佐

も同様津浪にて死亡人有之、京都は潰家有之候へども、死人は無之、中國筋は大概京都同様之事
右に付、不取敢同役より、鈴木、川村、立田三氏被仰付、爲見分一即刻罷立、猶追々諸方より御届
注進等有之候得共、一々寫取不申、後日立田氏話に、富士山へ参り候處、焼け候處までは、中々
近付事難相成、漸く二三里餘も登り候までにて引返し申候由、夫より先きは、石など降り候て参
り兼、尤其邊四五里の間は、家居一軒もなく、或は焼、或は潰れ、人は一人も居不申候由、降り
候石、大きなは五升樽、三升樽位より、小きは、こぶし位より粟粒位までにて、殊の外軽く候
由、右之灰砂は、江戸よりも反りて水戸邊、上總、下總、安房邊甚敷候由、別而相摸、甲州杯は
夥敷有之候由、借右の灰降り候ため、病人殊の外多く出来候て、二十八日月次御禮には、尾張殿、
紀伊殿始め、八十二人の病氣斷りにて、登城無之候に付、御禮も御流れに相成申候(千坂某
覺書)

十一月二十二日、晝過より西南の方一面に曇り、時々電光又震動も有之、二十三日巳之刻頃より
彌震動強く、戸障子などゆら／＼と致し、去乍ら地震には無之、人々何事に可有之哉と、其度
々唯々あはて、外に駈出し候處、追々空色惡敷相成と、灰の如きもの降り來り候と思ふ内に
砂の様なるものを相交へ、風も強く候て、往來の者、目口に右の灰砂など吹入、難儀申計なく、
晝過には、もはや入相頃(イリマエ)の空色にて、一體に暗く、座敷の内には燈火を付け申候、終夜震動と灰

の降り候とにて、何共可申様無之、廿四日朝に至り、少々空晴れ申候へ共、灰など降り候事は、
十餘日間に有之候、然處二十四日夜に入り、吉原驛間屋年寄共より、道中奉行衆まで注進は、
十一月廿二日晝時より、今廿三日五ツ半時まで、地震凡三十度程震ひ、先達而之地震に少々残り
候半潰れの家は、悉皆潰れ申候、其上同日四ツ時より、富士山夥敷鳴り出、其響き、富士郡一圓
へ響き渡り候に付、大小之男女共、絶入候者多く御座候得共、死人は無御座候、然處同山素走
り口雪流木立の境邊より烟り卷出し、夥敷鳴り渡り、富士郡中一面に、烟り二時計りうづまき、
如何様之儀共不存、人々十方を失ひ罷在候、晝之内は烟り見得候へども、暮六ツ時頃より、
右の烟り皆火焰に相見え申候、此上如何様之儀に可罷成も不存候、右之段乍恐御注進奉
申上候、以上、十一月廿三日、駿州富士郡吉原宿年寄名印、(駿州吉原
宿書)

十一月廿三日、午後参るべき由仰下さる、よべ地震ひ、此日午の時雷の聲す、家を出づるに及び
て、雪のふり下るがごとくなるを見るに、白灰の下れるなり、西南の方を望むに、黒き雲の起り
て、電の光りしきりにす、西城に参り着きしに及びて、白灰地を埋みて、草木もまた皆白くなり
ぬ、(中略)やがて御前に参るに、天甚だ暗かりければ、燭を擧げて講に侍る、戌の時ばかりに、灰
下る事はやみにしかど、或は地鳴り或は地震ふ事は絶す、廿五日にまた天暗くして、雷の震する

如くなる聲し、夜に入りぬれば、灰また下る事甚し、此日富士山に火出で、焼けぬるによれりといふ事は聞えたりき、これよりのち黒灰下る事やますして、十二月の初め及び九日の夜に至りて雪降りぬ、此程人の、咳嗽うれへずといふものあらず、かくて年明けぬれば、戊子正月元日、大雨よのつねならず、閏正月七日、去年富士山の焼けしによりて、ほとりの國々の地埋みし灰砂を除かるべき役を諸國に當てらる、武相駿三州の地のため也、百石の(中)略三月の頃に至りて、地上白毛を生ずる所ありと聞えしが、いく程なくして我が宅地にも此怪ある事を見たりき、此餘天變地妖の事どもやむ時なくして、此年も暮し云々、(折たく)

〔京畿の變災〕 右の如く度々の變事に際して、幕府其修繕及び救済の爲め、巨萬の財を費し、に、富士山噴火のため、其近國に領邑ある諸大名を始め、旗本土まで、其歳入は、荒地のため皆無若くは半額等、非常の減額となりしを以て、一々之を按檢して、夫々領邑を引替へ賜はりしより、幕府の料所も此度々の變事に多分の減額ありしに、今又領邑引替へのため、又灰砂浚渫、河川修築等に、殆んど帑藏を傾けしに、寶永五年三月八日、京都大火にて、禁裡、仙洞共に炎上ありしに、六月二十一日には、此頃連日の大雨に、畿内所々洪水あり、中にも山城伏見は尤も甚しく、料所の田畠は一圓荒廢同様無納地となりしに、續きて七月二日には、畿内未曾有の大風にて、神社、佛閣の

破損夥しく、斯る景況なれば、畿内の料は一般に年貢取立つべくもあらざる上に、神社、佛閣にて幕府の造營若くは寄附に依れる向きよりは、續々其修造を願出づるに及び、彌々財政窮乏を極めたり、されば前段に述べたる粗惡の貨幣を濫造して世人を苦しめたるも、實は此窮乏にも依りしならん。

甲府綱豊の養君及び綱吉の薨去

甲府綱豊を嗣とす——綱吉の薨去と古保の退職——増上寺の將軍葬送抗議

〔甲府綱豊を嗣とす〕 綱吉繼統の初め、子息徳松を館林城に置き、其封三十萬石を繼がせしより世人も、借は御兄甲府綱重卿御在世ならば繼統あるべきに、卒去あられたれば、其御子、今の甲府殿を御養君になされん思召しなるべし、さりとは有難き台慮なりなど申し、が、程なく徳松を西の丸に移して、若君様と稱すべき由を一般に令し、附きの老中、若年寄を始め、諸役人まで定めしを見て、一時は喫驚したりし程なるに、間もなく徳松早世ありて、他に男子なきよりして奸僧等に欺かれ、只管嗣子の出生を望みしかど、其効もなきより、其後は聲なる紀伊綱敷を養君になさんと、内々其心構ひありしなれど、水戸光圀の如きは、暗に甲府綱豊を立てしめんとて、故らに殿中など

の諸大名、諸有司の見る中にて、綱豊を將軍家同様に崇敬せし程に、流石に之に遠慮してか、暫く養君の沙汰もなかりしに、既にして綱吉齡ひ耳順に近く、今は措くべきにあらずとて、彌々紀伊綱教夫婦を西丸に移さんと、先づ其姫君(綱教の夫人)の生母たる五の丸小谷氏に、御臺所より緋袴を御免あるなど、内々其用意ありしに、元祿十六年の頃より、鶴姫君病に罹りしを、初め御懐胎とて綱吉始め何れも悦びしに、さはなくて全くの病氣なるより、例の奸僧等之に付込み、種々様々の修法祈禱にひしめき騒ぎしが、寶永元年春の初めより、府下一般に麻疹流行したりけるが、鶴姫及び綱教も之に罹れるより、幕府は申すに及ばず、世に媚ぶる大名、有司、恰も父母の大患を看る如く或は私に諸寺、諸社へ平癒の祈禱を頼み、又は朝夕伺候して御病氣を訪ふなど、上を下への大混亂を極めしが、遂に此年四月十二日、二十歳にして薨せられたり。されば所生の子女もなきより、綱教養君の望みは、水泡に歸したり、茲に於て今までは邪魔物視したる甲府綱豊を養君とせざるべからざれば、此年十二月四日に、使番植村主膳を甲府邸に遣はし、明日辰の刻御登城あるべき由申遣はしたりしに、事に抜目なき柳澤吉保は、之に續きて甲府の用人間部詮房(アキハコ)の許まで、明日の御登城は大御慶事の由申送りしかば、詮房早速綱豊に此由を申し、に、綱豊は、不心得なる美濃守かな、天下の政務に預る身が、假令ひいか様の間柄なりとも、事に先立ち洩す事やあると、散々に怒られた

りと、是よりして、内心に甚だ吉保を忌まれしといふ、さもあるべし。さて翌五日登城ありしに、清揚院殿(甲府綱重)御筋目を以て養君たるべしと、綱吉面命あり。綱豊退出の時は、若年寄稻垣安藝守重富供奉に列し、大老職格柳澤吉保後乗を勤め、一先づ甲府邸へ歸られ、翌六日更に綱豊西の丸へ移られしに、早朝より吉保及び老中、若年寄以下の役々、御迎ひとして甲府邸に至り、夫人と共に其日西の丸に入り、即日綱豊を代々の例に任せ正二位權大納言に陞せ、且つ名を家宣と更むべき由、綱吉面命あり。老中本多伯耆守正永、若年寄加藤越中守明英、稻垣重富を始め、役々西の丸附きを命せられ、翌七日、諸大名、有司、旗本土等、残らず登城して養君の賀儀を述べたりしに、市中一般手を額ひにして之を悦び、中にも何者か「萬年の龜の甲府が代をとれば寶永年と皆祝ふなり」(一本に下の五文字「人はいふなり」ともあり)と唱へたり。(柳澤吉保の甲府城を賜ひし事は前段に述べたり參看すべし)。

翌寶永二年六月二十二日、桂昌院薨去あり、よりて綱吉は三年の心喪とて、是より奥向きに閉籠り、老中にすらも對面なく、諸事は柳澤吉保へ任せ切りとなしたれど、吉保、是れまでは一人にて諸事を取捌きしが、今や家宣西の丸に在る事とて、之に裁決を伺ふ事となりしより、兩者の間、表面は親昵の如くなれど、内心相容れず、所謂笑中刀を含む情況なるより、將來を慮りてか、吉保は請ひ

て、諸大名より、幕府の吉凶其他に付て呈書、獻品等ある毎に、大老職格なれば、第一に吉保へ書翰、物品等を贈りしが、自今は之を止め、且つ御城内外諸所番所の總下座をも、自分は御免ありたしとの事なりしを、家宣より、御役儀御免の願ひも差出さずに、御役勤中斯る事を願出で、又は許可ありし先例覺束なしとの旨なりしも、綱吉に懇請して、遂に其請を許可ありたり。之に依て家宣より重ねて、吉保右の如く仰付けられし上は、忤吉里儀、是までは老中の次、側用人の上に居らせしも、既に御名字及び甲府城十五萬石を下されたる上は、其待遇は然るべからず、三家庶流若くは越前家等の格に准じて、大廣間席となすべしと綱吉に申して、其待遇を改めたり、こは家宣、特旨を以て柳澤家の家格を重くせしなれど、其實大廣間席は外様なれば、所謂敬して政局を遠ざけたるなり。是より柳澤の權勢漸く衰へたりしに、寶永二年十月初めより、綱吉病ひに罹りしが、兼て學問好きの事とて、晩年醫學に志し、より、典藥の面々を召して、互に病症、療方を討議考究せしめし上、綱吉も尤もと聞きたる上ならでは、調藥せしめざりしかば、醫師等殊の外に困却せしといふ、さもあるべし。斯る有様にて醫療も速かに功を奏せざれば、綱吉は針治を用ふべしとありしに、日頃潔癖の事とて不具の者を忌まれしかば、松野檢校にも命じ難し、時に柳澤吉保が菩提所市ヶ谷月桂寺の伴僧東歷といふ者、針治の術に精しきを以て、吉保推薦して之を歸俗せしめ、新規百五十俵を

賜はり、奥醫師並みに命じ、且つ色袴着用を免され、日々針治に參りしが、遂に其爲めか、快方に赴きたりしに、此東歷元より學識もある事なれば、深く綱吉の旨に叶ひしに、彼の者、養氣保命の術は世事を抛却するにありと、禪味の性養を勧めしかば、綱吉酷く之を悦び、寶永三年六月、桂昌院の小祥忌も過ぎしかば、綱吉は家宣に面命して、予庶子に生れしかど、東照宮の統を繼ぎ、天下の掟をなすこと茲に二十年、當家前代曾て其例なし、是れ皆東照宮の神恩なれば、明年桂昌院の大祥忌を過ぎば、日光山に參詣して此神恩を謝し奉り、歸府の後直ちに隱居すべし、予齡ひ既に六十一、右大將には四十四歳なれば、天下の掟、予に於て聊か懸念なし、尤も隱居の上は西の丸に移るべきなれども、既に家千代(家宣の子)誕生ありて、此後世子の居所たれば、是にも移り難きを以て、新たに北の丸へ殿舎を造營すべしとありしに、家宣より隱居の事は堅く止めしと雖も、綱吉は肯んせず、特に隱居の料として、駿河、遠江、參河、信濃、越後の内を以て、百萬石を附くべしとありしかば、家宣、此儀は、別に國所石高等御定めに及ばず、めでたく御隱居遊ばさるゝ上は、台徳院様御例の通り遊ばれ、且つ御内々にて御政務御後見の儀願ひ奉るとの事にて、彌々北の丸へ殿舎築造の事となれり。折たく柴の記に「六月(寶永五年)の半に至りて、我家のほとりの町々を、他所に引うつされぬ、(飯田町也)まだおほくの人々の宅地、かしこ、こゝにうつさるべしなど聞ゆ、これは城

北に御所作られしによれりといふ」とあるは是なり。

〔綱吉の薨去と吉保の退職〕 然るに前條に述べたる大地震のため、且つ富士山噴火などにて、非常の事變打續きしかば、財用多端なるを以て、日光社參、北の九殿舎築造は、一兩年延引と定めたりしに、是の年十月より、前條に述べたる如く、府下一般に風邪流行しけるが、後ちには一種の熱病となりしに、疱瘡さへ流行し、旁ら癩疹も行はるゝといふ、慘況となり、病勢日を逐ひて猛烈にして、死する者甚だ多く、幕府奥向きにもいつか感染して、三の丸の別殿に此病者を移せしかど、猶も續々病者あるより、例の二僧（但し護持院隆光は是より先き隠居して、護國寺快意其後住となりて、兩寺を兼ねしも、隆光は相變らず寵せられたり）、病魔消除の修行を奥殿に於て執行したりしに、十二月廿五日は、歳末の遊宴とて朝より例の二僧等も召されて、能樂を催され、綱吉も仕舞十三番を演じ、興を盡して夜半に及びしが、其翌日より綱吉心地例ならずとて、典樂の輩、風邪の様子なれば、暫く靜養あるべしと申し、も、綱吉は、させる事にもあらずとて、例の如く仕舞など演じて興せしが、翌日より熱氣非常に強くなり、二十八日には、歳末の賀儀とて、三家を始め諸大名、旗本士等登城ありしも、綱吉は其賀儀を受け難く、家宣代り賀儀を受けしかば、是より三家始め日々御機嫌伺ひとして登城し、若くは使者上りなどせしに、疱瘡となりしかば、六十三歳の高齡とい

ひ、猛烈の病毒なればとて、翌六年正月年頭の賀儀は、家宣代りて受けしが、此頃綱吉は、發熱の爲めにや、喜怒常ならずして、昨日まで旨に適ひし者も、今日は忽ち斥けらるゝといふ有様なれば、典樂の面々も、日に其人を代ふる程なりしかば、疱瘡は輕症なりと申すに似ず、疲勞殊の外甚し、そを僅かに曲直瀬養安院法印正珍、河野松菴法眼通房の二人にのみ調藥を命せられ、是とても中々意の如くならず、一に綱吉自身の醫論に依りて調藥するといふ有様にて、正月八日には疱瘡酒湯を召させたるに、右の内祝ひ且つは病體を散するためとて、能樂を催されて見物ありしを、曲直瀬、河野の二人固く諫めて、能樂中途にして帳中に入らせしが、藥は綱吉自身の配劑にてあれば、二人も手を附けかねしに、九日の晝頃より頻りに下痢を催し、を、醫師等酷く驚きしに、綱吉は、其ために熱氣も薄らぎ氣分も爽ざたりとて勇まれしかど、二人の醫師は、既に御危篤と見上げ奉ると、内々側用人松平輝貞まで申出でたり。翌十日辰の刻半ばに、綱吉下痢のため厠に入り、やがて出でられしに、黒田豊前守直邦は後ろの方より抱き、五の丸、北の丸の兩侍妾は左右に付添ひ、手を抱へて病床の上まで入らせ、輝貞は厠のあとを仕舞ひて參りけるに、綱吉平生の癖とて、厠に着たる服は必ず改むる事にて、此時も左右の輩之を止めしも聞入れず、衣服を改めて床の上に坐せられしに、忽ち眩暈したりしかば、醫師等急に藥を差上げしに、漸く勢ひ付きしが、直邦より醫師へ、御脈は

とて伺はせしに、早頼み少なき由申し、かば、人々すはとて、急ぎ西の丸を始め、諸方に急使を發したり。此時家宣は朝の食事中なりしに、此報を聞くより、僅か側向きの輩五六人を召具して、運池門より直ちに大奥へ駈付け、吉保も駕を飛ばして登城し、病床に候せしに、此時綱吉は、家宣を始め在合ふ輩を唯見やりたる計りにてありしが、暫くして輝貞の手を取りて、何事も、是までの通りに申付けませよと、家宣の方を見やりたるまゝ、遂に薨せられたり、時に年六十四。同二十二日柩を東叡山に送り、二十八日埋葬す。二月十二日勅使東下ありて、常憲院と諡を賜ひ、正一位太政大臣を贈られ、其他の儀、總べて前代の例の如し。

因みに云、御臺所は鷹司房輔の女、寛文四年東下あり、寶永六年正月十八日落飾ありて淨光院殿と稱す、此年二月九日麻疹を患へて薨せらる、年五十二、東叡山に葬り、從一位を贈らる。

附けて云、綱吉薨去の事に付て、元寶莊子、日光郡野枕などの俗書に、あらぬ説を書載せあれど、こは妄誕至極、今茲に辨するまでもなし。殊に此俗説の可笑しきは、井伊掃部頭が御臺所に勤めて云々とあれど、此時井伊掃部頭直通は僅か十八歳、父の右衛門大夫直該ナホカは隠居にて、父子共に彦根に居たり、是にても其僞作は推知すべし。折たく柴の記にも「己丑の正月元日には、去年より御不豫の事によりて、儲副拜賀を請けさせ給ひたりき、七日には身病する事ありしほどに、

出仕にも及ばで家にこもりぬしに、十日の晝過ぐる頃より、なにとなく人のゆきかふあしおとはやきが、心得ぬ事に思ひしに、日暮るゝ程に大喪の御事つけ來りしこそ、誠に肝のつぶるゝ事にてありき、(略中)二月七日よりは、我が長女痘瘡をうれへし事によりて、家にこもり居ぬ、同じき十日、大御臺所御他界ゴカイの御事あり、(略中)去年の冬より、痘瘡此所彼所に行はれて、大喪の御事共此事によりしほどなれば、小兒の事はいふに及ばず、老いたるも若きも、此事のために死をまぬかるゝものすくなし、されば此年の五月、高き所に上りて、家々の萬蒲旗を見るに、二三町の間に、わづかに並べたてし所は一二所ならではなかりき」とあるにても、其實況を知るべし。

茲に至りて柳澤吉保は、私事格別に御高恩の者に候間、堀田加賀守の例に倣ひ、殉死をも仕るべき筈なれども、御制禁に候へば其儀も仕り難く、せめては髻モトヅリにても拂ひ、御葬送の御供仕りたしと、家宣へ直に願上げしに、家宣より、面々の如き重き御役の者が髻を拂ひ、御葬送に供せし例もなければ、申す所は尤もなれども、先づ御役御免を願ひ、さて御葬送済みて後隠居仕り、其上にて落髮致し然るべしとの命なれば、吉保も是非に及ばず、命のまゝにせしに、更に御葬送までは、是までの如く、御棺前に御奉公致すべしと命せられたり。是より今朝までも、大名、諸有司等膝を屈して其塵を拜し、僅かに一眇を得て、無上の榮譽としたる程の人も、今は誰敬ふ者もなく、反りて様々

に誹謗せしかば、程なく隠居落髪して、名を保山と更めたり。依て江戸は道三河岸常盤橋の御成邸、及び京都加茂川の邸をも召上げられ、以後芝愛宕下の中邸に住居致すべしとて、地替を賜はらざりしかば、保山は巢鴨の下邸に居住したり、されば家宣が此一言を新井白石が評して、聲色を動かさずして、權臣を畏敬の間に斥けられしと讚美したる由、室鳩巢が兼山麗澤秘策に見えたり。

〔増上寺の將軍葬送抗議〕 又此時東叡山へ葬送の事定りて、十一日に、寺社奉行本多彈正正弼忠晴に、大目付折井淡路守正辰を差副へて増上寺へ遣はし、御遺命に依て上野へ葬送の由を申し、に、大僧正門秀御請けに、拙僧事は御遺命の趣畏り奉り候へども、恐れながら御先祖様以來、淨土宗門に入らせられ候て、神君の安國殿と申し、台徳院様には、正しく當山へ入らせられ候、然るに大猷院様、上野寛永寺御建立あらせられ候以來、御兩代上野へ入らせられ候上、今又上野へと御座候ては、當山の耻辱此上なく、遂には破滅の基とも相成るべきか、既に昨日薨去の御沙汰御座候てより、御尊骸は定めて當山へ入らせられ候御事と、一山舉りて存じ奉り候に、案外の御沙汰を承り、何とも御請けに當惑仕り候、當山には台徳院御一方に御座候へば、誠に以て口惜しく存じ候のみならず、恐れながら御孝道にも外れさせられ候御事故、何卒此度は當山へ入らせられ候様願ひ奉り候、さも御座なく候へば、一山の衆徒承伏仕るまじく、拙僧も不徳の譏り遁れ難く、退隱も仕り候はでは叶ひ

難しと申しければ、忠晴、こは心得ぬ僧正の申し様、假令ひ御先祖様以來淨土宗御歸依に候とも、此度は御遺命なれば、今更改めらるべきや、其上御孝心に外れ候とは、假初にも上を評し奉るのみならず、それを言立て御遺命をかへさんとの申し條奇怪至極なり、此上は、一山舉りて御請け申上げずとならば、早々某が手の者を以て一々搦め捕り、急度嗽訴の罪を正すべしと申されしかば、門秀大に恐れ、詞の疎忽を謝して、無事に相濟みたりと、常憲院殿御實紀の注記に見えたり、以て當時僧侶の貪慾を察すべし、さるにても忠晴の一言、元祿武士として至極の大出来なり。

家宣の初政、新井君美林信篤の衝突

家宣の生立ち——弊政釐革——林家對——井白石

〔家宣の生立ち〕 家宣は、家光の次男甲府宰相左馬頭綱重の嫡子、母は家臣田中次兵衛持通の女。(名は保良)初め綱重誕生の時、家光は、四十二歳の二つ子とて、俗間に忌むと聞き、之を妹天樹院(初め秀頼に嫁し、後ち本多忠刻に配す)の養子に遣はし、更にもらひ返し、が、此時天樹院の許に松阪の局といふ老女あり、こは天樹院に附きて大阪城に入り、落城の時又附添ひて遁れ來れる程の女なればとて、専ら此局に綱重養育の事を託し、後ち甲府城を賜はるに及びても、猶局は附従ひしに、

此局の部屋子に置きたる保良、いつか綱重の寵を得て懐妊し、程なく男子出生あり、是れ即ち家宣なり、幼名虎松と稱す。後ち綱重、二條關白光平の女と縁約調ひし時、前以て妾腹の子ありと申し難きを以て、虎松を家老新見備中守正信に遣はし、保良又懐妊して臨月なるをば、用人越智與右衛門嘉清に遣はしたり。(保良に程なく男子出生あり、成長の後六萬石を賜はり、松平右近將監清武と稱す)時に正信は、家臣の身として正しく御長男を子と仕るは勿體なし、先づ暫くは預り奉るべしと申し、種々に申論し、かば、さ候は、後日のために候間、此由内々公聞に達すべしとて、時の大老職酒井忠清に委細を申して、後日の證人となし、夫より虎松を手許に引取り、新見左近と名を更めさせて養育せり。然るに寛文九年、綱重病ひに罹り、未だ男子出生の披露なければ、卒去の後は封を除かるべきを以て、新見左近を呼戻して嗣子となし、延寶四年十二月十一日、家綱の御前に於て首服を加へ、從三位左近衛權中將に叙任し、偏諱を賜ひ綱豊と更め、延寶八年綱吉繼統の後、八月十八日正三位參議に進み、十萬石を加増あり、寶永元年十二月綱吉の嗣子となり、茲に至り六代將軍となれり。

〔弊政の釐革〕 さて家宣は、正月十日、綱吉の病ひ大漸に及び、親しく其病床に侍して諸事を命令するに、老中以下、惴々として旨を執る。同十四日に老中、若年寄等を悉く召して、前代の時は

諸事先づ柳澤吉保に相議し、吉保を以て將軍の命を伺ひ來りしが、自今は月番の老中のみならず、何れも申出づべき事あらば、何時にても罷出で申出づべしと面命あり。尋で柳澤吉保、松平輝貞等を召して、御先代御病中にも、生類憐みの事は、假令ひ僻事にもせよ、百歳の後まで其儘に成置かんこそ、孝道の第一なれとありきと申すも、此禁令のために罪蒙り、又は罪案決せざる内、獄中に死せるもの等を算すれば、幾萬人なるやも知るべからず、現に今も、これがため禁獄せる者數百人及び罪案決せざるを以て、屍を鹽詰にしたる者九人までありと聞く、是れ實に不仁至極の事なりとありて、やがて右の輩を召連れて、常憲院の棺前に參られ、生類御憐みの事は、御遺命重くは候へども、萬民の患にはかへ難く候へば、只今より右の禁令を止め、且つ之がため罪蒙り候者、及び獄中に捕へ置くもの、悉く赦免申付け候と申して、直ちに老中を召され、生類憐みは、御先代深き思召しあらせられしものとは申せ、萬民の患なれば、今より早々其禁令を止め、且つ之がために牢舎せる者は悉く赦免すべし、又大久保、中野兩所の犬小屋の儀は、御先代御仁惠にて立置かれしなれば、先づ其儘に致し置くべし、さりながら自今主なき犬之ありとも、連れ來るにも及ばず、又世間の飼犬に於ても、自今生死等を届出づるに及ばず、鳶鳥の巢等も、自今は届出づるに及ばざれば、勿論採集むるにも及ばず、總べて鳥獸の人間に害をなす時は、早速打殺すも苦しからずと命じたり。

さて此喪事に付て、輕罪の者の大赦を行はれしに、其中に生類憐みの禁を犯して罪せられし者、府下のみにて六千七百三十七人、尋で御臺所の喪事、及び五月朔日家宣將軍宣下の慶事に付て大赦を行はれしに、府下及び幕府料所に於て、生類の事に依て遠島、追放、牢舎等の赦を蒙りし者、總計八千六百三十四人なり。さるからに常憲院喪事に付て此禁令を解かれしかば、諸人歡び合ひて、毫も愁傷の態はなかりきといふ、以て平素濫刑に失したる不徳の程を察知すべし。同じく十七日には、大錢の通用を廢し、且つ側用人松平輝貞、松平忠周等を罷め、北の丸の殿舎築造を止めしを以て、飯田町等の家屋引移しの事を止む。其明日、右筆所の日記は、幕府の刑政を百歳の後に傳ふべきものなるを、柳澤吉保權勢熾んなるに及び、賞罰悉く彼れが私意に出でしを以て、其跡を蔽はん爲め、粗脱に流れ來れるを以て、自今細大となく精細に記録すべきを命じ、尋で正徳二年、若年寄久世大和守重之を以て之が奉行となし、寺社奉行森川出羽守俊胤、大目付仙石丹波守久尙に之を監せしむ、幕府に日記掛りの役員を置くは之を初めとす。二月朔日には、従前、將軍の出行には一切の通行を禁じ來りしも、醫師及び産婆は之を免すべしと令す。こは各々人の急に赴く者なるに、之が行路を遮りて、其急を過まらん事を憐みたるにて、後ち例となれり。又前代の時置かれたる奥詰、奥勤及び廊下番を廢して、舊の如く土圭の間番二十五人を置き、又近年鐵砲、弓等稽古の儀、一般遠慮致

し來り候段、甚だ然るべからず、今より以後、聊か憚るに及ばず、心次第に稽古致すべしと令す。三月には、諸大名參勤の節、御先代の時は、定例獻上物の外、内々獻上と唱へ、品々差上げ、且つ又老中、若年寄等へも同様差贈り來り候へども、向後右内々獻上の儀は勿論、老中以下へ差贈り候儀も堅く無用に仕るべしと令し、又是まで諸願ひ事等は、手寄を以て、内々より申入り候者これある由相聞え、甚だ然るべからず、第一御政體にも差障り候條、向後は諸願ひ事等は、總べて月番老中、若年寄、又頭支配へ申出づべし、其餘の向きへ申入り候儀、堅く仕るまじく、又老中、若年寄を初め諸役々、諸家よりの音物堅く受納すべからず、又歌舞伎役者、河原者の類、他行の節脇差を帶すべからず、勿論木綿、紬、麻の外、花麗の衣服を着用すべからず等と令し、且つ目付及び町奉行等に命じて、右に違背の者は、見當り次第逮捕すべきを内訓す。且つ柳澤吉保、松平輝貞の許に寄寓せる前代内寵の小性十餘人を、各々其家に歸らしめ、又前代の時は、旗本土の嫡士等、壯年に及ぶも、柳澤吉保が許に取入らざる輩は、番入といふ事もなく、無勤の日蔭者となり居りしを、四月六日令して、旗本土の嫡子、十五歳以上の者は悉く番入を命じたるが、其數七百三十人、中には十三四歳の者を、十五若くは十七などと申出でたるものもありしが、家宣は之を咎めずして召出したる、斯る事は前代未曾有の恩惠なり。其後旗本土の弓馬、槍劍、鐵砲、水練の諸藝を屢々試みる等、

悉く前代の弊政を除くと同時に、士氣を鼓舞作興するの方針を執りしと雖も、久しく遊惰淫佚に沈溺したる元祿武士の軟骨は、遂に匡正する事能はざりき。

〔林家對新井白石〕 是より先き、家宣の甲府城主たりし時、新井勘解由君美(白石)を聘用して侍讀となし、が、君美は獨り學問のみならず、資性英敏にして經國濟世の才あるを、家宣夙に認識あり、茲に至り侍讀として、且つ政務の顧問となせり。從來將軍の侍讀として、政事の顧問たるは、道春以來林家の所職なりしを、今新進且つは林門に非ざる君美を以て之に代へられしかば、林信篤(鳳岡)いかで之を默止すべき、是より二人、事々に付て抗争するに至れり。

因みに云、君美の父を與次右衛門正清と號す、常陸の産。後ち江戸に出で、上總久留里邑主土屋民部少輔忠直に仕ふ。明曆三年、君美を生む、幼名傳藏と號す。其後正清、故ありて土屋家を去り、江戸市中に幽居す、故を以て君美時の豪商河村瑞賢の子と交り、之に頼り書籍を借覽して苦學せりといふ。君美自著の折たく柴の記に其頃の事を記して、當時天下に双びなしといふ富商の子の、學ぶ友となりぬる事出來しに、其子のいひしは、我父なるもの、見まゐらせて、必ず天下の大儒ともなり給ふべき御事なり、我亡兄のむすめの候なるにあはせまゐらせ、黄金三千兩にもとめ得し宅地をもて學問の料となして、もの學び給ふやうにと、某が心のやうに申せとこそ侍れ

といふ、我此事をき、て、御、ろざしの程わするべからず、我昔或人の申せしことを聞きしに、夏の頃靈山とかに遊びしものの中、池に足ひたし居けるに、小なる蛇の來りて、其足の大指を舐しきるあるが、忽に去りては、又忽に來りて舐る、斯くするがうちに其蛇やう／＼に大きくなりしにや、後には其大指を呑むばかりになりしかば、腰よりさすがを取出して、刃のかたを上になして、大指の上にあて、まつ、又來りて大指を呑まんとする所を、あげさまにさしきりたれば、後ろさまに飛去る程に、家にかけて入りて障子をさす、伴ひし者共、何事にやといふ程こそあれば、石走り木倒れて、地震ふ事半時ばかり過ぎての後に、障子を細目ヒメメにあけて見けるに、一丈餘の大蛇の、唇の上より頭の方まで一尺餘りきられたるが、たふれ死したりといふ事あり、其事のありやなしやはいまだ知らねど、今のたまふことに似たる所の侍るなり、初め其蛇の小しきなりし程は、僅にさすがをもてさしきりし所なるが、既に大きくなりしに至りては、一尺餘りの疵とは成りしなり、我今身貧しく窮りたれば、人知れる者にもあらず、此身のまゝにて、その亡兄のあとを承け繼ぎなんには、其疵猶小しきなるべし、若しのたまふ所の如く、世にしらるべき程の儒生ともなりなんには、其疵は殊に大きにこそなりぬべけれ、三千兩の黄金をすて、大疵あらん儒生となし立てられん事は、謀を得給ひたりともいふべからず、假令ひさしきる所の小しき

なりとも、我も亦疵かうぶらん事を願はず、云々とあり。閑散餘録、白石餘稿にも此事を載せたり、以て若年より志の大なるを知るに足る。天和二年、君美二十六にして、時の大老たる堀田筑前守正俊に仕へ、元祿四年堀田家を去り、江戸に在りて木下貞幹（順庵と號す）の門に遊ぶ。時に甲府綱豊、林信篤に門生一人を迎へて侍讀にせんと求む、信篤、其人なきを以て之を辭す、貞幹乃ち君美を甲府に推薦す、元祿六年君美年三十七にして甲府の侍讀となれり。

信篤、君美の衝突の初めは、綱吉薨去の際石櫛の銘に就てなり。こは代々林家へ仰付けられて、記させ來りしを以て、こたびも林信篤書して上れり。そは延寶八年家綱薨去の時の例に倣ひ、正中に征夷大將軍正二位右大臣、右大將源綱吉尊大君と記し、左方に生年月日、右方に薨年月日を書したるにて、家宣は之を君美に示し、正式か如何を諮問せしに、君美、こは正式に非すと駁し、やがて位署官銜に兼守等の字を加へ、且つ別に文公家禮等に據りて、漢土の正式を添へて上りしかば、家宣之が採決に惑ひ、老中小笠原長重を以て、寛永寺公辨法親王に就て信篤、君美の二案を呈し、何れか正式なるかを伺はせしに、君美の案尤も然るべしとあり、依て之を採用ありて、石櫛に銘したり。是より君美彌々信任せられ、凡そ幕府從來の禮式に於て、本朝の古典に悖れる所は、漸次革めらるべきを以て、萬づの式を具さに參觀すべしとの内意ありて、五月朔日家宣將軍宣下の大禮は、

幕府に於ける最重大の儀式なるを以て、特に側衆の列に加はり、親しく之を參觀せしめらる。こは從來未曾有の特旨にして、林家には未だあらざることなれば、先きに櫛銘に就て耻辱を取りし信篤、今君美が此特旨あるを見ては、いかに思ひしかは、推知するに餘りあり。されば幕府代々の例として、將軍の代始めに武家諸法度を頒布するは、家康の條に述べたる如くにて、其草案は、寛永以來林家の所掌にてあれば、やがて信篤より其草案を上りしが、こは綱吉の代始めに、命に依て特に草せし所にて、其概略は、第一條に「文武忠孝を勵し可正禮義事」とある如き文章なるをもて、家宣は、斯くの如き文を用ふるは、世人學問を疎かになす基なり、元和の法度の文章は、金地院崇傳が草する所なるも、猶之には優れりとありて、更に君美に命じて之を草せしむ。依て君美は貞永式目等を参照し、字句の如きも、専ら本邦古昔の例を用ひ、且つ之を解し得ざらん者のため、別に新令句解を撰じて上りたり。其略は、第一條に「文武之道を修め、人倫を明かにし、風俗を正しくすべき事、又新令句解に此條を「士君子の道、文武の事に非るはなし、能其道を得れば、文以て治を致し、武以て亂を定むべし、凡學を講じ藝を習ふの類、これを修するといふ、」の類なり。此事を折たく柴の記に、四月十五日（寶永七年）には、新令を頒ち下さる、（略中）又前代の御例なりとて、大學頭信篤も此事を仰蒙れり、今年二月十八日に至りて、某が草をもめされしに、同じき二十四日に召し問はせ給ふ御

事ありて、別の仰によりて、同じき二十六日、新令句解を草して奉る、四月十五日に某が草せし所の新令を頒ち下され、(略中)新令解し難からんものには、寫しあたふべき由にて、新令句解を大學頭にも下し賜る、(略中)此令頒ち下されし後に、政直朝臣(土屋相摸守、老中なり)の家につかふる醫師吉田といふもの、某が許に來りて、(略中)此程大學頭の、我主にて候ものには、新令に見えし上裁の字こそ心得られね、上とは天子の御事を申す也、其餘、新令に見えし事ども、すべて心得ぬ事共なりと申されしと承りぬといふ、上の字、天子の御事に用ひ侍るよし勿論なり、されど武家の御事を上様といひしことは、鎌倉の代よりも聞え侍り、(略中)その主にておはします人々の奉書にも、上聽、上聞などいふ事も見え侍るものといひて笑ひたりき。

とあり。斯く事々に付て信篤は君美の爲めに耻辱を取りしかば、是の年六月、信篤致仕を請ひしに、家宣慰諭して之を許さず。此事を折たく柴の記に、

大學頭信篤、致仕の事を申す、某に其由を仰下されしかば、此人前代の御師範なりとて、世の人うやまひつかへし所なり、年未だ七十にもみたす候べし、今其願ふ所をゆるされんには、世のいかに申すべきと申したりければ、前代に美濃守に甲斐國賜ひし時に、御判なされしもの、大學頭が草せし所と聞えしかば、いかなる故によりてか、世にためしなき事共しるしてまゐらせたりけ

んと問ひしに、其時に當りて、いかんぞ彼の朝臣が望みに任せざる事の候べきと答へ申しき、是等の事によりても、其心術の程はしりぬべし、かゝる人して人を教へみちびく職にあらしめん事、尤然るべからず、されど今の世の人思ひなん所も、申す事の如くにこそあらめと仰下され、とあれば、家宣が信篤に於ける感情の程も察せらる。是より後は信篤も、漸く口を籍する有様となれり。

家宣の學問、近衛太閤の東下と家宣の朝廷尊崇竝に禮服改正

治亂興亡と故實典故——太閤基熙の東下——文治改修——閑院宮——君美の京師見學

〔治亂興亡と故實典故〕

家宣は綱吉好學の最盛時代に長ぜしをもて、尤も學問に心を傾けしかど、其學風は、綱吉の如く經學一點張りにあらず、廣く經史に涉り、古今の治亂成敗の因果を講究するにありしは、折たく柴の記、閑散録等の書に見え、殊に漢籍のみならず、國史の講究にも熱心にて、既に繼統以前、君美に命じて、藩翰譜を著はさしめたるにも知るべし、されば君美の侍講は、多く和漢史類の講義にて、史蹟の如きは、其興廢存亡の上に就ての概括に着眼して、之を諮問するを常とせり。依て君美も尤も力をこゝに致して、古史通、讀史餘論等を書いて上り、又周禮、儀禮、詩、

書等の中に於て、其器其物の詳かならざるは、特に考證して、其摸圖を徴して参考に資したり。其
聽講の一斑は折たく柴の記に、

毎年正月の初に、講筵を開かるゝの儀あり、兼てより講章を奉らしめ給ひ、其日講訖りぬれば、
時服二領を賜はる事、つひにかはらず、(此儀は年の初の御事なれば、大雅の中、めでたき詩を選びて、進講する事例とはなりき)初め藩邸におはしませ
しより、御代をしらせ給ふ後に至りて、歳初に講筵を開かれし後に、月の十五日を過ぎて日講始
り、十二月の末に至るまで、大故おはします事の外は、朔望はいふに及ばず、四時佳節の日と雖
も、日講を止められし御事はあらず、(中略)暑甚しき時には、日没りて後に參るべしと仰下されて、
進講は夜に及ぶ、天寒き時には、進講は晝の間にして、御座と某との間に、大火爐を一つ設置か
る、寒猶甚しきに至りては、特に大爐一つをめされて、某が座の後ろに置かしめらる、(中略)すべて
講筵に臨ませ給ひし儀、春秋冬は、裏打ちたる御上下を召され、夏は、すきたる御肩衣(カサ)に、ひと
への御袴を召されて、常におはします御座をば下り給ひ、御座をさる事九尺許りを隔て、某が
座を設けらる、夏熱けれども、御扇をとらせ給はず、夜ふけ蚊多けれ共、逐はせられし御事もあ
らず、(中略)講に侍る事の、やゝもすれば一時には餘りぬれど、其間御前の物靜かなりし事共思やる
べし、

又新安手簡には、

詩の鳥獸草木の名は申に及ばず、器物の如きも、事に望み申て繪圖を作り立、講日の前に段々に
差上、とくと御内見の上にて、講日には字面計荒々と申候て、専ら詩意を講じ候様に仕、是れに
依て藩邸にての畫師狩野春湖を、老拙へ御附候て、鳥獸草木の類、本邦に有_レ之分は、先師、又稻
(稻生)若水へ相談申候て、草木の根葉を其の儘に求め出し、生寫にうつし立、鳥獸も同様、又た
本邦に無_レ之物は、長崎へ申遣し、唐山より取よせ、器物は、博古圖より始めて周禮圖など、其料
にたて、凡圖出來候分三百七八十、云々、

とあり、以て其謹嚴と研學の緻密なるを知るに足る。されば上の好む所とて、是より世上一般に
考證考古の學問流行し、享保に至りて、本草家の輩出せるは、蓋し家宣の學風に依りしなり。

〔太閤基熙の東下〕 右の如く漢土の事物は、稍詳かにするを得たりと雖も、國史に就ての事物、
典禮等は、君美博識なりと雖も、田舎の一儒生のみ、こは有_レ職家(イカヅカ)に依らざれば、之を明らむるを得
ず、時に御臺所の父近衛太閤基熙は、元來皇統の御身なるに、後水尾上皇の皇女に配せられ、彼れ
是れの御姻を以て、常に上皇に候して親しく御示教を蒙り、紀、記を始め、源氏、伊勢等の物語類
より、式、令、格等に通曉して、有職第一の名あるを以て、之を江戸に招請したり。

これについて、表面、幕府より朝廷への奏請には、太閤御事、追ひ／＼老年に及ばれ候に付、御臺所に於て、唯今の内御對顔ありたきに付、東下これある様との事にて、元より隱居の事なれば、朝廷に於ても速かに御許しありしかば、幕府より所司代松平紀伊守信庸に命じて、太閤京都出立の用途を辨せしめ、猶信庸に、參府の序で、太閤旅中の取扱ひ致すべしとありしかば、其鄭重なる事前代未曾有なりといふ。乃ち寶永七年四月十五日江戸着ありしかば、幕府は兼て龍の口なる傳奏邸を以て其旅館に充て、側用人間部詮房を以て其馳走掛りとなし、高家二人に新井君美を副へて接伴役として、日々其旅館に候せしむ。是より太閤隔日に登城あるに、初めての登城には正式の御對顔なりしが、其後は、平川口より直ちに大奥に入り、且つ老體(時に六十二歳)なるを以て殿中杖を用ひしめ、出入には必ず將軍自身に送迎し、大奥に於て太閤休息所を設け、女人數人を附置きて給仕せしむる等、偏へに賓師の禮を以て待遇せり。偕登城の折々は、日本紀は本邦典故の起原、源氏物語は有職の階梯なるを以て、此二書を講じ、傍ら故實典故の諮問に答へたり。中に就て家宣輒く會得し難き所は、明日君美を旅館に遣はして之を聴かしめ、君美より將軍に傳ふる事とせり。されば林家は代々將軍の師範なれば、斯る事は其任なるべきに、之を新進の君美に命せられしより、信篤と君美との間一層不協となれり。

〔文治改修〕

偕太閤も、初あは故實典故の講義のみなりしが、故實典故は即ち政刑の典章なれば、古を以て今に比し、事に依て説く所ありしより、遂には當代の政務にも可否する所あるに至り、之が爲に幕府に於ても、往々匡正する所あり。其一二をいへば、從來近畿に於る禁裡、仙洞の御料地には、禁裡御料又は仙洞御料と書きたる傍示杭を建てしを、太閤より家宣へ、斯る事は異邦の者が見たらんには、禁裡、仙洞も大名、諸士と同じく、土地を分領して將軍の分賦を受くるものと思はゞ、實に國體に於て恐れ多き事ならずやと忠告せしかば、家宣急に命じて之を改めさせ、禁裡、仙洞の字を削り、單に山科御料地、又は嵯峨御料地など書かしめたり。又太閤より武家とて古は諸事朝廷の禮典を則とせしが、戰國打續きて以來、自然と古實を取失ひて、今時の有様とこそはなりしなれ、先づ第一に申せば、武家とても、夫々の人柄に應じて朝廷より官位の任叙あり、官位には夫相當の服制あるなり。是れ實に國家の大典にて、之に依て上下貴賤の品等、整然として差別す、是を以て禮節自ら正しく、進退從て度あり、風俗依て以て濫れず、凡て故實典故を極むるは、畢竟禮節を正すにあり、然るに大樹は内大臣右近衛大將正二位なるに猶下々の着する上下といふものを用ひらる、是れ甚だ禮に悖れり、但し之を便服なりと申さば、大臣大將たる人の便服は他に品々あり必ずしも下々の如き上下に限るべからず、此故に上下の品等混雜して、進退の節度も失ふなりと申

されしかば、家宣大に感じて、先づ自身より服制を改むべしとて、太閤の教へを乞ひ、羽織を道服に改め、上下を直衣、小直衣に換ふるなど、堂上家と同一の服制を用ひたり。又從來幕府の制度には、狩衣は四位以上ならでは用ふるを許さざりしを、太閤より、元來狩衣とは狩場の裝束にて、五位以下にても用ふるものにて、斯く重んずべきに非ずと笑はれたれば、俄かに其制度を廢して、「狩衣の儀は、是まで四品以上に無_レ之ては、着用不_レ相成_レ御定に候得共、以來諸大夫以上の輩は、着用不_レ苦候、尤相用可_レ申節は、前以て相達にて可_レ有_レ之候、」と觸れたり。斯かる勢ひなれば、城中殿舎構造の上にも及び、城内は凡べて戰時を本としての事なれば、可否をいふに及ばずと雖も、先づ大臣大將たる人の住居には、必ず中門といふものある筈なり、これ大臣の規模とする所、依て一には槐門といふ、然るに折々登城の序で見れば、中門の在るべき所に唯廊といふものを建て、中門のなきは如何にと、太閤よりの問ひに、さらば中門を取建つべしとて、太閤の教へを請け、京都より、禁裏御大工の棟梁中井大和を召下して、程なく成就しければ、「今般御玄關前へ新規御取立相成候御門之儀は、御中門と唱可_レ申、只今迄の御中門は、向後御中門廊と相唱可_レ申候、」と達したり。此中門廊は寶永六年、家宣西の丸より本丸へ移るに當り、本丸殿舎修造の折、新井君美の建議にて、鎌倉幕府の制なりとて取立て、中門と唱へしめしに、茲に至り其非なる事明白せしより、世人手を

拍ちて、君美の偽故實とて嘲笑したりと。されば之に依て兼て林家信仰の輩が、竊かに君美を罵倒し、彼の藩翰譜も、實は林道春が本朝武林傳を剽竊したるなりなど、言ひ觸らせしといふ。然るに八月上丁の日を以て、家宣大聖殿に謁すべしとありしかば、信篤畏りて、こゝぞといはん計りに、前代大聖殿參拜の次第を録進せしに、家宣は之を近衛太閤に示し、太閤之に可否する所ありしより、更に君美を太閤の許に遣はして其示教を乞ひしに、第一着服の事に付て、家宣は束帶を用ふべきかとの意なりしに、太閤より、本朝の烏帽子は周秦時代の制に近く、又先王の禮服は悉く方領にて、今の袍の盤領は胡服の制なれば、烏帽子直垂を用ひらるべし、又神拜の式は、壯者と耆老と、堂上と堂下との差別あり、そも器服禮容、悉く先王の制に従はん事は、頓みになし得べからざるをもて、せめては神拜の式だにも、古制即ち本朝の禮に従ひ然るべからんかとありて、其式を悉く示教あり、君美之を家宣に傳へしより、總べて林家録上の次第は不用となりて、再び信篤面目を失ひたり。又此次第の中に布衣とあるを、太閤不審ありしが、從來幕府に於て、衣冠は五位以上に非ざれば用ひざる制度なりと申し、に、太閤、そも衣冠は、上一位より下初位に至るまで、各々其制ありて、之を服するは、朝廷に對するの禮なり、彼の布衣は、下臈が扈從の服なるを、六位の人之を以て衣冠に代ふるは非禮の甚敷ものとなりしより、家宣尤もと感心して「向後布衣の輩、六位の衣冠着用可_レ

致、但し調製方等は、追て可被成下二に付、先心得の爲め内々相違置候、と令したり。斯く表面に顯はれたる事實のみにて、言へば聽かるといふ有様なれば、隠れたる事實に於ても數多なりしは察せらる。されば當時江戸に於て、太閤の威勢は實に赫々として、將軍に亞ぐ程なるより、其旅館には、大名、旗本土、縁を求めて日々伺候するもの、門前市をなしたりといふ。是より諸大名にも漸く古實典故の老究行はれ、往々其家臣に大家を出すに至れり。

〔開院宮〕 借家宣右の如く、賓師として太閤を請じたる事なれば、先づ今年も御滯留ありたしと申して、遂に三箇年江戸に留置きたり、徳川幕府に於て、堂上家を賓師として江戸に請じ、そを又三箇年の間、鄭重に待遇して江戸に置きたるは、此時に限れり。蓋し太閤の、斯くまで幕府の爲めに力を致したるは故ある事にて、是より先き後水尾上皇、靈元上皇等、數多の皇子おはしませしかど、中古以來の習ひにて、御出家となしまわらせ、又は攝家の御養子などになしまわらせて、親王宣下ありて、皇族に列し給ひしは、僅かに御二方に過ぎざりき、さればこの事を兩上皇とも、折々歎き思召しけるを、基熙常に宮中へ伺候し、眼前に伺ひ奉りし事なれば、酷く心魂に徹しけるが、やがて家宣將軍宣下ありしより、基熙は、姻戚のちなみを以て、密に此事を家宣に申して、何卒當今(東山天皇)の皇子御一方を以て、親王家御取立てある様にと申越し、又大准後の御方(靈元上皇

皇后)は、御所生もましく、諸事御入り多ければ、關東より助勢もあれかしと申越したる等、朝廷の御爲めに、家宣の申す所ありしをもて、之に報いんとの意に外ならざるべし。借こそ寶永六年には、直ちに大准后へ年々米千俵を増進し、翌年八月には、東山天皇の第二皇子秀宮へ親王宣下ありて、一家御取立てあるべく、依て御料千石を進すべき由、幕府より奏聞しければ、特に叡威あり、やがて秀宮親王宣下あり、御名を直仁と更め給ひ、開院宮と號し給ふ。其他太閤東下の後は、折にふれて禁裡、院中の御事など申す所ありしかば、幕府は、恒例の外に、種々の金帛等を獻上せり。且つ寶永七年には、中御門天皇御即位の大禮を挙げ給ふに就て、御費用の外に、公卿裝束料として白銀三千枚を獻するなど、皆太閤の申す旨に依りしなり。斯く太閤が朝廷の爲めに盡せると、幕府の爲めに致したる勞とを以て、此年幕府より家領千石を増進あり、明年、其次子五十君の爲めに、更に五百石を進じたり。

〔君美の京師見學〕 右の如く太閤は、官位相當の服制を以て上下の品等を正し、風俗を釐正せんの理想なるも、武人元來衣冠に耐へざるを以て、往々沐猴冠の歎あり、茲に於て是の年中御門天皇御即位の大禮あるを幸ひ、君美を上洛せしめ、之を拜觀せしめ、以て禮を制するの資たらしめんと、家宣に勸めしを以て、直ちに君美を上洛せしめしに、此時攝政は近衛家熙にて、基熙の子なれば、

君美近衛家に就て事由を申せしより、假りに君美を攝政の家禮ケツライに加へて、親しく其御式を拜觀せしめ、明年正月、天皇御元服の御式には、攝政加冠の役たるを以て、君美を召具して、又親しく御式を拜觀せしめたり、折たく柴の記に「辛卯年正月元日、天皇御元服の儀を觀たり、此日まぢかく龍顏を拜しけるこそ、ありがたき事なれ」とあれば、特別の拜觀を許されしと見えたり。是に於て君美日々近衛家に伺候し、又は御即位、御元服諸役奉仕の公卿方を歷問して、衣冠の着様、兵仗弓箭の佩様マダより、進退の些末に至るまで、質問習得したり。此時攝政と阿野大納言實顯とは、當時有職の達者と稱せられたれば、阿野實顯には尤も師事せしと見えて、其後も君美本邦の典故等に就て疑議ある毎に、書翰を以て實顯に質問せし條々を、新野問答と題して世に流布せり。(但し基熙公記、槐記、新野問答、實顯卿記等を看れば、折たく柴の記には、君美自負に失せる條々も見ゆ)是により、當時君美は關東にありて有職第一、しかも將軍家の師範ともいふべき勢ひなれば、彼の京都様の禮節を以て諸大名を見下せる高家の輩も、殆んど面目なきが如し。されば正徳二年五月八日、嚴有院三十三回忌の法會には、家宣東帯にて寛永寺へ參拜あり、此時、さきに將軍宣下と同時に兵仗の宣下もありしを以て、左右近衛番長二人は目付、使番を以て之に充て、近衛六人は小性を以て之に充て、各々巻纒マキマキの冠、闕腋クツキの袍、太刀、弓箭を帶して供奉せしめ、六位の輩には、悉く衣冠を着用せ

しめたり。從來關東に於ては、近衛兵仗を召具すといふ事なく、從て此兵仗宣下は單に儀式的の空文なりしを茲に至り之を實行せしにて、是より將軍宣下の後、紅葉山東照社參拜には、之を召具すを例となせり。

朝鮮信使の待遇改定と國書の王號復行

受聘の禮節改定——王號復行

〔受聘の禮節改定〕 前條に述べたる如く、近衛太閤東下以來、頻々として幕府の禮式に改正を加へしは、前代に既に武將的資格を離れて、監國の位に擬せしより見れば、亦當然の事にて、既に内に於て改むる所あれば、外に向ひて多少改正する所あるは、蓋し至當の事なり。されば將軍代替りの例とて、朝鮮信使來聘の事あるを以て、先づ其次第を林家より録上せり、折たく柴の記に、大學頭信篤、御代あらたまりにし後には、萬づ昔の如くにもあらざりしかば、いかにもして再び世にも逢はゞやと思ひて、朝鮮の事は、昔より我家の承りし所なりといひしを(中略)さらば其事しるして參らせよと仰下されて、二冊子を作りて奉りたりけり、其中の事共問はせ給ひしに、元より其事の初をしるべき事にもあらねば、答申す所詳かならぬ事共なりしかば、某に問試みさせ給

ふ御事ありて、遂に此事をば某に仰蒙りたり、

とあるは、いかにも皮肉の記載なれど、林家の次第書を斥けて、新たに禮式を定められしは、此時太閤在江戸なれば、林家の次第書を批判ありて、改正を忠告ありしに依りしならん。そは基熙公記に、朝鮮聘禮の事に付て、將軍家と問答の事散見せるを以てなり。中にも朝鮮信使通行の道筋は家々の軒先きまでも一定せしめんため、不同の所は用捨なく切毀ち、或は饗宴の日には、三家の輩相伴の事などは、我が天使に對してもなき所なりなど批判したるに、其如く改め、又朝鮮國王へ返禮の贈物に付ても、屏風に源平船軍の圖あるを、是れ國辱を外邦に傳ふるなりとて改めさせ、又朝鮮は左程大國にあらず、又我が對馬より一日にして往復する程なりと申し、に、大樹驚かれたりなど、基熙公記に見えたるにても知らる。借君美が作進せし所は教領客使一通、賜饗辭見儀一通、受書儀一通、書幣及使者位一通、賓位一通、獻主一通、同宴服一通、其他殊號事略、江漢筆談、國書復號記事、方策合編等にて、皆是の時の事を載せたり。是の時の信使は、正使通政大夫吏曹參議趙泰德、副使通訓大夫任守幹、從事通訓大夫李邦彦にて、正徳元年七月五日對馬に着す。八月九日同所を發し、十七日筑前藍島に到り、九月十四日攝津兵庫着、十六日大阪、二十八日京都、十月十八日江戸着、旅館淺草本願寺。十一月朔日幕府へ入謁、同三日賜宴、十一日辭見、十九日江戸を發したり。借

其改正の概略は折たく柴の記に、

近例、彼の國の禮曹、我國の執政に書幣を附し贈る儀あり、むかし京の代には、九州の探題と雖も、猶彼の議政府よりこそ書をば通じたれ、今其例によらん事は、彼の國にも願ふべからず、近例の如きは、我國も亦願ふ所にあらず、此事も止むべしと、對馬國に仰下さる、(略中)又近例は、彼の使の來り過ぐる所々にて、朝夕の膳七五三、晝の膳は五々三を供す、斯る事は、我朝の天使を待たせ給ふ所と雖も其例なし、(略中)今よりしては、彼の國にして我國の使を待する例の如く、路宴賜はむ事、四所(大阪、京都、駿府、品川)の外は、唯其食料を與へらるべしと、對馬國に仰下さる、(略中)又近例には、彼の使人等、輿に乗り乍ら客館に入り、御使、客館に至れども、迎送の儀もなし、是等の事尤も古禮に合はず、(略中)今よりして後は、其使、客館に入らん時に、輿より下り、御使、客館に至らん時、階下に送迎するの儀等、(略中)對馬の國に仰下さる、此二つに至りて、彼の使ら、近例によりて其禮を争ひ、既に大阪に至りぬれど、此事のために賜宴の事行はれずと聞えて、世の人悉くいひの、しりしかどこれも遂に仰下されし事の如くにぞ行はれける、云々、又此事の様子を殊號事略に、

先づ信使、客館に入る時、門前に於て輿を下り、我國の使、客館に至る時、階下に送迎すべき禮節

を以て、對馬守に仰下され、義方其事を以て諭しけるに、信使其禮を争ひて事決せず、大阪に至る日に及びて、客館に入る禮に於ては、我國の約束に従へり、我國の使を階下に迎送の事に於ては、相争ふ事日を重ねて、對馬守、客館使岡部美濃守長泰、館伴兩長老と共に、信使と討議するに夜半に至れども事決せず、對馬守が家人平田直右衛門直賢進み出で、我島主、先祖以來隣好の事を掌る事既に百餘年、今義方が時に當り、諸君の爲に誤られて兩國の和を失ふべきは、我國のためのみに非ず、朝鮮國のためにも然るべからず、所詮諸君自ら階を下りて官使を迎送せらるべき事叶ふまじくば、某等諸君を助けて階を下り、其の禮を終ふべしといひしに辭屈して、副使病して此所に在らず、彼と相議して答申すべしとて其夜も過ぎぬ、對馬守の家人ら、密に相議りて、信使等階を下りざらんには、我々取りて引下すべし、相隨ふ軍官共、信使を助けんとする者をば、一々からめよとて、其組手共を定めし事共聞えしにや、又終に我國の約束に従ひたり、とあり。折たく柴の記に、

近例、彼の使こゝに至りし日、執政の人々して御使となされ、客館に就て其勞を慰せらる、我國の執政と申すは、猶是れ彼の國議政府の議政の如し、然るに我國の使かしこに至る時、彼議政府の議政をして、我國の客所に使せし例はあらず、(略中)之に依りて此度は、高家の人々して其御使と

なされたり、(略中)近例、彼の使進見の時、其國書をば、上々官といふものして參らせたりき、此儀然るべからず、正使之を捧げて參らるべし、又近例、彼の使の拜位、我國三家の座に同じ、然るべからざるをもて、其位を改め定めらる、又近例、彼の使に饗を賜はる時、三家御相伴の儀あり、我朝の天使を饗せられしと雖も、此等の儀あらず、又古の禮にも合はず、(略中)之に依りて其儀を改め定めらる、云々、

又殊號事略に、

都下に至るに及んで、改定せらるゝ所の禮制を以て示されしに、信使等驚き顧みて、明主なる哉と歎じ、さらば己等も公服を以て見え奉らん事然るべからず、朝服を具へて見え奉るべしとて、金冠、玉佩等の服を具ふ、此儀は此度を以て始めとす、信使進見の儀、悉く改め定められし禮の如くに從ふ、唯賜宴の日に及びて、三家御相伴の事を以て對馬守に申す旨ありて、各位に就きて後、某出向ひしに、又其事を以て申す旨ありて、對問時をうつせども事決せず、最後に某、いかにも事叶ふまじき由申切りしに、其詞屈して此日も又改定められし禮の如くに事訖れり、辭見の日も、又改定められし所の如くにして禮畢りぬ、云々、とあり。又折たく柴の記に、

我國よりなざる、御書函は、白銀をもて打造り、黄金の環に紅の緒を用ひられし例なり。(中略)此事
 いかにあるべきと仰下されしによりて、京にて見及びし衣函表案等の式をまゐらせしかば、此度
 は其式を用ひられけり。(中略)又川崎の驛にゆきて、信使をむかふべしと仰下されしかば、其時に着
 つべきもの、事を思ひ廻らすに、是れ古に所謂草野の會なり。(中略)凡そ武事には水干スエカッを用ふる事、武
 家の舊儀なり、此物を用ゆべし。(中略)彼所カシコにゆきしに、信使等、對馬守が許に使用して、今宵ココの客は、
 いかなる冠服を用ひ給ふらん、其儀によりて、此方にも亦其心得あるべしといひしかば、(中略)今日
 の事は逆旅の事なり、某は唯武の常服をもて入るべし、客使も亦常服をや用ひらるべきと答ふ、
 某が今宵の儀は、縁塗の烏帽子に、木蘭地の水干、襦スに括して、銀作の野太刀をはく、(中略)世に流布
 する君美の像は此時の服裝なるべし。

〔王號復行〕 而して殊號事略に、

日を隔て、後に、國書を改め賜はるべき由の事起りたり、某その使に答へて、彼の國の書に我が
 國諱を犯したり、若し必ず我國の書を改めらるべき事を請ひ申さんには、先づ其國の書を改めら
 るべきかと申す事により(中略)此事終に御聽に達し、仰下さる、御旨ありて、彼是の國書改りて、
 使等其國に還るを得たり、

とあるは、我が返翰に彼れの國王七世の祖諱を書せりとの申し條にて、我よりは、彼れの國書に光
 の字あるは、祖考家光の諱を犯したりとの事なり。又此時我が返翰に日本國王源家宣と書したるは、
 正しく君美が主張に出でたるにて、其大意は、國書復號紀事に詳かに見えたり。今折たく柴の記を
 録して大意を示すべし。

兩國の好修められし初よりして、彼の國の書には、日本國王としるしまゐらす、是は鎌倉、京の
 代々より、外國の人は、我國天子の御事をば日本天皇と申し、武家の御事をば日本國王と申せし
 例によれるなり、然るを寛永の頃に至りて、日本國大君としるし參らすべき由を仰遣はされしよ
 り、此事其後の例とはなりたり、(中略)されど大君といふは、彼の國にして、其臣子に授くる所の職
 號にこそあれ、其號を以て稱し申すべき由を仰遣はされしは、彼の國の官職を受け給ふの嫌あり
 て、又大君は、天王の異稱なる由、異朝の書には見えたり、さらば又我朝天子の御事にも疑あれ
 ば、唯元の如くに、日本國王としるし參らすべき事を申すべき由、對馬守に仰下されぬ、(中略)對馬
 國にありつるなま學匠等が、知るにも及ばで、とありかくありといふ、云々、

其對馬のなま學匠等とは、彼の藩の儒雨森東五郎、(芳洲)松浦儀などを指したるにて、此時件の二
 人は大に君美の議に反對し、屢々論争せしと雖も、時の勢ひ、終に君美に従ひたり。松浦の論は殊

號事略考正に、雨森の論、即ち其君美に贈りし書は橘窓文集に見えて、正々堂々として、しかも餘蘊なし。君美の聘禮改定は悉く其當を得て間然する所なしと雖も、唯國王の一事に於て、今に至るまで議せらるゝは惜むべし。蓋し君美の意は、綱吉の既に監國の印を外邦に示し、からは、猶一步を進めて、其實權を文字上に顯はしたるに過ぎざるならん、決して非義の念より出でたるにあらざるは論するまでもなし。既に文學上に於ては、林家を始め、密かに兄視し、其學士と稱する輩と、詩文の唱和贈答するを以て畢生の榮譽と思居たる朝鮮信使にだにも右の如くなれば、況んや其他をや、彼の和蘭甲比丹の入謁の如きは、酷く其禮式を省略し、將軍は立ながら甲比丹の禮を受けたり。されども朝鮮信使にも、和蘭甲比丹にも、禮式を改定ありしは此一代にて、爾後又舊式に復したり。畢竟するに此事たる、近衛基熙の國典講義即ち國體鼓吹が主動となり、家宣之に感化せられ、遂に君美が有爲の才を知りて、其衝に當らしめたるのみ。されど家宣も、君美も、偏固なる國粹家なりやといふに、決して然らず。そは寶永五年八月二十八日に、西洋イタリヤの産にて、ヨワン、パツテイスタシローテといふ者、月代を剃り、我邦の衣服刀劍を着佩して、大隅屋久島に來りしが、言語不通なるより、捕へて長崎に送りしを、翌年江戸に召寄せ、切支丹奉行横田備中守等に命じて、其來意を糺問せしめしに、耶穌教布教のためなる由を申し、かば、やがて小石川切支丹屋敷に禁獄

し、十一月廿二日、特に君美を遣はし、彼れに其國の政刑文物百般の事を推問せしめ、天文、地理、醫術、製圖の如き、君美をして其一班を傳習せしめんとしたるなど、久しく鎖國として、外人を斥けたるに反して、斯る企望ありしは、以て其の識見の程推知せらる。後ち吉宗の代に至り、學術、醫療等に關する洋書の舶載を許るせしは、實に是に原因せり。但し君美が此事の顛末を著して、西洋紀聞と題せる書世に行はる。

財政整理と勘定吟味役再置

府庫空乏の真相——家宣晩年の施設——間部詮房と新井君美

〔府庫空乏の真相〕 家宣繼統の初めに當り、諸般の費用に供すべき府庫の貯蓄を勘定奉行に尋ねしに、僅々の額に過ぎずといふ、其大略は、折たく柴の記寶永六年二月の條に、

國財既に盡き果て、總べて今より後の事共に取用ふべきものなしといふ、前代に國家の財用
(中)眞實は近江守重秀(萩)一人に任せられしかば、重秀、美濃守吉保、對馬守重富(垣)等と相計ら
ひし所なり、(略)今重秀が議り申す所は、御料總べて四百萬石、歲々に納めらるゝ所の金は凡七十
六七萬兩餘、(此内長崎の運上といふもの四萬兩、酒運上といふもの六千兩、是等近江守申行ひし所なり) 此内夏冬御給金の料三十萬兩餘を除く外、

餘る所は四十六七萬兩餘なり、然るに去歲の國用、凡金百四十萬兩に及べり、此外に内裏を造りまゐらせらるゝ所の料凡金七八十萬兩を用ひらるべし、されば今國財の足らざる所、凡百七八十萬兩に餘れり、(略中)然るに只今御藏にある所の金、僅に三十七萬兩に過ぎず、此内二十四萬兩は、去年の春武、相、駿三州の灰砂を除くべき役を、諸國に課せ、凡百石の地より金三兩を徴されし所、凡四十萬兩の内、十六萬兩をもて其用に充てられ、其餘分をば、城北の御所造らるべき料に殘し置かれし所なり、これより外に、國用に充てらるべきものあらず、(略中)前代の御時、歲ごとに其出づる所、入るに倍増して、國財既につまづきしを以て、元祿八年の九月より、金銀の制を改造らる、是より此方、歳々に收められし所の公利、總計金凡五百萬兩、之を以て常に其足らざる所を補ひしに、(略中)今に至りて此急を救はるべき事、金銀の制を改造らるゝの外、其他あるべからずと申す、(略中)近江守が申す所心得られず、其故は、彼申す所による時は、今歲の國用に充つべきもの、僅に三十七萬兩のあるのみ也、是れ然るにはあらず、彼申す所の去年用ひられし所の國財は、即是去々年の課税なり、されば今年の國用となさるべき所は、たとひ彼申す所の如くたりとも、去年納められし所の七十六七萬兩と、今ある所の金三十六七萬兩とを合せて、總計一百十餘萬兩もあるべし、又當時の急に用ひらるべき物も、各色まづ其價を給はらざれば、其事辨ぜずといふにもあ

らず、其事の緩急に隨ひ、一百十餘萬兩の金を分ちて、或は其全價をも給はり、或は其半價をも給りて來年に及びて、其價を悉く償はれんに、其事辨じ得ずといふ事なかるべし、(略中)某又願ふ所は、今日の御事を忘れさせ給ふ時なくして、天下のために財用を惜ませ給はば、實に大に四海に實せさせ給ふ所なるべしと申したりき、此封事御覽の後、悦ばせ給ふ事大かたならず、(略中)又金銀の制改むべき由の事、重ねて議し申すべからざる由を仰下されたりしと承る、(略中)去年の御物成を以て、今年の御用に充つる事、近江守知らざるべきやは、然るに此事を申さず、今年用のふべきもの、僅に三十七萬兩に過ぎずと申せしは、御聽を驚かして、其思ふ所（金銀を改鑄し私利を營むをいふ）を遂ぐべきためなり、(略中)其後又去年の御物成、思ひの外にまゐり集ひぬと申して、(略中)又本城の御座所をも造らるべしと勧め申して、やがて造り出して、(略中)此造營の料も、七十餘萬兩を傾け盡し、又御靈屋造り出されし所も、二十萬兩に至りしなど聞えき、前代の餘習未だあらたまらざりし程なれば、凡興造の事あれば、其事を承る輩、たかきも賤しきも、各々自家の事をのみ營みして、工商の類と心を合せて、國財を分ち取りしによれるなり、

其翌寶永七年の春金貨改造の議起り、銀貨にも及び、則ち乾字金、二寶字銀、三寶字銀等を造出し事は、前に綱吉代の惡幣濫造の條下に、序でを以て引きたる折たく柴の記に詳なり。

〔家宣晩年の施設〕 以上の如く當時財政を掌る輩が姦計明白に露顯せしより、萩原重秀始め罪蒙りて、更に勘定吟味役を置きたり。此職は寛永に置かれしも、柳澤吉保執政の時、冗職なりとて之を廢せしなり。其事の大略は折たく柴の記に、

昔の御代の如く、其吟味の役といふ職、置かれずしては然るべからず、(中略)一つには御料の貢并に御代官の能否、二つには貢米の漕運、三つには河堤等を始めて總べて土功の事ども、四つには道中驛傳の事、五つには諸國金銀銅山の事、是らの事を考へしめらるべき者ありと申す、七月朔日(正徳二年)に至りて復其職を置かれ(中略)前代の御時に至りて、諸國御料の貢年々に減じて、僅に二つ八分九厘と云事に至りぬ、(二つ八分九厘とは十分の二八九なり、幕府の制度は四公六民とて十分の四を收む)御料の百姓進ずる所、昔にかはれりとも聞えねど、御代官の手代テなどいふもの、私せし所あるが故なるべし、又河堤等修築の費用も、年々に増加へたり、是もかの手代などいふ者共の、各其私を營みし故と相聞ゆ、吟味の役を置かれし明年、御料の貢米凡四十三萬三千四百俵をまして、百姓共相悦ぶ事大かたならず、河堤等修築の料も、又金三萬八千兩を減じて、水旱の憂もなく、漕運の事も、今迄は年毎に海に沈みし米數萬俵、此後より覆没の患ある事を聞かず、と見えたり。長崎に於ける外商との貿易は、前代の時奢侈を専らとせしより、奢侈品の輸入多く

して、我れは銅を以て之を仕拂ひし例なりしも、銅の不足は金銀貨を以て仕拂ひしより、其額年々に巨多となり、新井白石の寶貨通用事略には、長崎一所より外國に出せし大數は、金六百十九萬二千八百兩餘、銀百十二萬二千六百八十七貫目餘、銅二億二萬二千八百九十九萬七千五百斤餘、此數を以て推す時は、外國へ入りし金は、只今我國に在る所の金の數三分が一に當り、銀は只今我國に在る所の數よりは二倍ほど多しとあり、されば嚴に長崎奉行に令して、來船の數を限り、假令ひ來船すとも、我が制限以外に當るものは通商を許さざる事として、専ら銅の産出に比例して其制を立て、以て貨幣の輸出を止めたり。又全國驛傳人馬の夫役も、前代の時、種々の苛政の行ひしたため、吏員及び書信等の來往頻繁なる上に、荷物貫目の検査といふ事もなく、又荷物携帯の制限も殆んど廢止の有様となりしより、助郷課役等年々に増行きて、沿道の人民酷く難儀せしより正徳二年其制を定め、馬荷は十六貫目を程度とし、近江の草津、駿府、武藏の品川、千住、板橋、下野の宇都宮等に荷物、駕籠等の貫目検査所を置き、又津々浦々に於て難破船あるに當り、之が救護の制を寛永に定めたるが、年を経るに従ひ、漸く之を犯すものあるを以て、更に其制を申ね、且つ諸種の制令に於て、永久に遵奉すべきものは、之を板札に記して諸所に掲せしむ。(委しくは正徳令條といふ書にあり)又普請奉行は、前代の時より殆んど勘定奉行の下僚の如くなりて、漸く其弊を生せしを以て、

更に其格式を上げ、遠國奉行の上座となして、勘定奉行と對等に進めたり。又佐渡奉行は、家康の時大久保長安の姦悪ありしより、奉行を置かず、代官を遣はし、諸事は勘定奉行の進退する事となし、に、萩原重秀に至り、其處置往々疑ふべきものあるを以て、更に佐渡奉行二人を置き、勘定奉行の手を離れて、一人づゝ交替して在任する事となりたり。又評定所の聽訟は、寛永に其制條を定め、側衆を遣はして臨監せしめしに、前代に至り之を廢せしより、往々其弊を生ぜしを以て、更に制規を申ねて戒飭し、且つ式日には側衆を臨監せしむる事となせる等、これら皆後例となれり。されど元祿弊政の餘炎猶残りて、匡正の効見えざりしは、室直清の兼山麗澤秘策に、

評定所への御申付に、何れも早々仕廻申儀は、諸事に功參り候て、早く吟味埒明申候や、若其理を不盡して早々仕廻候は、不可然儀に有之由を被仰出候、是は何れも迷惑なる儀、痛入申等之處、一圓左様に無之、とくに其事を仕廻候て、八つ時分より暮までは、唯評定所に空く詰居被申候て、是は筑後殿(君美)の御恩故、暮迄罷在候など悪口申候由、沙汰の限と存候、と見えたり、以て其一斑を知るに足る。

〔間部詮房と新井君美〕 借此代の政局には、いかなる人が尤も専權なりしやといふに、一人もなく、皆家宣親しく處理したるにて、井伊直該を大老職となし、も、元より柳澤吉保の如きに非ず、唯

顧問として新井君美が畫策し、側用人間部詮房が、將軍と君美との間に立ちて上申下令を掌りしのみ。兼山麗澤秘策に、

新井氏、間部殿と兩人にて、上の御相手に被成候様子に相聞え申候、御威光を以て押被仰出候へば、諸役人に申渡事濟候儀、御前代は左様にて候、それを少しも無理を押被仰出候事殊の外御嫌ひにて、何もかも理を盡され候様に、御自身(將軍)御勤被成候、上にてさへ左様に候へば、私共随分御用捨被遊候へ共、此方より少も休息仕心得は無之旨被申候、(君美)私申候は(中)先以君臣御勤政之段、天下之大幸と奉存候、私共外間にて奉伺候には、穆々として何之儀無御座、御穩便に相聞え申候へ共(中)唯今承り候て、儲こそと奉存由申候へば、新井氏被申候は御代替以後、一人も刑罰に被行候も無之、そろ／＼と御政を被擧候事、中々御遠慮有之儀と被存候、

又同書に家宣、君美の二人を評して「此君も絶出の君、此人(君美)も絶出の身にて、言聽れ謀用ひられ候儀は、古今に有之間敷(中)新井氏の才學(中)詩文を好み、道學の志は無之様に存候處、左様には無之、唯惜らくは、至公無我、舍己從人の心は如何可有之哉と存候」とあるは、蓋し適評ならん。

家宣の薨去と遺戒

後事の諮問——遠戒——増上寺に葬る

〔後事の諮問〕 正徳二年夏の頃より、家宣不例と披露ありしに、十月十四日遂に薨じぬ、時に年五十一。病中の情況大略は折たく柴の記に、

此年の春過ぎ夏になりぬる頃より、何となく御心地例ならずと聞えし程に、暑さ忘れて稍涼しき空になりぬれど、御薬の事ども其驗しんげんみえさせ給はず、(略)二十七日(九月)に召されて、詮房朝臣して窈かに問はせ給ひしは、凡そ始めあるもの、其終なきはあらず、さればよのつねも、なからん跡の事まで思ひ計るべき也、ましてや身の病あらんに、其思計りなかるべきやは、されば女子の輩の忌み嫌ふ事の如くして、身死しなん時にのぞみて、其事ども思計れども、あやまちある事を免るべからず、我病のひまある折々、身の後の事を思ふに、其事二つに出でず、汝の定め申さん所に依りて、我心をも定むべしと思へば召したる也、我思はずも、神祖の大統をうけつぎて、我後とすべき子なきにしもあらねど、天下の事は、我私にすべき所にあらず、古より此かた、幼主の時、世の動なき事多からず、神祖三家を立置かせ給ひしは、かゝる時の御爲めなり、我後の事

をば尾張殿に譲りて、幼きもの(子家繼)も幸ありて、成人にも及びなん時の事をば、我後たらん人の心に任すべき事也、但しは又我多かりし子の中、我後ともなしぬべき唯ひとりのみ、世に残りぬれば、其幸ありて、成人にも及びなん程は、尾張殿西城におはして、天下の事を攝行ひ給ひ、我後たるもの、不幸の事あらんには、尾張殿神祖の大統を受けつぎ給ふべきにや、此二つの間をもて、計らひ申すべしと仰下さる、某此事を承りて、匹夫匹婦の類といへども、誰かは我子の幸あらん事を思はぬ者の候べき、然るに斯る事ども思召しよられし、誠に有難き御事なり、されど仰下さる所は二つながら、國のため世のため然るべき事とも覺えず、遠く其ためしを求むる迄もあらず、神祖の御時、結城殿(秀康)いまだ世を早くし給はざるほど、天下の人の心定まらぬ事ども候ひき、其次の御代にも、駿河殿(忠長)世におはしませし程にも、又天下の人其心定らず、まさしき御父子兄弟の間、何の御事あるべきなれど、賤しき諺に、禍は下より起りぬといふ如く、世の人各々其私を營みし事のために、あらぬ事ども申觸らして、隔てなき御なからひも御快からず、果てには御母を同じくせさせ給ひし御弟をも、失ひ給ふ程の御事に至りぬ、今よりは世も上りし時だに、猶かくの如し、ましてや下れる今の世の如きをや、仰下さるゝ事の如くにも候はんには、必ず天下の人、其黨相分れて、終には世の亂れになりなん事、應仁の頃はひの如くにこそ

候べけれ、祖宗の御時、御幼稚の間に世を繼がせ給ひし御事多かる中に、神祖の御時の事は、いかにや候ひき、三家を始め參らせ、御一門の方々、譜代相傳の御家人等の、斯くて候はん程、若君御代を繼がれんに、何事か候べきと答申したりければ、(略)此のちやがて、御あとの事ども深く遠く計らせ給ひて、唯何となく御臺所の御方に仰せられし事どもありて云々、

と見えて、御臺所に仰せられしとは、紀伊吉宗の事なるべし、そは次條を看て知るべし。又兼山麗澤秘策に「十月九日夜より十日晝迄、御病氣危急の内、少々御くつろぎ被_レ成候へば、其儘御用之事被_レ仰出、一事も御自分の上の事には無_レ之、天下人民の事と、東照宮百年御法會の儀に御座候、十日晝過迄にすぎと相濟、御正命を被_レ絶候を御待被_レ遊候由、」とあり。

〔遺戒〕 借諸有司への遺戒は、

我思はざるに、此度の病追日輕からず、今日も危し、依_レ之三家を始め、諸大名及び諸役等まで、不例快然のため、山王、根津(根津權現は家宣の産土神なるを以て、特に崇敬あり)に於て令_レ祈願の由、甚以感心少からず、併我祈る事久し、王公といふとも命に限あれば、其期をまぬかれがたし、我治世四年僅にして、政事心の及ぶ所精ならず、情おもんみるに、東照宮百回御忌の法會社參を遂げざる事、天下の主と崇敬せられし其詮、曾以なくして、今更いふにたらず、鍋松(家繼)我に

代りて聊東照宮の神恩忘れ奉るべからず、尤以百回御忌法會厚く執行、台徳院殿忌日、末々迄輕じ奉るまじ、年月程久しければ、心ならず等閑に成ものなれば、能々心付べし、大猷院殿、嚴有院殿、是亦祖に准すべし、常憲院殿御忌日、是は年月遠からざれば、いふに及ばず、我世を去らば増上寺に葬すべし、近代の祖各上野に葬し、増上寺は追日詣する人も多からず、然る時は百年に及ては、台徳院殿御忌日をも、忘るゝ人も多かるべし、台徳院殿を輕じ奉る基なり、爰を思て我今度命終らば、増上寺に葬せよと言葉を残す、我心底をおもんばかり、鍋松益祖を輕ぜざる事、古より、主重からざれば威あらざる事、人の知る所なり、況や主幼時は威重からず、故に却て臣威とこしなへにして、輕からざるものなり、臣たるもの、幼き主に、祖を厚く崇敬する事を專一に教へ、三家の家々及び連枝類葉にしたしみを薄くすべからず、重く仁心増長する事を教へよ、政事に及んでは、極重惡の者たりといふとも、十に一ツも宥免すべき道理を穿鑿し、重罪を輕罪になす事を、眞の政事と心得よ、凡て下々は全愚成ものなれば、上智を求るには遠し、老中及び奉行役人一人の了簡を以て、法式を相極る事好ざる事故、九月上旬掟を出す所也、(評定所の制規を申合せしをいふ)末々まで混亂すべからず、各宜く申合すべし、且は役替等の事、役儀の年久敷者を差越へ、近役の者を進まする事は、古役の輩、物毎に差控心出来る者也、然時は近役進むる事

を、臣のしたしきより、疑ふまじきにあらず、而して政道を以て、各相談を遂げ、筋目あるは、舊役の輩を段々に進ますべし、其の外諸願等、滞る事あるべからず、尤以非の願を用べからず、假令正道の願たりとも、同時節に願事を、臣の身として親疎を忘れて遅速無之、同様に申渡すべし、何事によらずかたよる事勿れ、老中及び役人心を一つにして、鍋松に正道を豫じめ教べし、然時はおのづから主輕からずして、威も亦然り、宜しく之を味ふべきなり、我年久しく見るに、國主及び大身小身の者共、種々の珍寶或は金銀の作り物を進むるは、敬ふに似て諂ふに近し、依之治世の初めに、不時の捧げ物の事堅く戒しむ、今鍋松幼稚なれば、臣たる者心を付て、捧げ物を増す事を許さず、減する事を願ふ、主は勿論、臣たる者、貧しき事有時は亂に近し、臣たる者、贈り物になどか心を傾けん、増益の品に心をよするは賤敷者のなす所也、今更いふに及ばざる事なれど、百年過て世の風俗も違ふまじきにもあらねば、爰に戒しむ、年久敷間に、大身小身の旗本の者迄も困窮する事、是皆無益の贈物に心を悩ましめ、(前代よりの弊風改らざるを知るべし)人に劣るを悔、分限不相應の贈物をして、却て困窮する事を知らず、是亦其者の誤にあらず、受る者の誤なきにしもあらず、臣たる者、東照宮及び當家の源神の恩を思は、殘置遺戒を忘るべからず、諸國及び江戸民屋末々迄、困窮せざる事を心に掛け、難儀に不及様に政事執行ふべし、

是鍋松が爲にあらず、天下四民やすかるべき事を思ふのみなり、掃部頭、(大老井伊直該)老中及び諸役人奉行、自分の樂みを求る勿れ、天下萬民末々迄安心する事を求めよ、末代たりといふとも、東照宮の神恩及び台徳院殿以來御治世記録おろそかにすべからず、恐るべし、慎むべし、我命終るとも、我跡に心を殘すべからず、鍋松を天下の四民、一人として父母の如く思ひつかん事、宜しく執行すべき也、正徳二年十月十九日、墨印

又一般に示せる遺書は、

不肖の身、東照宮の神統を承しよりのかた、天下の政道常に神徳に嗣ん事を以て心とす、然るに在世の日短くして、其の志を遂げざる事、今に及んでいふべき所をしらず、古より主幼く國危き代々を見るに、其世の人、權を争ひ黨をたて、其心和がずして相疑ふによらざるはなし、胡越の人も舟を同くして水を渡るに、其心を一つにして力を共にする時は、風波の難をも渡るべし、況や今の世の人、當家創業の後、治平百年の間に相生れ長となる事、誰かは東照宮の神恩によらざるもの、あるべき、人々其神恩に報ひ奉り、世のため人のためを存せば、其古の主幼く國危ふき代々の事共を以て深き戒とすべし、若志なからんに於ては、厄難といふのみにはあらず、尤天下人民の不幸たるべし、凡天下の貴賤大小、宜しく可相心得一事に思召者也、正徳二年辰十月九日、

〔増上寺に葬る〕 乃ち遺命に依て増上寺に葬る、其時の事を折たく柴の記に、

二十日には、増上寺に送り出し参らす、(略)此程日毎に天花のふりぬとて、器をもてうくるに、あざみの花の如くなる、金色の光あるもの、風にしたがひて下るなり、日を経ぬれば、粉の如くにくだけうせぬ、十一月の二日の夕、御はうぶりの儀あり、(略)其程に大星あらはれて、月を繞りしを、皆人見たりしなどいひしかど、我は其事を見ず、寺より御墓所に渡り給ふ程、雹のはらりとふりきぬと覺えたりし、其物の、御喪屋の上には殊に多くたまりしを、とりて進らす、悉く皆照り輝ける白き玉にぞありける、二三日が程は、其玉拾ふとて、こゝかしこにみち／＼し人、道もさりあへず、(略)中陰の程、幼き子どもの類も、聲高く物いふ事もなかりし、考妣に喪するが如くなどいふ事を、聞し事はあれど、其事をまさしく目に見しぞ、有難き事なるべき、

と見えたり、此時増上寺へ葬送に當り、彼の寺より、今般御喪事に付、大僧正祐天登城の節は、御玄關まで乗付けに仕りたし、右は是迄上野宮御登城には、御駕は御玄關に乗付けに成され、増上寺大僧正には一格を下げられ候儀、全く宮方と大僧正との格式にも依られ候べきも、此度は御導師の事なれば、上野宮同様にありたしと、寺社奉行へ申出でしかば、寺社奉行再三之を論して斥けたれど、

猶強ひて申出でけるまゝ、其旨老中へ申出でしに、側用人間部詮房、假令ひ御導師たりとて、身分を顧みず、親王家同様に振舞はんと申す條、沙汰の限りなり、そも近代は總べて上野へ入らせられ候を、先上様(先上様)には、増上寺は台徳院殿御一方にて、後世の爲めを思召され、増上寺へと仰出され候儀は其寺に取りては至極の御恩惠なれば、何事も相愼み、御法會執行あるべき筈なるに、嗷訴がましき事を申す條、出家にあるまじき所業、殊更ら御當代は御幼少の事なれば、諸事控へ目に致すべきに、言語道断といふべし、若し御玄關乗付け相叶ざるに於ては、御導師相勤め難しとならば、御葬送は上野に相改められ、増上寺事は、御愁傷の中をも憚からず、嗷訴がましき事を申出で、御法會を妨げ候仕方、急度御咎めあるべしと申し、かば、老中も尤もと同じて、増上寺へ申達せしに、寺僧ら驚愕して、こは全く大僧正の所存には御座なく、役者(役僧)共の存寄りを申上げ候なればと、謝罪して事濟みたり。偕十一月十四日には勅使、院使以下東下ありて、文昭院と謚を賜ひ、太政大臣正一位を贈らるゝ等、總べて先例の如し。

因みに云、御臺所は前關白近衛基熙の女嬬子、御母は後水尾天皇皇女常子内新王、延寶七年六月御縁組、十二月甲府邸に東下、寶永元年西の丸に移り、寶永六年六月從三位宣下あり、是に至りて落飾あり、天英院殿と稱す、尋で從一位宣下あり、寛保元年二月二十八日薨す、年八十、増上

寺に葬る。

諸書に家宣を以て、家康の行爲に似たりと見ゆるも如何あるべき、予は秀忠の行爲に似たりと思ふは、是れ亦備案なるか。

家 繼

幕府の堂上化——君美信篤軋體の再演——貨幣改革——外國貿易の檢束——分知家繼の改正、評定所の戒飭——家繼の葬去と紀伊吉宗

〔幕府の堂上化〕 家繼は家宣の三男、母は勝田備後守由愛の養妹、實は町醫師勝田壽迪が女、(家宣薨去の後落飾して月光院と稱す、正徳三年十一月從三位宣下あり、寶曆二年九月十九日逝く、増上寺に葬る) 寶永六年七月三日誕生、幼名世良田鍋松と稱す、折たく柴の記に據れば、俗諺に、丑年の生れは、他姓を稱せざれば成生せずといふに依りしと見えたり、二兄は皆天せるを以て嗣となる、家宣薨するの年十二月二十三日、權大納言正二位に叙任す、時に四歳。抑も武門政權を執りてより、斯る幼主の立ちしは前後に此代のみ。されば慶安四年に家綱十一歳にて立ちてすら、三家には紀伊頼宣、水戸光圀、一門には保科正之、元勳老臣には井伊直孝、酒井忠勝、板倉重宗、阿部忠秋、

松平信綱等ありて、殆んど寢食を安んぜずして之を輔佐して庶政を處理し、其他譜代大名、旗本土の中には、數回の戰場を経たる老武者もありて、三河武士の本色を顯はすは此時なれ、あはれ何物にても、東照宮の御恩を忘れ、御當家に弓引く者あらば、いで御武威の程を示さんと意氣込みたるなどにて、辛うじて其の太平を持続するに至れる程なるに、今は三家とても貴公子のみ、其の外一門老臣と雖も、何れも所謂大名育ちの人物なるに、譜代大名、殊には肝腎の手足と頼む旗本土は、昔の三河武士とは全く正反對なる元祿武士と成下りなれば、此際に於て東照宮御恩徳とか、御當家の御武威とかは、口にこそいへ、實際には何等の功用なし、又諸大名も、家綱の時には、或は些少の破綻もあらば俄然起ちて、我れ取つて代はらんと、内々手に唾して形勢を瞰ふ輩もありて、實に物騒千萬といはれ、武士としては頗る興味ある時勢なりしかど、此時は之と正反對にて、東照宮御恩徳とは、時候の寒暖を序すると同じく、御當家の御武威とは、葵の金紋と見做し、假令ひ些少の破綻あればとて、命掛けの望みを企つる輩もなき代りに、眞に將軍に服従するの念もなく、折に觸れては賄賂もて、不時の手傳ひ課役、一步進みては參勤交替の繁劇を免れんと望む輩のみなれば、從て幕府が朝に令する所も、暮には之れを用ひず、遂には三日法度の俗諺さへ出でたる事なれば、其威嚴殆んど地に墮ちたるに近し。斯る情況なれば、此幼主を奉じて全國に號令するには、必

す倚る所なかるべからず、折たく柴の記に、

御中陰の事終りし後、十二月十一日にぞ、御代始の儀行はれたりける、(略)當時は殊に御幼稚の程に御代繼がれしかば、まづ御官途の事申給ひて後、將軍宣下の御儀も有るべきにて、其事を申給ふべき草案をば、有りし御代の如くに某奉るべき由、(略)又御名の字の事をも、さきくの御世には御父の付けさせ給ひしかど、當時は仙洞より御筆をも染參らせらるべき事を申給ふ、(略)此度は正二位の大納言になされ給ふよし、十二月十二日に消息の宣旨あり、(略)仙洞の御筆を染められし御名の字も、かの宣旨と共に、同じき二十二日爰に來りつきしを、吉日を撰れて二十三日に奉りたり云々、

と見え、又正徳五年の春奏請して、靈元上皇第十七皇女八十宮(吉子内親王)を以て御臺所降嫁の事となしたるなど、明かに朝廷の靈威を藉りて自家の威嚴を保たん爲にて、即ち表面には歴代に超越して朝恩の優渥なる、換言すれば朝廷と密接せるを示したるも、裏面は所謂衰龍の袖下に餘威を保てるにて、井伊直弼が大老職として和宮東下を奏請したると同一事情なり。殊に家繼の元服に當りて、仙洞より御冠袍を賜はりしは、前後に此人のみ、こは全く攝關家元服の例に倣ひたるなり、されば幕府に於ても、其式は悉く前代の例を措きて、一に殿上元服の例を用ひたり。(此事を後に至

り、東宮御元服の御例に擬し、僭越を極めたり、是れ新井君美の所爲なりとて攻撃せしは、全く堂上家殿上元服の式を知らざる説なり)尋で將軍宣下に當りては、例は攝關家の中一人若くは二人東下ある事なれば、今度は攝政近衛家熙東下ありたり、こは家繼には、表向き外戚伯父の姻なると、靈元上皇の姫宮は從兄弟の御姻みあるとを以てなり。茲に至り幼主とはいへ、幕府の威勢は、表面のみにては毫も前代に劣らず。されど耿眼の輩には疾くも看破せられ、諸大名の中にも漸く堂上家と縁を結びて、少しにても京都即ち朝廷に接近せんと謀るより、或一部には既に勤王論を主張するに至れり。然るに幕府譜代の大名及び旗本士らは、武將たる幕府が、堂上化して餘威を保たん政略を覺らず、彼の元祿の遊惰に昏睡せる事とて、各々御治世萬々歳を謳歌し、日一日と奢侈に赴き、行列の足並みや供廻り服裝の花美を競ふまでに成下り、既に消防を命せらるゝ輩が、昔は皮羽織、皮頭巾にて、いかにも質素に且つ堅固の服裝なりしを、羅紗の羽織に純子の裏、金糸總纏ひの鏡頭巾といふ出立ちなれば、消防は第二の事にて、唯服裝の花美を世間に示さん野卑心なり、されば其平素の行狀等も推知するに足る。惜こそ正徳四年二月、幕府の法會に、御臺所以下の代參とて増上寺へ行向ひたる大奥の老女繪島、宮路等、歸途狂言座に入るのみならず、歌舞伎者と淫行の事ありて、遂に罪せらるゝ如き、前代未曾有の醜體を演出するに至れり。

〔君美信篤軋轡の再演〕 幕府内部の情勢右の如くなるに、代替りといふを以てか、信篤、君美の軋轡再演せらるあり、そは將軍に官位宣下ありしを以て、日光及び伊勢へ名代の奉幣使を立つるは代々の例なるが、此時將軍は喪中なるを以て、如何あるべきかと、老中より林信篤へ尋ねられたり、こは真享元祿兩度の改正服忌令は、信篤の草せし所なればなり。信篤之に答へて、凡そ七歳未満の人は相互に服忌なし、依て名代を遣はされ然るべしと申し、を、猶安んせざるを以て、君美にも此事如何と尋ねしかば、君美は、甚だ然るべからず、凡そ幼者に服なしとは、尊長より申さば然るべきも、子孫たるもの、尊長に對して申すべきに非ずと、和漢の例を巨細に書立て、上りしかば、信篤猶も抗辯せしかど、其説君美の論を破るに足らざれば、君美は、苟くも此事たる、世の風教に係る大問題にて、諸法度にも人倫を明にすべしとあるに、無服とありては、幕府自身より法度を破るなりと論せしより、室直清も、國喪正義(寫本にて世に傳ふ)を著はして之に賛同せしより、遂に信篤の議は斥けられたり。又信篤建議して、古來年號に正の字を用ひしは、悉く不祥なりきとて、蜀都雜抄、秘笈、千百年眼等を引證して、速かに改元あるべしと申し、に、君美は之を駁して、こは大人君子の口にすべきに非ず、凡そ人間の吉凶禍福壽夭の如き、誠に天命の然らしむるに因れり、今信篤が論する所の魏の齊王芳、高貴卿公、梁の武陵王、金の煬王、哀帝、元の順帝の如き、悉く

不徳の君にして、是等は年號に正の字を用ひすとも、其國を亡すべきなれば、此輩を例として改元の議を上りしは、事體を顧みざるなりと駁し、果ては上に對する禮を失せりとまで論難したるなど、中々の論戰なりき。又増上寺に文昭院の靈廟造營ありて、此所に釣る鐘の銘は、代々林家の所職なるをもて、信篤より其草を上りしに、前代の例とて、奉懸何山何某院殿廟前と認めたりしを、老中より君美に示されしに、君美、こは市井の徒が社前へ掛くる繪馬の文なりと嘲笑して、縁山文昭廟寶鍾といふ題號にて銘文を記されたる類なり。斯る勢ひなれば、林門の憤り鬱勃たるもの、遂に吉宗の代に至り、君美排斥に勉めたるなり。

〔貨幣改革〕 借政務の上に就ての重なるものは、先づ貨幣の改良なり。こは家宣の夙に苦慮せる所にて、彼れは終生之を以て急務の施設となし、なれば、其薨去にも係はらず之を斷行したり。其令文の大意は、正徳二年十月に「元祿年中、金銀の位を改造られ(略)又其數を倍し候、然共其金銀の品は、東照宮の被_三定置(慶長の制)候所には大に不_レ及候により、工商の類、新に造り出され候金銀の價を賤し、各々其利を不_レ可_レ失事を謀り、諸物の價は年中に貴く成來り、終には公私貴賤の難儀に至りぬ、(略)御代の始より、常に御心に被_レ懸候所は、金銀の品古の如く、諸物の價も元の如くにして、天下の煩を可_レ被_レ除御本意に候、中にも金銀の品、元の如く被_三成返_二候事は(略)天下に通用

し來り候金銀は、其半を減じ、天下の人各々其家財の半を失ひ、又工商の類の利を謀り候心は、今迄の如くに候ば(中略)公私貴賤の難儀只今より猶甚きに至り候べき(中略)只何れの道にも、金銀の事は、我國萬代迄の爲に東照宮被_レ定置_二候法の如くに可_レ被_レ成返_一御本意に候、天下の貴賤宜敷此旨を承知すべし、とあるにても知るべし。こは家宣薨去間際の令にて、此時既に金銀改良の計畫ありしにて、其詳細は、君美が寶貨通用事略、改貨議及び折たく柴の記に見えたり。今當時の世態及び貨幣改良に付ての概略を述べんに、元來粗惡なる貨幣の濫造より、物價次第に騰貴したるに、やがて良貨幣と引換への擧ありと聞くや、利に敏き商人ら、俄かに貨幣の價格を下げ、先に金一兩を以て購ひし物、今は金二兩を出すに至れり。されば武家の困難非常なるより、正徳三年三月、幕府は左の令を出せり、近年以來、世間の風俗日を逐て萬事之様子結構に罷成、其上諸物之價も次第に高直(カウザキ)と相成候に付て、御旗本の面々、大身小身に不_レ依、平日の御役御番等も相勤り難く、在番又は遠所御使之節は、一入被_レ及_二難儀_一候事、前御代御聽に達し、御代始御條目之中にも、其旨を被_レ載と雖も、多年之風俗、今に至ては、當時之格式の如く成來(中略)勝手不如意の事により、御奉公も難_二相勤_一に於ては(中略)御番方は、御番限に番頭、組頭中會議有り、諸御役人中は、御役限に同役中會議可_レ有_レ之云々、又兼山麗澤秘策に當時の情況を「物價追日踊貴、旗本中困窮以外の儀、宿番之衆、夜着の物所

持不_レ仕者多く有_レ之候、(中略)然るに執政衆憂慮の御様子承り不_レ申候(中略)文昭院様御代庶政御會議之内、物價踊貴の儀別て御苦勞に被_レ遊云々とあり。然るに此頃銀座年寄深江庄右衛門、中村四郎右衛門ら、先きに柳澤吉保執權の時、萩原重秀に一任したる證狀を種として、盛んに粗惡の銀貨を造出したるより、益々銀貨の價格下りたり。こは、やがて良貨幣を以て交換の際巨利を博せん奸計なるが、正徳四年五月其事願はれ、幕府嚴に令して、金銀座共に其鑄造を停止し、深江らを或は流刑或は追放等に處して其家財を沒收せしに、彼等が數年の奸惡悉く明白せしかば、今は捨置き難く、貨幣改良を斷行するに至り、左の令を出せり、「慶長中被_レ定置_二候金銀の法、元祿年中に至て、始て其品を改められ、寶永の始、再度銀の品を被_レ改候より以來、諸物の價は年々高直に成來、世の難儀に及び候によりて、前御代御治世の始より、金銀の品、慶長の法の如くに可_レ被_レ成返_一御本意に候へども、近世以來、諸國山々より出來金銀の數、古來の如くに無_レ之候を以て、たやすく其御沙汰に不_レ被_レ及候處、元祿の金は損じ候に付て、其通用難儀之由を被_レ聞召、先御沙汰有_レ之、其後に至て寶永の銀も其通用難澁候事御聽に達し、其故を尋ねきはめられ候に及び、世に通用し候所の銀、次第に其銀宜しからざるものとも出來候事相知れ、早速銀吹出し候を停止せられ、其事の由來を御糺明之上、可_レ有_二其御沙汰_一御旨に候處、既に御不例日々に重らせられ候に付、去々年辰の十月十一日、御書付を

以て思召の程を被_レ仰出_二候。依_レ之當御代に至り候以來、人の申沙汰し候事共を被_レ尋究、各詮議之上を以て、金銀の品、慶長の法の如くに可_レ被_レ成返_二事に議定せられ候、其通用の法引替の事は、別紙に相見え候如くに候、此度此御沙汰に於ては、前御代の御旨によられ、天下後代迄の爲めを以ての御事に候上は、貴賤貧富を撰ばず、皆々御定の旨を相守、其功の積るべき所を宜敷覺悟あるべき事に候、若一身の利潤を謀り候ため、何事によらず其通用相滞り候事共、仕り出し候に於ては、前御代の御旨、當御代の御沙汰を違犯候のみならず、天下後代迄の罪人たるべきものに候得者、急度其罪を糺され、嚴科に行はるべき事に候、是又其旨を相心得べき者也、正徳四年甲午五月十五日、(別紙)慶長金并新金百兩・乾字金二百兩、元祿金百兩・乾字金百二兩二分、慶長銀并新銀一貫目・二寶三寶四寶銀二貫目、元祿銀一貫目・二寶三寶四寶銀一貫二百目、寶字銀一貫目・二寶三寶四寶銀一貫三百目、慶長新銀一貫目・元祿銀一貫二百五十目」と、此令文を見て、當時幕府苦心の程を推知すべし。されば其改良鑄造に至りても、元より地金の在るにあらず、依て其議も區々にて、其大略をいへば、第一は、元祿以來發行したる銀貨を慶長の法に復せんには、灰吹銀凡を百十八萬貫目を要す、然るに現時諸鑛山より産出の銀は、一年僅々四千貫目に過ぎざるを以て、悉皆慶長法に復せんには約三百年餘の後を期せざるべからず、到底不可能の事なり、第二は、新銀に含有する所の銀銅を分析する

には、鉛凡を二百七十六萬二千貫目を要す、然るに年々産出の鉛は凡を三千七百三十六七貫に過ぎず、されば其竣功は約七百三十九年の後なり、且つ分析の際鉛毒に感じて死する者、年々其數計るべからず、第三は、銀貨を古制に復せん事の難き、前の二條の如し、假令ひ古制に復し得とすとも、今行はる、新金貨を改めざれば、金銀の價ひ權衡を失して、物價平かならず、故に先づ新金貨と均一なる銀貨を鑄造する事、第四は、改鑄の至難なる、以上の如くなれば、暫く之を延期し、年々十萬兩を出して新銀を買收すべし、然らば世上に其數減少して、金銀貨の價格も平衡すべし、第五は、新銀貨の流通多額に失せるを以て、先づ其半額を買收すべし、其方は、銅大錢を鑄造して之に充つべし、第六は、先づ紙幣を發行して、新銀悉皆と交換し、暫く金、錢、紙の三貨幣を以て通用せしめ、別に錢貨を鑄造して不足を補ひ、年々産出の金銀を以て、約十年を期して貨幣を改鑄し、之を以て一時に紙幣と交換すべしといふ類なり。(其他大阪の人谷長右衛門安敏の建議あり、君美の議に大同なるをもて略す)然るに君美は以上の説を駁して、第一、第二の議は、銀貨を改鑄せんも、地金に乏しといふにあるも、徒らに虛數(實價なきもの)を多くせしとて、實數は増加せず、故に虛數は減するも、(二兩は一兩となる)實數減ぜざれば、物價自ら下落すべし、次に銀を分析するに、鉛毒の爲め死者計ふべからずといふも、古來銅を賣買する徒が、銅中に金分あれば、鉛を以て分析

すといふに、死者あるを聞かず、現今の銀貨は實に銅の銀分を含めるなれば、宜しく大阪の銅商に命じて分析せしむべしと申して、遂に其如く斷行せられ、先づ府庫の貯藏より改鑄に着手し、從て入れば從て改鑄せしかば、正徳五年に及び、金貨(俗に武藏判といふ)二十一萬三千五百兩、翌享保元年に八百二十八萬兩、總計八百四十九萬三千五百兩、銀貨は、此年より享保元年に至り、三億三千百四十二萬貫目(俗に享保銀といふ)に及び、貨幣は悉く慶長の古制に復せり。然るに吉宗の代の元文年間に再び貨幣を改造せるは、其時代に於て述ぶべし。

〔外國貿易の檢束〕 右の如く貨幣を改良せし上は、外國貿易を檢束して、之が濫出を防ぐは自然の情勢なり、茲に於て正徳五年正月、大目付仙石丹波守久尙、目付石川三右衛門政郷を長崎に遣はし、新令數十條を下して戒飭せり。其大略は、「長崎奉行所法令、一、長崎地下人諸願事訴訟等、自今已後町年寄に不_レ任置、奉行所に於て可_レ致_レ沙汰_二事、一、長崎表法令可_レ改定_二事於_レ有_レ之は、在府の同役に申通じ、相伺候て可_レ受_レ差圖_二事、(略)一、奉行所に召連候家來之員數、其分限に可_レ應事に候と雖も、御役所に於て事足るべき程を相計、無用之人數多く不可_レ召連_二事、(略)諸商人等長崎に至り、商賣方之事に付て内縁を求め秘計を廻らし、奉行迄申入候事有_レ之由相聞え候、如_レ斯類に於ては、假令申所有_レ謂_レ、又は何方より頼來と雖も、一切不可_レ及_レ沙汰_二事、一、長崎廻銅定例、長崎廻

銅、凡一年を、定數四百萬斤より四百五十萬斤迄の間を以て限り、(略)諸銅山より出高、年により其多少有_レ之、依_レ之一定之數を定難し、(略)其年により、廻銅の數四百五十萬斤より越候事有_レ之時は、此例に准じ船數に隨て可_レ有_レ沙汰_二事、(略)唐人方商賣之法、凡一年之船數、口船與船共合て三十艘、凡銀高六千貫目に限り、和蘭陀商賣之法、一年船二艘、凡銀高三千貫目、(略)唐船并船數商賣銀子割合定例、南京船七、寧波五艘、普陀山一艘、以上十三艘、凡一船別各銀高二百貫目宛、但普陀山は產物無_レ之、(略)然ば普陀山出之船をば停止し、他所之船を増し候共、宜議定あるべし、若他所より渡來の船之内、其荷物に要用之物有_レ之に付ては、其所之船數を増し、或は其所之船を定數之内に加へ候て可_レ然、廈門二艘、臺灣四艘、以上六艘、凡一艘商賣銀高三十貫目宛、廣東船二艘、凡銀高二百五十貫目宛、温州船一艘、丹山船一艘、福州船一艘、漳州船一艘、東京船一艘、東埔寨船一艘、凡一艘銀高二百貫宛、廣南船一艘、暹邏船一艘、噶囉吧船一艘、凡一艘銀高三百貫目宛、右唐船之賣買銀高總六千貫目之定に依て、其地方の船數を定め、其船割の銀高を割合(略)唐船に積來候荷物之事は、其年之物價に依て多少可_レ有_レ之は勿論に候得共、長崎に於て商賣を被_レ許候銀高之定有_レ之上は、唐人共其積りを相考、餘分に多く積不_レ來様可_レ被_レ申付_二云々。其前年四月には、長崎往來の唐船私商賣に關して諭達を下して、「執政府奉_レ旨下_二長崎奉行所、題爲_レ捕_二勦海寇_二嚴_レ邊禁_二事、凡海

船通_二於我國_一貿易者、我使_三有司_二厚加_一存撫、使_レ母_レ累_二其貨賣_一各遂_二其利_一、事無_二大小_一、歷有_二制度_一、母_レ敢濫冒、各處客商輻湊定有_二其所_一、舟楫往來定有_二其路_一、即遇_二狂風被_レ打、飄到_二定路之外_一、各沿海州郡等、發_レ役收保、轉_レ危爲_レ安、資_二給米糧薪水等_一、護_二送長崎_一、駭_二嚴各商_一、遵_二我禁令_一、恪守母_レ犯、得_レ遂_二生意_一、已及_二三百年_一矣、惟近年以來、奸商蠶害、爲_レ蔽不_レ淺、射_レ利影冒、肆_レ意妄走、不_レ由_二定路_一、出_二沒風浪_一、誘_二我商船_一、竊發私販、上岸登山、截_二伐竹木_一、至_レ如_レ網_二捕魚蝦_一、亦被_二劫奪_一、或揮_二兵杖_一、擊_二傷居民_一、或發_二火炮_一、震_二驚邊境_一、原沿海州郡等、體_二我懷柔之意_一、不_レ敢抗禦、故縱而去_レ之、遂使_二枝黨滋蔓倍甚_一、(略)即此題請旨下_二各道沿海等處_一、要_二守備_一、見_レ有_二賊船影響奸商私販等狀_一、該各州郡發_二哨船_一、捕勦、傳_二首都下_一、母_レ容_二少緩_一、(略)要須_二各處客商人民通船弟兄等遵_二依國禁_一、母_レ有_二背違_一、諭到明告知悉、云々、尋で九州、中國の諸大名に令して、(令文は略す)封内の海上を嚴に視察して、苟くも異様の帆形ある船を見るに於ては、速かに捕ふべく、又我が商船の是等の船に近付くを見るに於ては、急に捕へて長崎奉行に通告せしむ。此等の事情を折たく柴の記に、

むかし唐船の數も、交易の銀額も定らざりしに、貞享二年乙丑より、唐船交易の歲額銀六千貫目、阿蘭陀船の金額五萬兩に定められ、元祿元年戊辰に至りて、唐船の歲額七十隻に定めらる、(此時、清の乾隆帝、海禁の令を解きしを以て、來船二百隻に及べり、古今未曾有の事なり)然るに元祿

八年乙亥伏見屋四郎兵衛といふ者、額外に銀千貫目の交易を許されて、價銀千貫目に當る程の物ども、銅をもて買ひとらむ事を望み申す、(略)是を世に代物替といふ事の始とす、明年丙子には、運上の金一萬兩を進らすべければ、五千貫目の代物替を許されん事を請ふ、(略)是れ運上といふ事の始め也、其明年丁丑に、長崎の商人高木彦右衛門といふ者、船額七十隻の外に十隻を増され、銀額六千貫目の外に二千貫目の代物替をゆるされて、運上の金二萬餘兩を進らすべき由を望みければ是に於て伏見屋が代物替をば停められ、高木が請ふ所をゆるさる、(略)元祿十二己卯、萩原近江守、林藤五郎等長崎に下りて、長崎の會所にて、外國の船貨をもて、我國の商人に賣得し價銀を、金子に換へし所七萬兩、此外唐人、阿蘭陀人の置銀、つかひ銀、落銀、間金、役料抔といふもの共に、總計金一萬兩餘の外は、悉く皆公に收めらるべき法を定む、是れ地下配分金七萬兩といふ事の始め也、(略)年々に銅の數足らずして、交易行はれず、(略)長崎の地下人、交易の行はれざるがために肌餓の者多く、弱き者は、かしこに留まる唐人と通じて、館中に於て私販(出買、仲買、ぬけ荷、ぬけ買)の事あり、強き者はかしこを去りて、唐船を待ちて、海上にして私販の事あり、外國の人も、近年に及びては、定まれる海路をも往來せず、近海に出沒し、我國の奸商を待ちて私販し、剩へ此程は陸に上りて、水を取り木を伐り、漁船の網せし魚蝦、女童の拾ひし海